

第5次いちかわハートフルプラン (案)

市川市障害者計画

第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画

【令和6～8年度】

(2024～2026年度)



市川市

-目次-

第1部 総論

第1章 第5次いちかわハートフルプランの概要

第1節	これまでの経緯	2
第2節	第5次いちかわハートフルプランとは	4
第2章	障がい者福祉の現状と課題	
第1節	障がい者福祉をめぐる内外の動き	7
第2節	障害者手帳所持者数等	11
第3節	前計画（第4次いちかわハートフルプラン）の達成状況	25
第4節	障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見	42
第5節	障がい児福祉に対する市民の意識	50
第6節	まとめ	52

第2部 市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節	理念	58
第2節	将来像	59
第3節	基本目標	60
第4節	施策推進の方向	61
第5節	各施策に共通する横断的視点	62
第6節	理念等の構造	64

第2章 具体的な施策

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項	障がい児支援	66
第2項	学校教育	69

第2節 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～

第1項	就労支援・雇用促進	71
第2項	生涯学習・文化・スポーツ	75

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第1項	地域生活の支援	77
第2項	情報アクセシビリティ・意思疎通支援	86
第3項	保健・医療	88
第4節	相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	
第1項	相談	90
第2項	権利擁護	97
第5節	誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	
第1項	災害や感染症の対策	99
第2項	まちづくり・居住環境整備	102
第6節	地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	
第1項	障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	106
第2項	支援人材の確保と質の向上	109

第3部 第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画


第1章	計画の方向性	114
第2章	成果目標と活動指標	117
第3章	障害者総合支援法に係るサービス等	
第1節	障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	125
第2節	障害福祉サービスの整備	
第1項	訪問系サービス	127
第2項	日中活動系サービス	129
第3項	居住系サービス	133
第3節	相談支援の整備	136
第4節	地域生活支援事業の整備	
第1項	理解促進研修・啓発事業（必須事業）	139
第2項	自発的活動支援事業（必須事業）	141
第3項	相談支援事業（必須事業）	142
第4項	成年後見制度利用支援事業（必須事業）	145
第5項	成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）	147
第6項	意思疎通支援事業（必須事業）	148

第7項	日常生活用具給付等事業（必須事業）	150
第8項	手話奉仕員養成研修事業（必須事業）	152
第9項	移動支援事業（必須事業）	153
第10項	地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）	154
第11項	市が自主的に取り組む事業（任意事業）	156
第4章 児童福祉法に係るサービス		
第1節	障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	158
第2節	障害児通所支援等の整備	159

第4部 資料

第1章 資料		
第1節	策定体制	164
第2節	策定の経過	165
第3節	市川市社会福祉審議会条例	166
第4節	市川市社会福祉審議会委員名簿	169
第5節	用語解説	170

※ この冊子中、「*」印がついた語句については、巻末に用語解説を載せています。



第1部
総論

第1章 第5次いちかわハートフルプランの概要

第1節 これまでの経緯

- 本市では、平成10年3月に「市川市障害者施策長期計画」（計画期間：平成10年度から19年度まで）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。
- この間、平成18年4月に障害者自立支援法（平成17年法律第123号。現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。））が施行されたことに伴い、法施行と同時に第1期の市川市障害福祉計画（計画期間：平成18年度から平成20年度まで）を定めました。
- 平成20年3月には、市川市障害者施策長期計画の計画期間の終了に伴い、「市川市障害者計画（基本計画）」（計画期間：平成20年度から29年度まで）と「市川市障害者計画（実施計画）」（計画期間：平成20年度から22年度まで）を策定しました。
- この市川市障害者計画（基本計画）では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取組を進めるために、それまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標と6つの施策推進の方向に沿って施策を計画的に推進してきました。
- 平成24年3月には、翌4月からの「第3期市川市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度から26年度まで）に合わせ、平成23年度から25年度までを計画期間としていた「市川市障害者計画（第2次実施計画）」を1年間延長することで、両者をあわせて「いちかわハートフルプラン」として初めて定めました。
- 平成26年3月には、国の制度改革の動きや社会情勢の変化に対応するため、「市川市障害者計画（基本計画）」の改訂を行いました。

第 2 節 第 5 次いちかわハートフルプランとは

(1) 第 5 次いちかわハートフルプランとは

○第 5 次いちかわハートフルプランとは、次の 2 つの計画をセットにしたもの
ことをいいます。

- ・ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市川市障
害者計画」
- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
第 33 条の 20 第 1 項に基づく「第 7 期市川市障害福祉計画・第 3 期市川市障
害児福祉計画」

○後者の計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20
第 6 項に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市で
は一体のものとして作成するものです。

(2) 「市川市障害者計画」とは

○「市川市障害者計画」とは、「市川市における障がい者のための施策に関する基本
的な計画」（市町村障害者計画）（障害者基本法第 11 条第 3 項）のことであり、
策定は市町村の義務となっています。

(3) 市町村障害者計画の内容

○市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計
画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」るこ
ととされています（障害者基本法第 11 条第 3 項）。

○市川市障害者計画の詳細については、第 2 部に記載します。

(4) 「第 7 期市川市障害福祉計画・第 3 期市川市障害児福祉計画」とは

○「市川市障害福祉計画」とは、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村
障害福祉計画のことであり、「障害福祉サービス*の提供体制の確保その他この法
律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」とされています。

○「市川市障害福祉計画」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間に計画

の期間とした「第 1 期市川市障害福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で計画の期間とするこの度の計画は、第 7 期の計画に当たります。

- 「市川市障害児福祉計画」とは、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画のことであり、「障害児通所支援* 及び障害児相談支援* の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とされています。
- 「市川市障害児福祉計画」は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で計画の期間とした「第 1 期市川市障害児福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で計画の期間とするこの度の計画は、第 3 期の計画に当たります。

(5) 市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容

市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容に関しては、障害者総合支援法第 88 条、児童福祉法第 33 条の 20 に、次のような規定があります。

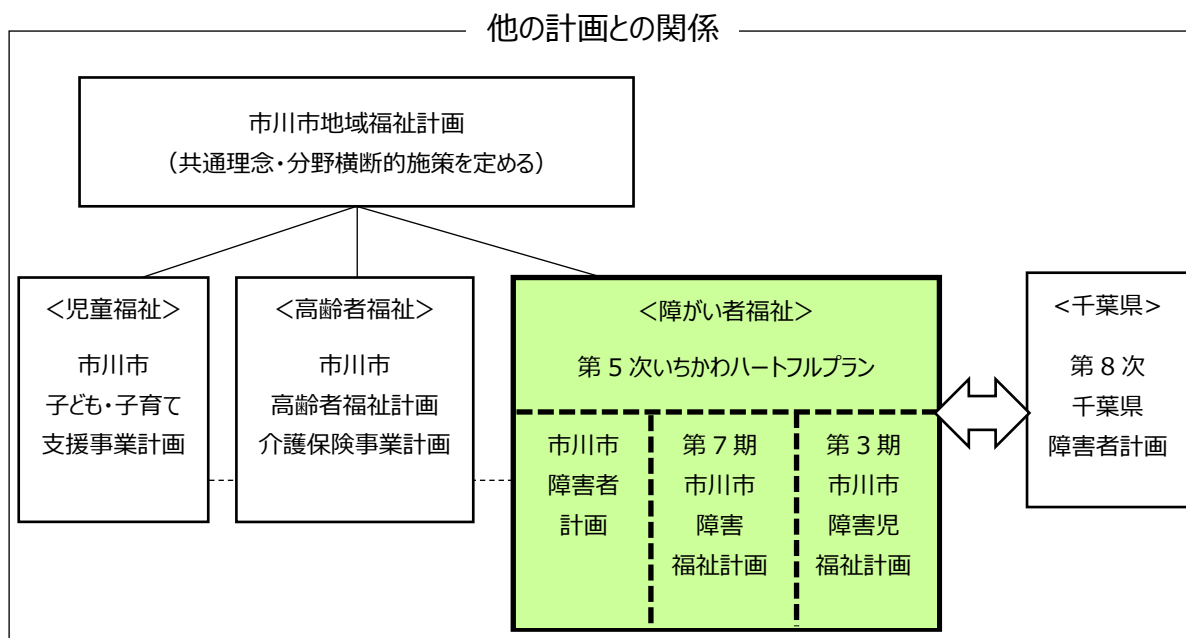
- 厚生労働大臣が定める「基本指針*」に即して定めるものとする。
- 次に掲げる事項を定めること。
 - ① 障害福祉サービス（障害児通所支援）、相談支援*（障害児相談支援）及び地域生活支援事業* の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ② 各年度における指定障害福祉サービス*（指定通所支援*）、指定地域相談支援* 又は指定計画相談支援*（指定障害児相談支援*）の種類ごとの必要な量の見込み
 - ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めること。
 - ① 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ② 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）及び前項③の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児*）の数及びその障がいの状況を勘案して作成すること。
- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めること。
- 市町村障害者計画、市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障がい者等（障がい児）の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画の詳細については、第3部に記載します。

(6) 他の計画との関係

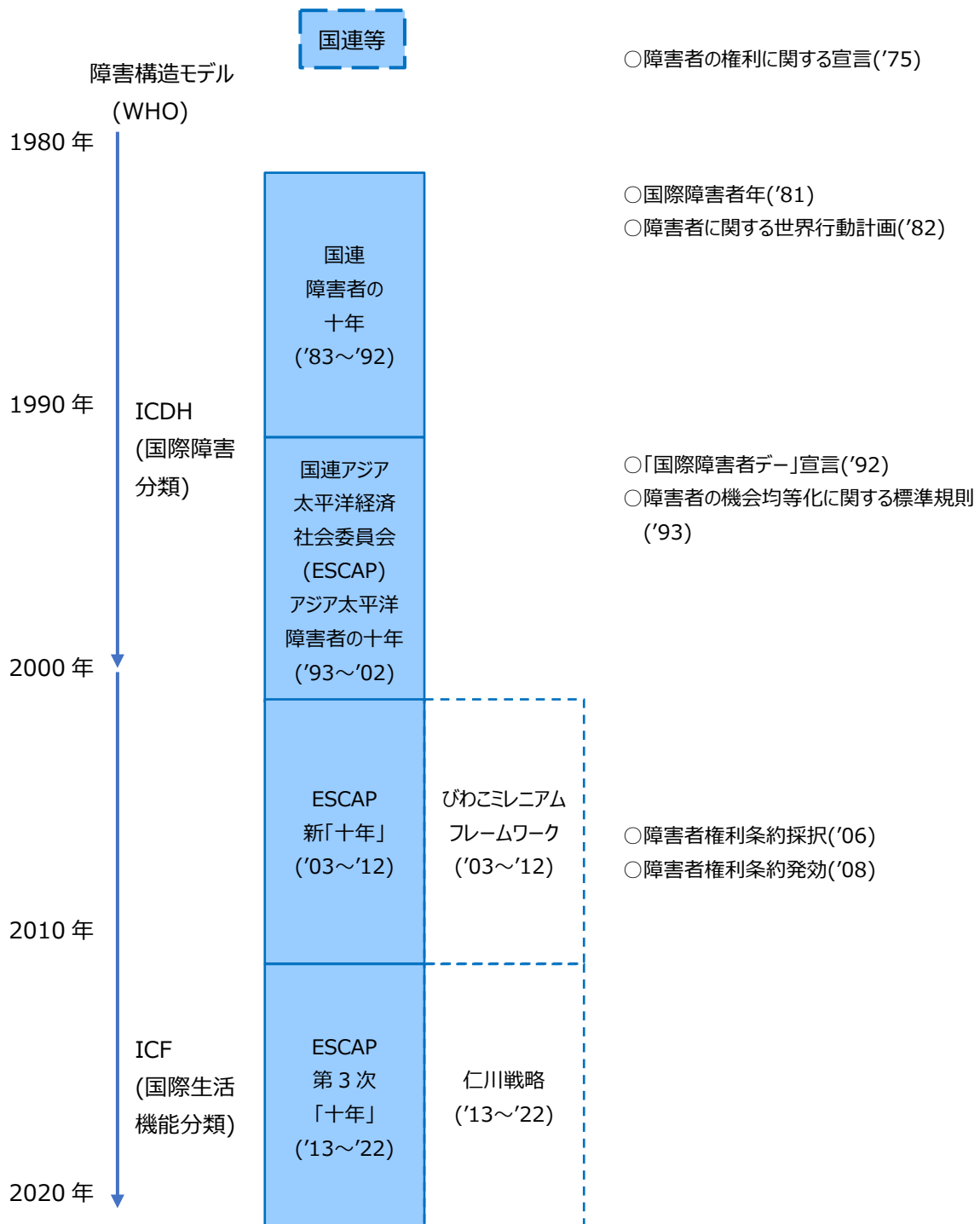
- 第5次いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める「市川市地域福祉計画」との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。



第2章 障がい者福祉の現状と課題

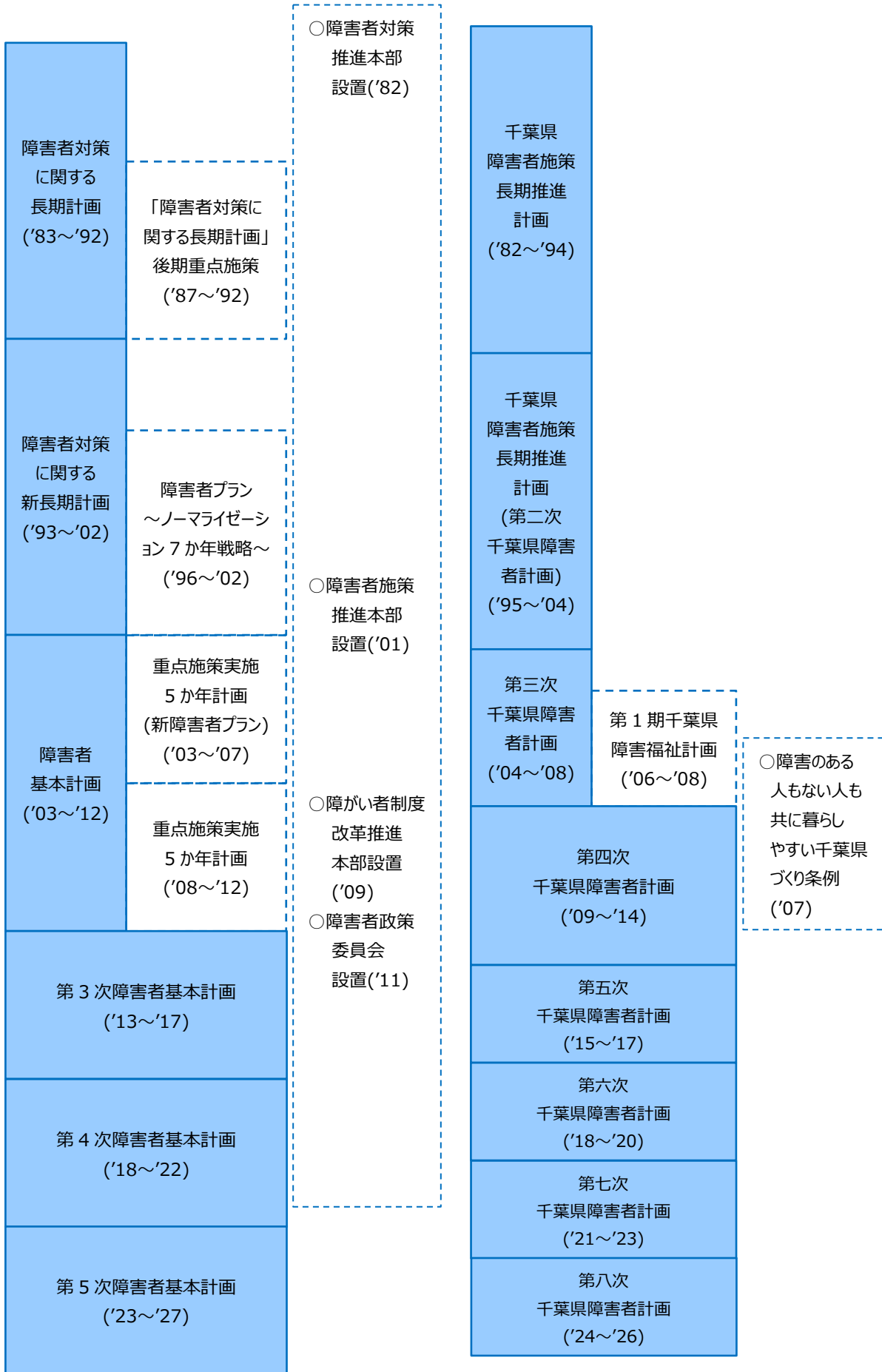
第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き

第1項 障がい者施策の動向

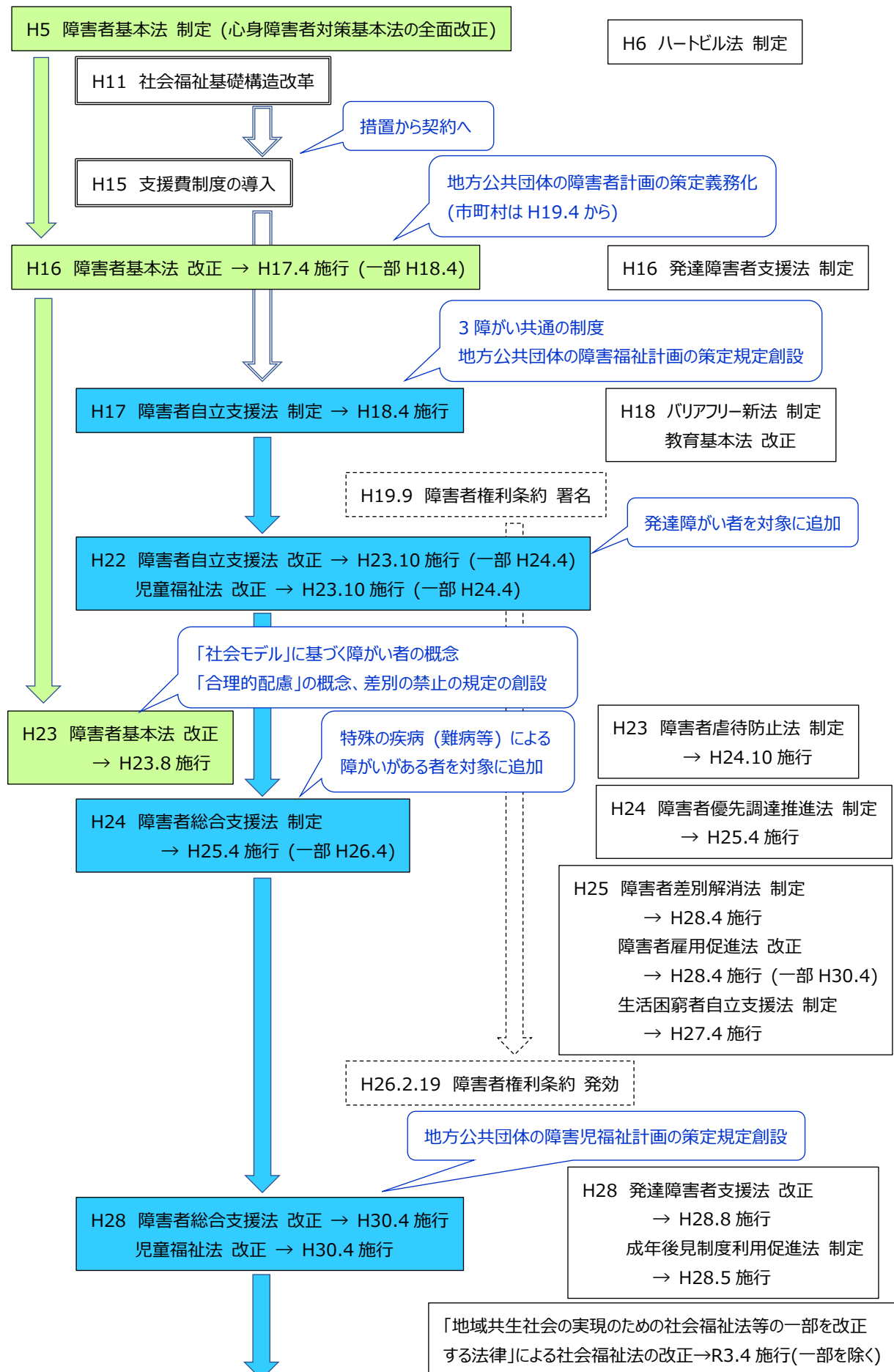


国の計画等

県の計画等



第2項 障がい者施策に関する国内法等の変遷





地域生活支援拠点等*の整備と基幹相談支援センター*の設置の努力義務化

R4 障害者総合支援法 改正 → R6.4 施行

R4 障害者による情報の取得及び利用
並びに意思疎通に係る施策の推進に
関する法律 制定
→ 公布日施行

第2節 障害者手帳所持者数等

千葉県が公表している各市町村別の障害者手帳所持者数等と、厚生労働省の福祉行政報告例、衛生行政報告例から、本市における各障害者手帳所持者数等の傾向を整理しました。

(1) 身体障害者手帳*所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、近年はわずかに減少傾向にあり、年平均で約0.5%ずつ減少しています。

千葉県で見ると市川市よりもさらにわずかな減少傾向（年平均約0.05%の減少）、全国で見ると年平均約1.1%ずつ減少している傾向があります。

全国・千葉県・本市それぞれでわずかな違いはありますが、身体障害者手帳所持者数はわずかな減少傾向にあると言えます。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。

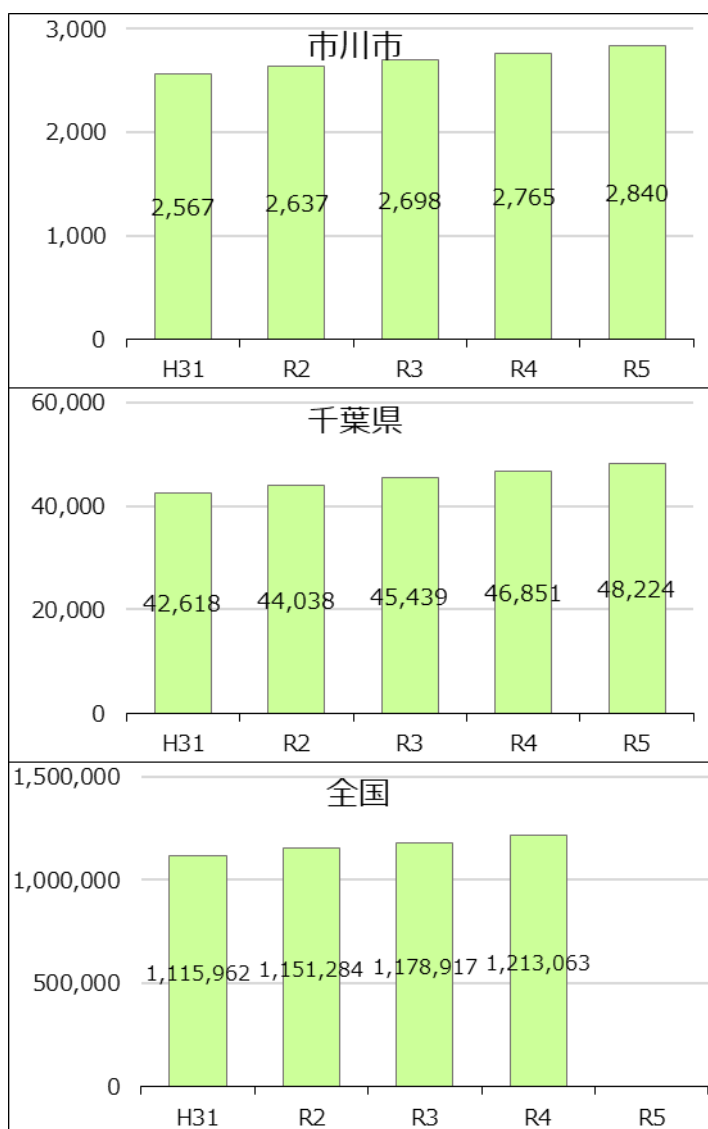


(※ 各年の3月31日時点)

(2) 療育手帳*所持者数

本市の療育手帳所持者数は、年々やや増加していく傾向にあります。年平均で約2.6%の増加を続けていますが、千葉県全体で見ると年平均約3.1%の増加、全国では年平均約2.8%の増加傾向となっており、他と比較すると本市の増加傾向はやや緩やかと言えます。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。



(※ 各年の3月31日時点)

(3) 精神障害者保健福祉手帳*所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、他の2つの障害者手帳所持者数と比べると、全国、千葉県、本市のいずれにおいても、最も増加傾向が顕著となっています。

市川市では年平均で約6.7%の増加傾向にあり、千葉県では年平均で約7.8%、全国では年平均で約5.9%と、高い増加傾向を示しています。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。



(※ 各年の3月31日時点)

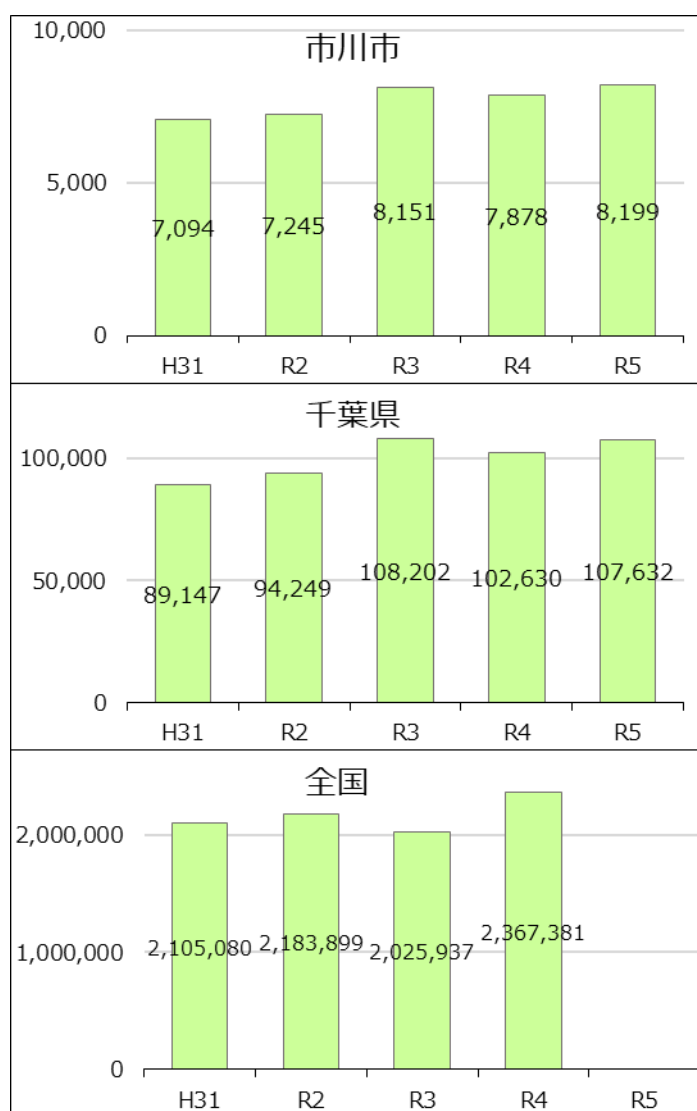
(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療（精神通院医療）を受給している方の数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数と同様に、増加傾向となっています。

市川市では年平均で 3.7%程度の増加傾向にあり、千葉県では年平均で 4.8%程度、全国では年平均で 4.0%程度の増加傾向にあります。

障がい者は障害者手帳を所持している方や自立支援医療を受給している方に限るわけではありませんが、全国、千葉県、本市ともに、身体障がいの方や知的障がいの方よりも、精神に障がいのある方が特に増加している傾向にあるものと考えられます。

なお、令和 3 年の数値だけ他と傾向が異なるのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、支給認定の有効期間を 1 年間延長する措置を講じた影響によるものです。



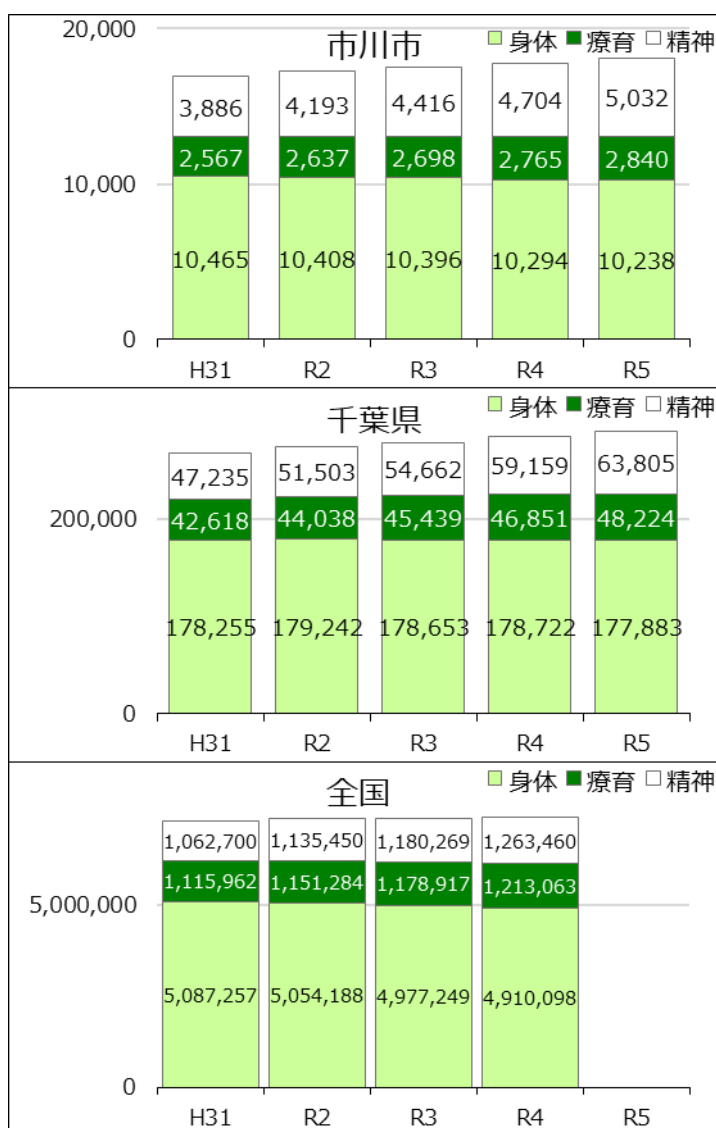
(※ 各年の3月31日時点の受給者数。ただし、全国のデータについては各年の3月31日までの12箇月間の支給認定件数。)

(5) 身体・療育・精神の各手帳所持者数の合計

3つの障害者手帳所持者数の合計を見ると、市川市では年平均で約1.7%の増加傾向、千葉県では年平均で約2.0%の増加傾向、全国では年平均で約0.6%の増加傾向にあります。

3つの障害者手帳の中では、身体障害者手帳の所持者数が最も多く、わずかに年々減少していく傾向にあり、それに対して、数としては少ない療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が年々増加する傾向にあつて、3手帳全体として見ると増加傾向にあることから、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加傾向が強く表れていることが見て取れます。

ただ、身体障害者手帳所持者数はわずかに減少傾向、療育手帳所持者数は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は特に増加傾向、という特徴は、全国、千葉県、本市それぞれで、同様であることが分かります。



(※ 各年の3月31日時点)

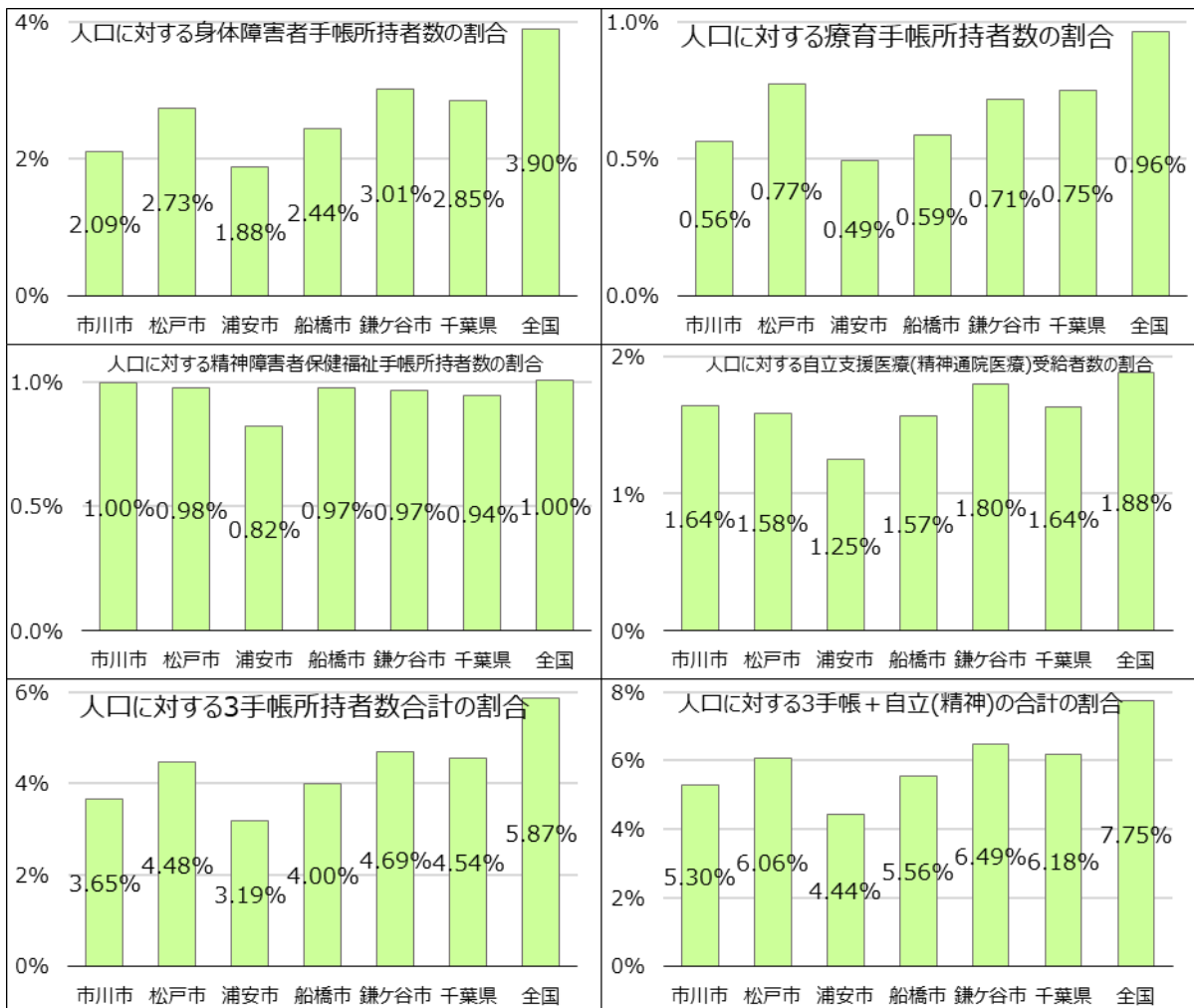
(6) 人口に対する割合

次に、隣接市並びに千葉県及び全国の、障害者手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況を見てみます。

本市は、他市等と比べて身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者の割合が低くなっており（浦安市を除く）、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は全国とほぼ同じ値、自立支援医療（精神通院医療）受給者の割合は千葉県とほぼ同じ値となっています。

各障害者手帳所持者数を合計した数や、これに自立支援医療（精神通院医療）受給者数も足した数で割合を見ると、本市は、身体・療育の2つの障害者手帳所持者の割合の低さの影響を受け、他市等よりも割合が低くなっています（浦安市を除く）。

本市は、身体・療育の2つの障害者手帳所持者の割合が低めで、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合がわずかに高め（ただし全国とほぼ同じ）という特徴を持っていると言えます。

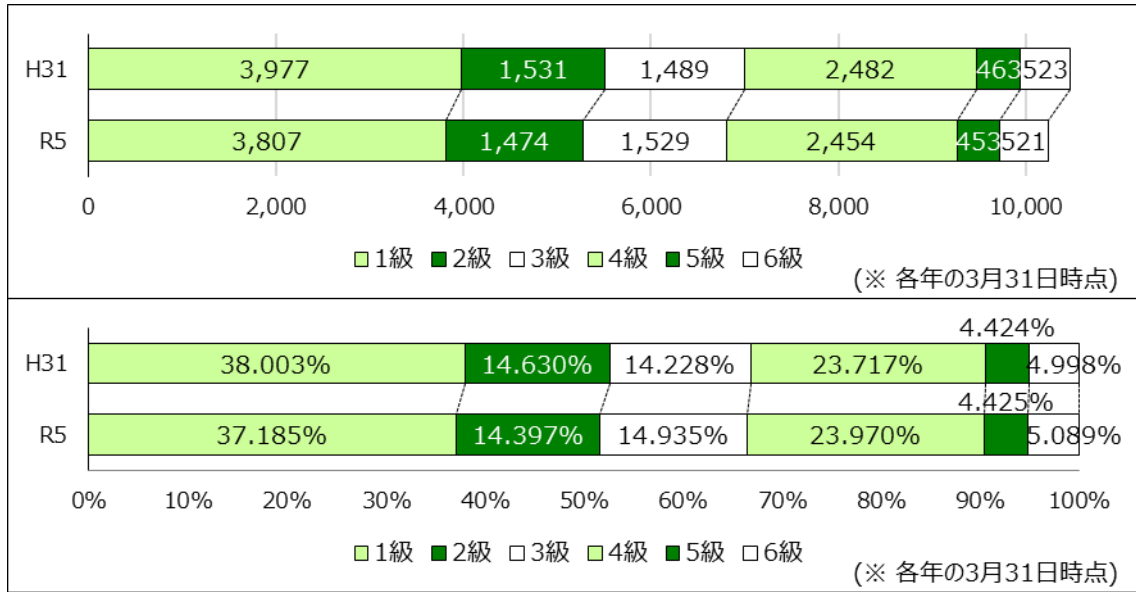


(※ 全国の人口は令和4年1月1日時点の住民基本台帳人口、その他の人口は令和4年3月31日時点又は令和4年4月1日時点の住民基本台帳人口を用いた。)

(※ 各障害者手帳所持者数、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和4年3月31日時点の値を用いた。ただし、自立支援医療(精神通院医療)については、全国の値のみ令和3年度の支給認定件数を用いた。)

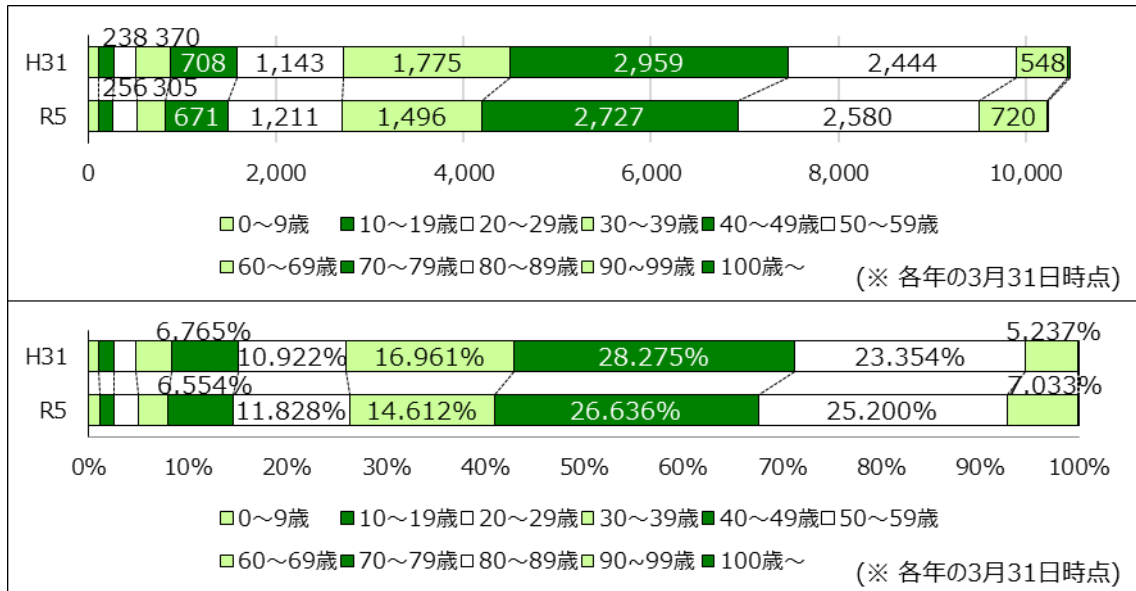
(7) 本市の身体障害者手帳所持者の内訳

① 等級別



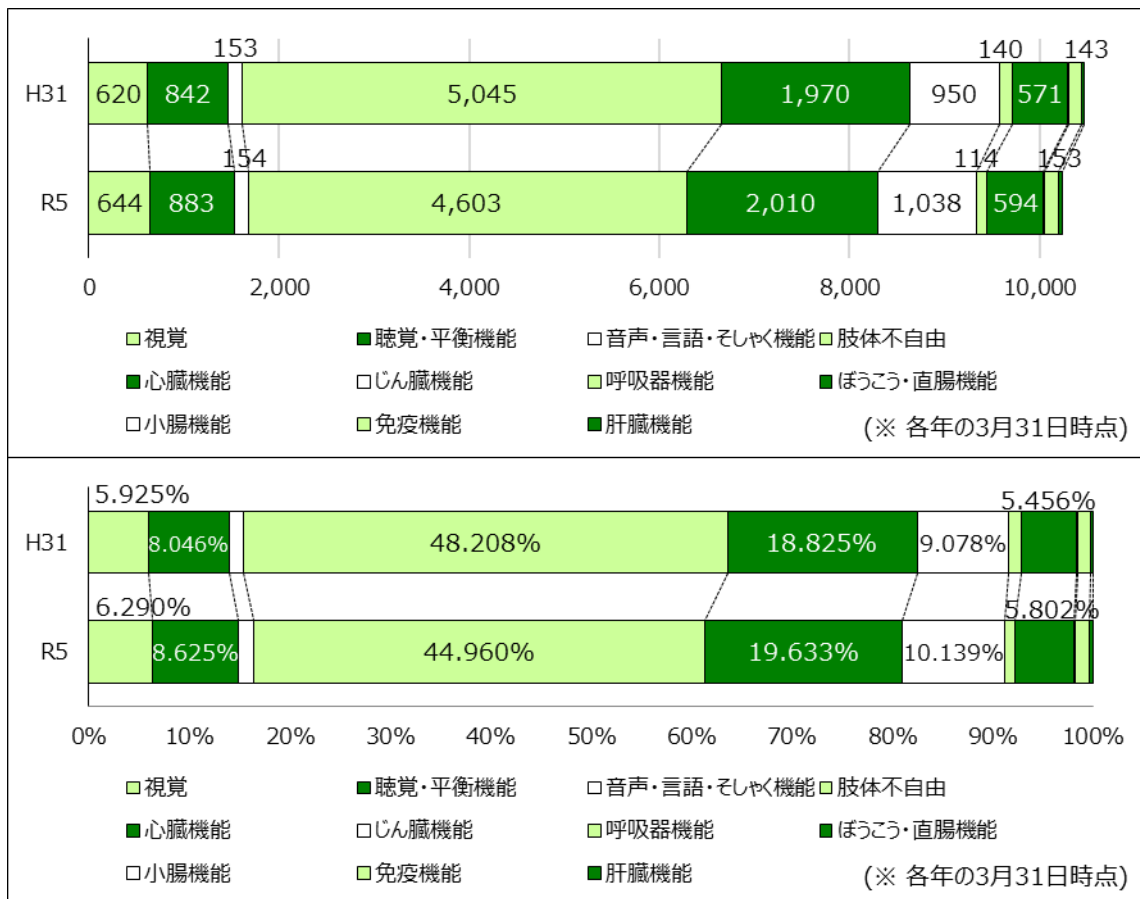
身体障害者手帳所持者全体としては減少傾向にある中で、割合としては 1、2 級がわずかに減少、3～6 級がわずかに増加していますが、概ね割合に大きな変化はありません。6 つの等級の中では、1 級、4 級の割合が大きくなっています。

② 年齢別



0、20、50、80、90 歳代が、数、割合ともに増加しています。各年代の中では、70 歳代、80 歳代の割合が大きく、この 2 つで全体の半分以上を占めています。身体障害者手帳の所持者には高齢者が多いことが分かります。

③ 障がい部位別

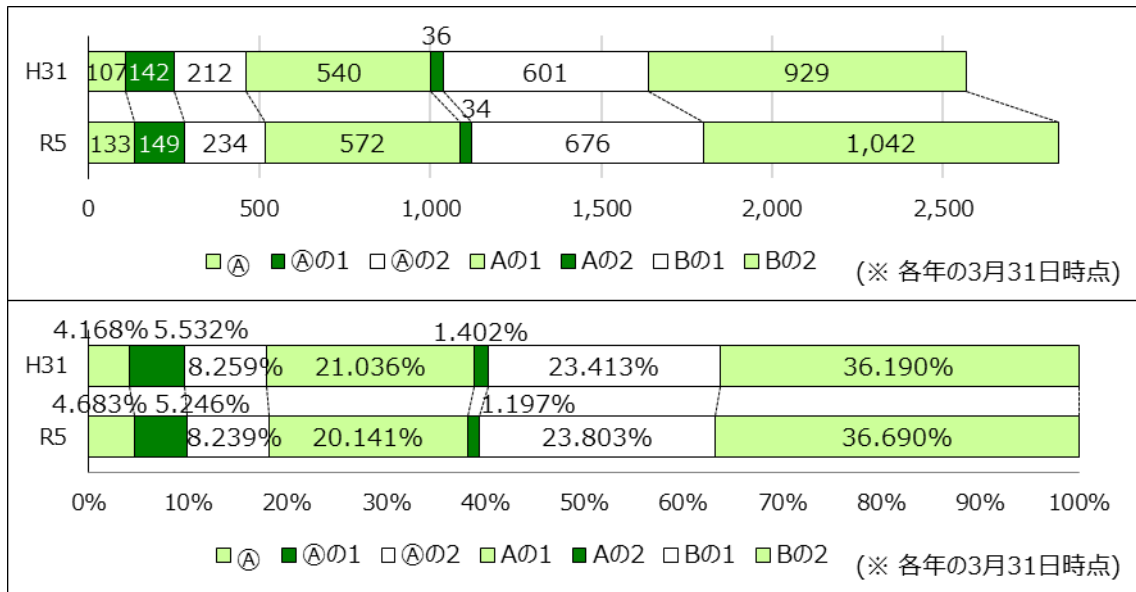


数、割合とも、肢体不自由が大きく減少し、肢体不自由・呼吸器機能以外の9部位は増加しています。身体障害者手帳所持者数の減少は、肢体不自由の方の減少が大きく影響していることが分かります。

11の部位ごとに見ると、最も多いのが肢体不自由、次いで心臓機能となっており、肢体不自由の減少の影響を受けて総数としては減少傾向ながらも、心臓機能障がいの方等が増加傾向にあることが分かります。

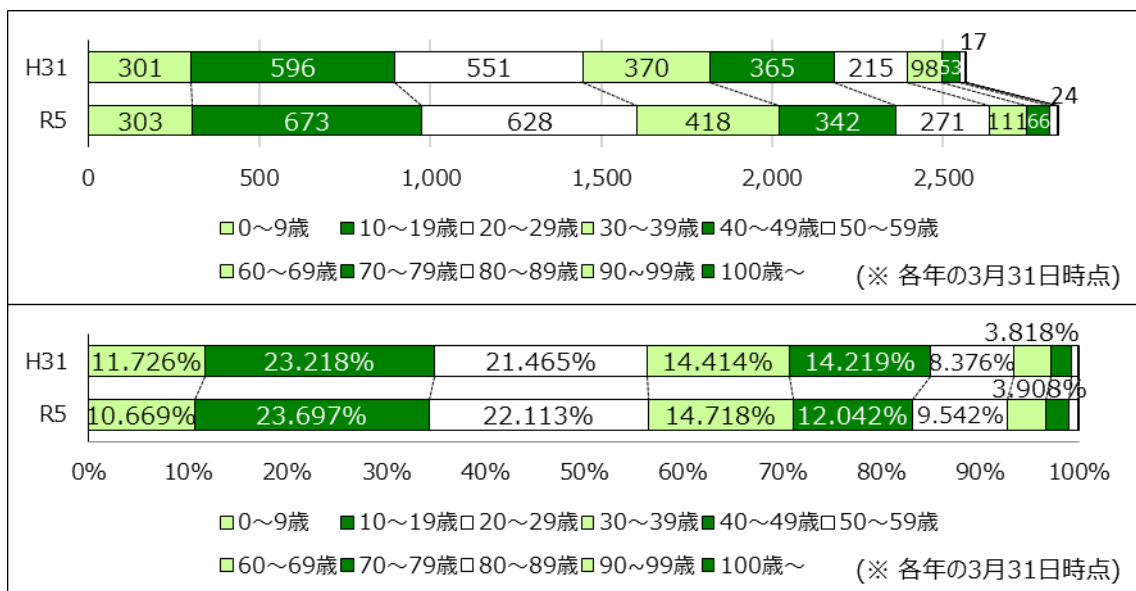
(8) 本市の療育手帳所持者の内訳

① 等級別



数で見ると、Aの2が減少しているほかは、それ以外の等級で増加しています。割合で見ると、Bの1、Bの2（中～軽度）が最も多く、全体の約6割を占めており、A、Bの1、Bの2が増加しています。全体の3分の1以上が軽度の知的障がい（Bの2）の方であることが分かります。

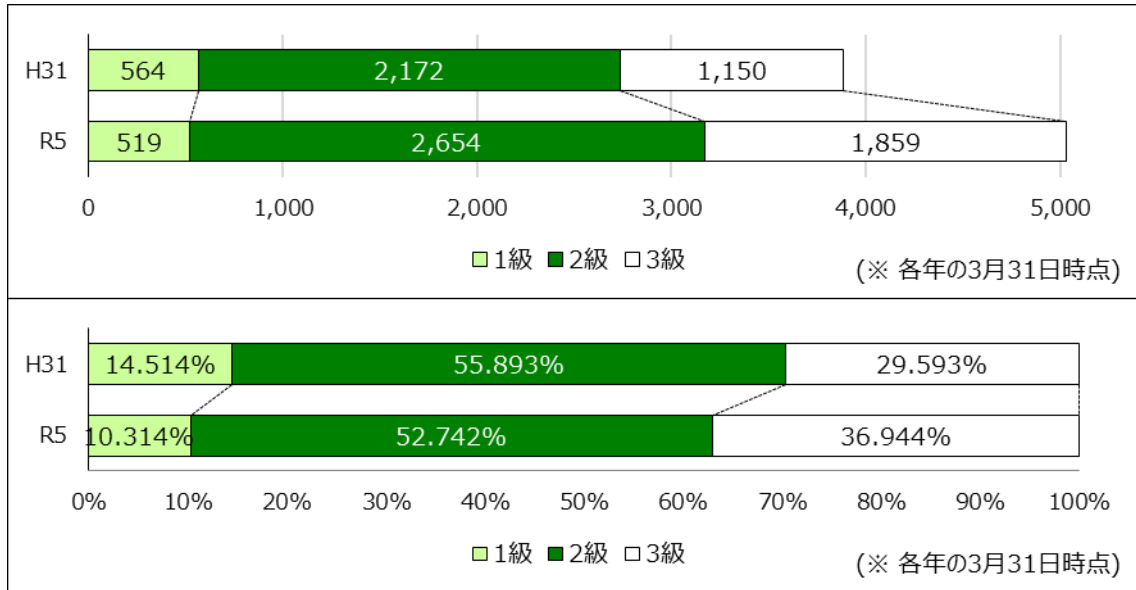
② 年齢別



40歳代を除く全ての年代で数が増加していますが、特に10~30歳代の増加幅が大きくなっています。割合で見ると、50歳代の割合が最も増加しています。

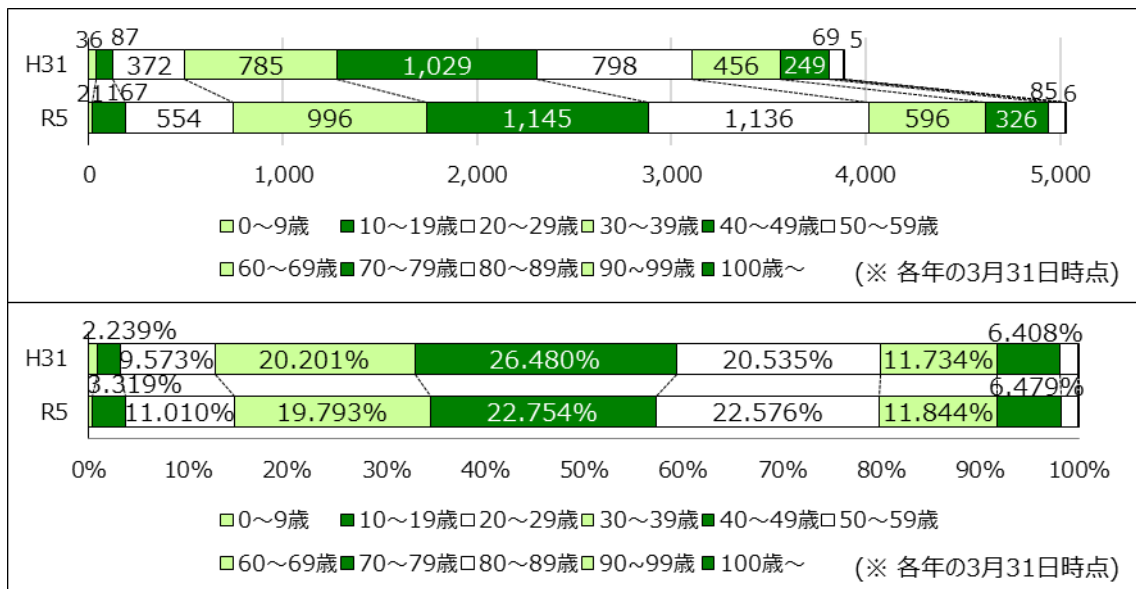
(9) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

① 等級別



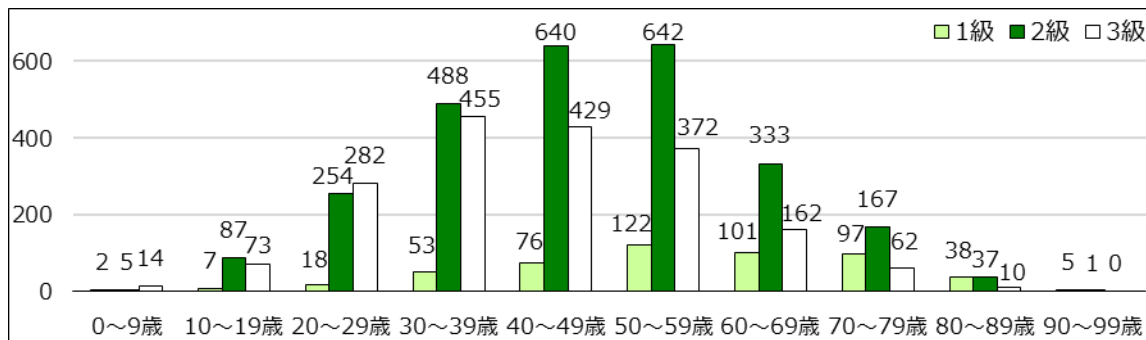
数で見ると、1級が減り、2級、3級が増加していますが、割合で見ると、2級の割合は減り、3級の割合が増えています。2級の数も増加してはいますが、3級の数の増加が顕著で、この傾向が続けば、いずれは3級の数が2級の数を上回ることが予想されます。

② 年齢別



0歳代を除く全ての年代で増加していますが、特に10歳代が約1.9倍、20歳代が約1.5倍に増えています。割合を見ると、ほとんどが10~70歳代であり、約97%を占めています。特に40~50歳代が多く、約45%を占めています。

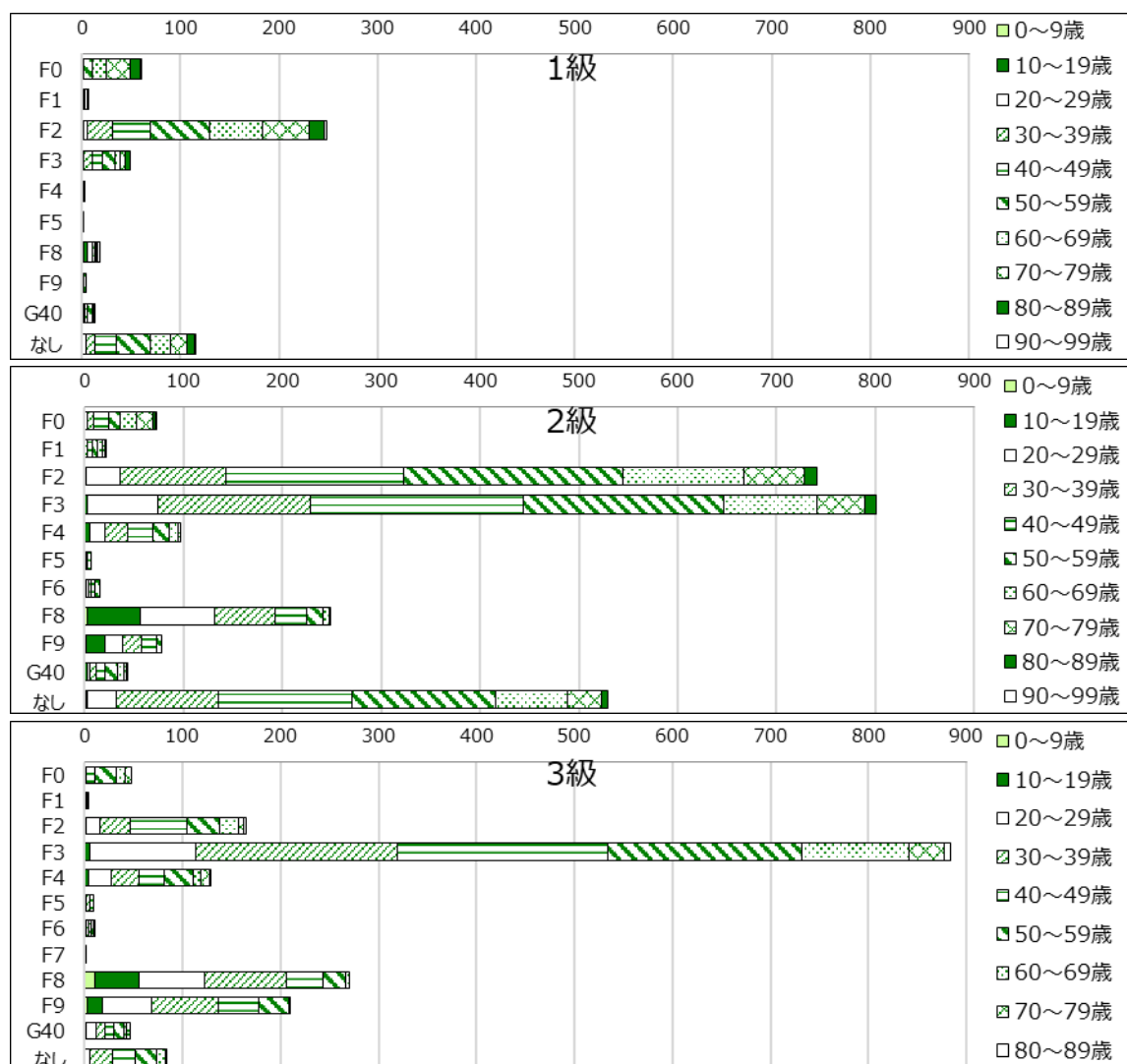
③ 年齢・等級別（令和5年3月31日時点）



3つの障害者手帳の中では特に増加が顕著な精神障害者保健福祉手帳所持者数について、さらに内訳を整理しました。

年齢・等級別に見ると、1級は50歳代が、2級は40・50歳代が、3級は30歳代がそれぞれピークとなっています。下位の等級であるほど、より若年層の方が多いことが分かります。

④ 年齢・病名別（令和5年3月31日時点）



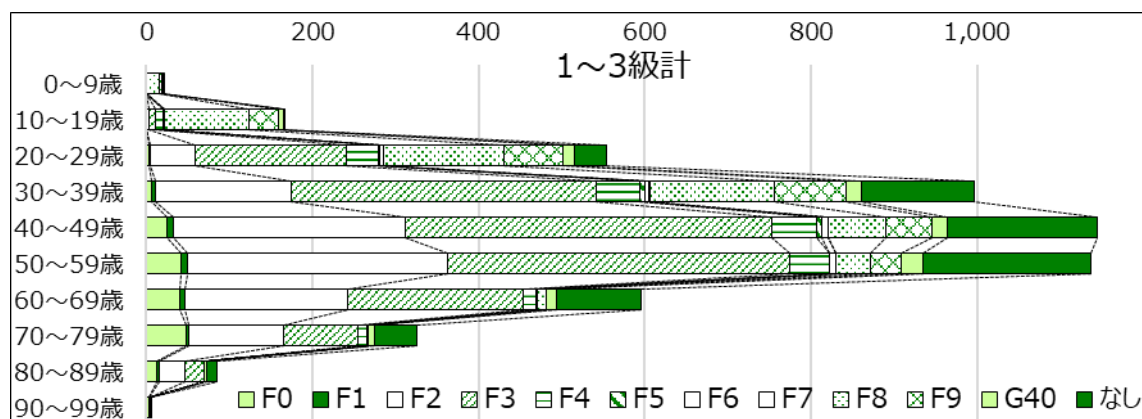
※ 表中の各表示の意味は、次のとおり。

「F0」～「G40」は、ICD-10（国際疾病分類）第5章「精神及び行動の障害」による。

F0	症状性を含む器質性精神障害
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
F3	気分[感情]障害
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
F6	成人の人格及び行動の障害
F7	知的障害(精神遅滞)
F8	心理的発達の障害
F9	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
G40	てんかん
なし	年金証書による認定のため病名把握なし

各等級別に、診断書に記載された病名の統計をとると、前ページのようになりました。

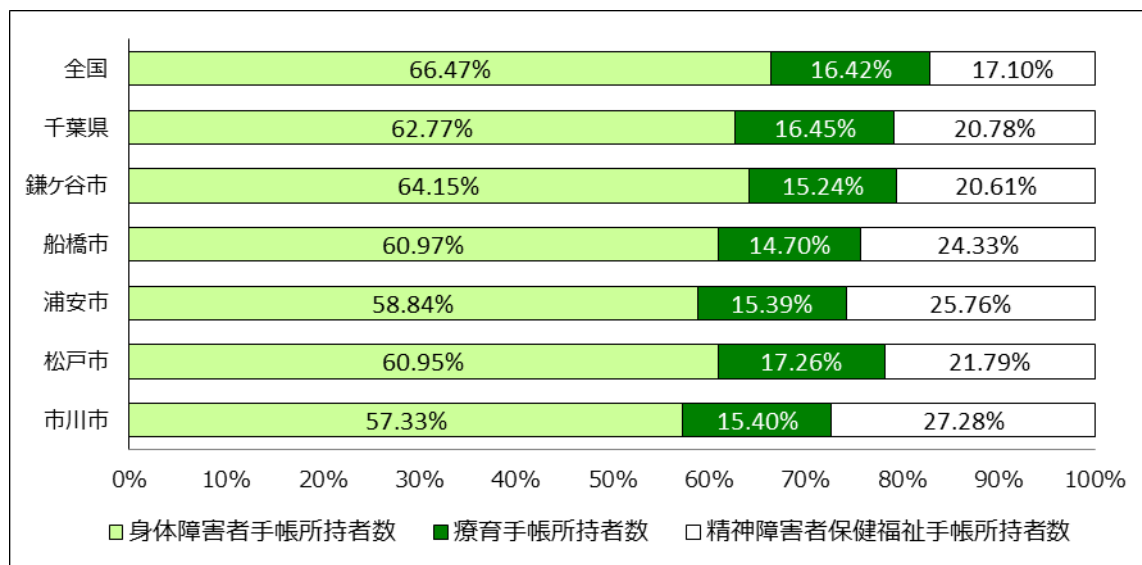
1級ではF2（統合失調症など）が最も多いですが、2級から3級に移るにつれて、F3（うつ病などの気分障がい）が多くなっていきます。また、1級に比べて2級、3級では、F8（広汎性発達障がいなどの心理的発達の障がい）やF9（多動性障がい、行為障がい、情緒障がいなど）が多くなっていきます。10歳代はF8、F9による精神障害者保健福祉手帳取得が多く、20歳代になるとこれに加えてF3による取得が多くなるのが分かります。



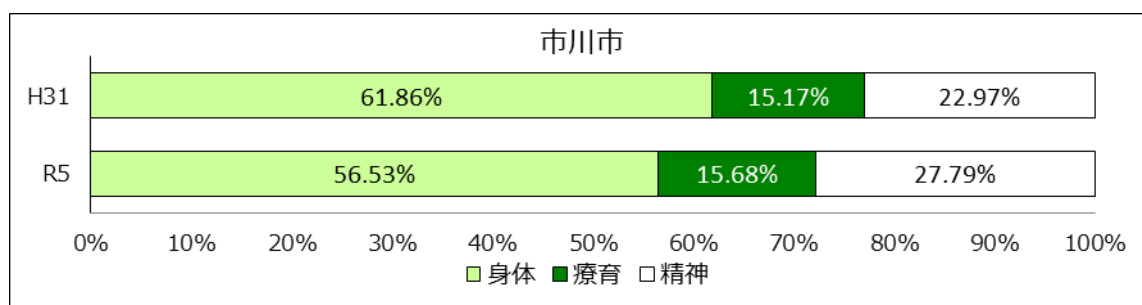
全体的に見ると、「40～50歳代」・「F3」が最多であり、次いで「30歳代」や「F2」となっています。病名ではその次に「F8」、「F9」が多く、特に比較的年齢が若い層で、発達障がい*により精神障害者保健福祉手帳を取得している方が一定程度いることが分かります。

(10) まとめ

「(6) 人口に対する割合」を見て分かるとおり、本市では全国や千葉県と比べて身体・療育の2手帳の所持者の割合が低く、精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合がわずかに高くなっており、各障害者手帳の所持者数の合計と比べると、下図のとおり、4分の1以上を精神障害者保健福祉手帳所持者数が占めています。また、隣接市・千葉県・全国と比べて、本市は精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が最も大きくなっていることが分かります。(令和5年3月31日時点)。



この傾向のまま推移すれば、近いうちに、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、3手帳合計の3分の1にもなると予想されます。



特に、「(9) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳」から分かるとおり、精神障害者保健福祉手帳所持者の中で多いのは、「等級では2級の方（ただしいずれ3級が2級を上回る可能性あり）」、「年齢では40～50歳代の方（次いで30歳代の方）」、「病名ではうつ病などの方（次いで統合失調症などの方、発達障がいの方）」となっています。

これらの特徴や傾向の原因まで特定することは困難ですが（例えば、「うつ病」だけを見ても、「生活の中で起こるさまざまな要因が複雑に結びついて発症してしま

う」とされており（※）、原因は単純に一つに絞れるようなものではありません）、少なくとも、本市の今後の施策を考える上では、本市にこういった特徴や傾向があるということを念頭に置き、必要な施策を推進していく必要があります。

（※→ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（厚生労働省委託事業）より。）

第3節 前計画（第4次いちかわハートフルプラン）の達成状況

第1項 市川市障害者計画について

(1) 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

① 子育て支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
保育園巡回相談事業	保育園巡回件数	90回	90回	90回
		74回	86回	—

② 学校教育

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
特別支援教育推進事業	通常学級に在籍し通級指導教室*に入級していない幼児・児童・生徒であって市川スマイルプラン*の作成が必要と認めるものの市川スマイルプラン作成率	85%	85%	85%
		72.33%	54.4%	—

特別支援教育推進事業では市川スマイルプラン作成率が下がりましたが、これは学校の「支援が必要な子ども」の基準が広がったことによるため、不登校や外国籍等の子どもも含まれます。市川スマイルプランが未作成であっても、学校において支援資料を作成している例も多く、学校による支援は着実に進められています。障がい児支援の上では、福祉分野と教育分野との連携を深めていくことが重要であり、市川スマイルプランはそのための有効なツールですが、市川スマイルプランは保護者の希望により作成するものであることから、今後も入園・入学説明会で保護者に周知を図っていくこと等が必要です。

(2) 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

① 生涯学習

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	手話通訳者・要約筆記者の全庁派遣件数	27 件	28 件	29 件
		3 件	5 件	—

② スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障がい者スポーツ事業	障がい者軽スポーツ教室への参加人数	100 人	100 人	100 人
		11 人	28 人	—

③ 就労支援・雇用促進

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
就労支援に関わる研修	開催回数	実施	実施	実施
		未実施	実施	—

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
優先調達推進事業	調達件数	16 件	16 件	16 件
		29 件	25 件	—

「市主催講座・講演等における合理的配慮の推進」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により講演会等の開催が少なかったことから実績が少なくなっていますが、開催したものについては手話通訳者の派遣を行いました。「障がい者スポーツ事業」については、参加者数の減少、指導者の不足等により実績が少なくなっており、今後は周知活動やスポーツ推進委員への講習会の情報提供等を行っていきます。「就労支援に関わる研修」については、令和 4 年度に相談系・就労系事業所を対象に対面で講義・グループワークを実施しました。

(3) 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

① 障がい者*やその家族の高齢化への対応

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
地域生活支援拠点等整備事業	緊急時対応等登録者数	80 人	110 人	140 人
		61 人	144 人	-

② 地域における生活の支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害者グループホーム等入居者家賃助成	受給者数	197 人	200 人	203 人
		259 人	258 人	-

③ コミュニケーション支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
失語症会話パートナー*派遣事業	延べ派遣人数	170 人	170 人	170 人
		67 人	123 人	-

「地域生活支援拠点等整備事業」については、地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録（※）をした方の数が増加していますが、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処できる支援人材と受入れ可能な事業所の確保が引き続き課題となっています。「障害者グループホーム等入居者家賃助成」の受給者数は、令和元年度末で 191 人でしたが、令和 2 年度末で 225 人、令和 3 年度末で 259 人、令和 4 年度末で 258 人となっており、グループホームの増加に伴って受給者が増加しています。「失語症会話パートナー派遣事業」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実績が少なくなりましたが、一定のニーズはあるため、引き続き事業の周知等を行っていきます。

（※→第 2 部第 2 章第 3 節第 1 項参照。）

(4) 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

① 相談

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
相談支援に関する研修	研修等の実施	実施	実施	実施
		実施	実施	-

② 権利擁護

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度*利用支援事業	相談実件数（障がい分）、 啓発回数	40 件、 16 回	40 件、 16 回	40 件、 16 回
		54 件、 16 回	56 件、 19 回	-

「相談支援に関する研修」では、相談支援従事者の質の向上を図るため、令和3年度、4年度とも市川市自立支援協議会*相談支援部会との協働により研修を実施しました。相談支援従事者のニーズに沿った効果的な研修の実施には相談支援部会との協働が必要であるため、今後も相互に協力しながら実施していきます。

(5) 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

① 健康づくり・予防

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
ゲートキーパー養成研修	研修の開催回数	3 回	3 回	3 回
		6 回	4 回	-

② 医療・リハビリテーション

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	個別支援件数	550 件	560 件	570 件
		403 件	514 件	-

「ゲートキーパー養成研修」では、令和3年度、4年度ともに、市職員向け・市民向けの研修を実施しました。「身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業」では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け実績が少なくなりましたが、可能な範囲で理学療法士・作業療法士による個別継続支援（市内施設を巡回し通所者に対して実施）や事業所支援（通所施設の支援員等に対して実施）を行いました。

(6) 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

① 災害や感染症の対策

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
避難行動要支援者*対策事業	名簿提供自治(町)会数	前年度+10	前年度+10	前年度+10
		144	142	-

② 福祉のまちづくり

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
人にやさしい道づくり重点地区整備事業	歩道のバリアフリー化箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		0箇所	2箇所	-

③ 居住環境の整備

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
グループホームの開設や運営に対する支援	開設時の補助の実施	実施 50件	実施 50件	実施 50件
	運営費の補助の件数(事業所数)	230人	240人	250人
	市内グループホームの定員数	57人	59人	-
		307人	410人	

「避難行動要支援者対策事業」では、避難行動要支援者名簿*の提供自治(町)会数が減少しました。災害対策基本法(昭和36年法律第223号)では、避難行動要支援者名簿の作成は市町村の義務とされており、制度の効果的な運用のためには、

日頃からの避難支援等関係者*の制度の理解や協力が必要です。引き続き、自治(町)会等に対し制度の周知を図っていきます。また、「グループホームの開設や運営に対する支援」では、グループホームの増加に伴って実績が伸び続けています。今後とも必要な補助を継続していきます。

(7) 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

① 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障がいに関する理解啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
		実施	実施	-
福祉の店運営支援事業	出店回数	293 回	293 回	293 回
		73 回	241 回	-

② 支援人材の確保と質の向上

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
相談支援に関する研修	研修等の実施、 指定特定相談支援事業所*数・指定障害児 相談支援事業所*数	実施	実施	実施
		33・23	33・23	34・24
		実施	実施	-
		34・23	35・25	

③ ネットワーク形成

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
基幹相談支援センター によるネットワーク構築	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・出席回数	36 種類	36 種類	36 種類
		175 回	175 回	175 回
		37 種類	43 種類	-
		103 回	134 回	-

「障がいに関する理解啓発事業」については、新型コロナウイルス感染拡大の中でも実施方法を工夫し、オンラインによる開催のほか、市役所第1庁舎ファンクションルームにて作品展示等を行いました。「福祉の店運営支援事業」では、新型コロナ

ナウウイルス感染拡大の影響により福祉の店の出店ができていませんでしたが、市役所第一庁舎での販売を令和 3 年度途中から再開したほか、令和 4 年度途中からはイオン市川妙典店や大柏出張所での販売も再開しています。今後も引き続き事業を継続し、障がいに対する理解の促進を図っていきます。

「相談支援に関する研修」の内容については前述のとおりですが、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所については、新規開設もありますが廃止もあり、事業所数はわずかに増加しています。「基幹相談支援センターによるネットワーク構築」については、令和 4 年度になって新型コロナウイルス感染拡大の影響が減り、関係会議への出席が増加しました。

第 2 項 第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画について

(1) 成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末目標
施設入所者数	200 人	189 人		194 人以下

	R3 年度中	R4 年度中	R5 年度中	目標
施設入所から地域生活へ移行した者の数	3 人	3 人		合計 12 人以上

② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築の推進

		R3	R4	R5	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	2 回	2 回		1 回/年
	参加者数	45 人	41 人		10 人
	目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回		1 回/年

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	R3	R4	R5	目標
地域生活支援拠点等に係る運用状況の検証及び検討	3 回	4 回		年 1 回以上実施

④ 一般就労への移行の促進

	(R3)	(R4)	R5	R5 目標
生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数 (※)	123 人	126 人		112 人
(※の内訳) 就労移行支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	94 人	97 人		45 人
(※の内訳) 就労継続支援 A 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	16 人	14 人		2 人
(※の内訳) 就労継続支援 B 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	11 人	5 人		8 人
※のうち、就労定着支援を利用した者の割合 (利用した者の数)	53.66% (66 人)	39.68% (50 人)		70%以上
就労定着支援事業所数	7 箇所	7 箇所		70%以上
うち、就労定着率が 80% 以上の事業所の数 (割合)	5 箇所 (71.43%)	4 箇所 (57.14%)		

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
児童発達支援センター* の設置数	4 箇所	5 箇所		5 箇所
保育所等訪問支援を利用する児童の数	32 人/月	50 人/月		12 人/月
主に重症心身障がい児* を支援する児童発達支援センター及び放課後等 デイサービス事業所の数	5 箇所	8 箇所		6 箇所
医療的ケア児*等に関する コーディネーターを配置	協議	協議		協議

⑥ 相談支援体制の充実・強化

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施		実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件/年	0 件/年		4 件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 件/年	2 件/年		1 件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	103 回/年	134 回/年		175 回/年

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	0 人/年	7 人/年		10 人/年
障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有 1 回/年	有 0 回/年		実施 1 回/年

①については、施設入所から地域生活への移行にあたってはグループホームに期待される役割が大きいところですが、日中サービス支援型グループホーム*も徐々に開設されてきていますので、今後少しずつ移行者は増えていくと見込まれます。④では、概ね目標値を達成できる見込みですが、就労定着支援において目標値を下回る可能性があり、サービスの充実、質の向上が求められます。⑥、⑦では、実績が低い項目については指定特定相談支援事業者*、指定障害児相談支援事業者*に対する集団指導等の実施によって対応していく予定です。

(2) 障害福祉サービス

(※ 表中「見込量」とは、「上記①～⑦に掲げる目標（成果目標）を達成するために必要な量等の見込み」を表します。)

① 訪問系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
居宅介護	551 実人/月 10,353 時間/月	562 実人/月 10,042 時間/月	573 実人/月 9,741 時間/月
	534 実人/月 10,614 時間/月	550 実人/月 10,481 時間/月	-
重度訪問介護	29 実人/月 4,376 時間/月	37 実人/月 5,032 時間/月	48 実人/月 5,787 時間/月
	24 実人/月 3,311 時間/月	26 実人/月 4,063 時間/月	-
同行援護	64 実人/月 1,713 時間/月	64 実人/月 1,781 時間/月	63 実人/月 1,853 時間/月
	69 実人/月 1,302 時間/月	73 実人/月 1,492 時間/月	-
行動援護	11 実人/月 181 時間/月	11 実人/月 178 時間/月	11 実人/月 174 時間/月
	4 実人/月 48 時間/月	4 実人/月 76 時間/月	-
重度障害者等包括支援	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月
	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	-

② 日中活動系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
生活介護	760 実人/月 14,696 延人日/月	767 実人/月 14,842 延人日/月	775 実人/月 14,991 延人日/月
	775 実人/月 14,502 延人日/月	790 実人/月 14,358 延人日/月	-

自立訓練(機能訓練)	2 実人/月 24 延人日/月	2 実人/月 24 延人日/月	2 実人/月 24 延人日/月
	3 実人/月 45 延人日/月	4 実人/月 74 延人日/月	-
自立訓練(生活訓練)	56 実人/月 694 延人日/月	56 実人/月 694 延人日/月	56 実人/月 694 延人日/月
	51 実人/月 544 延人日/月	64 実人/月 764 延人日/月	-
就労移行支援	200 実人/月 3,327 延人日/月	226 実人/月 3,759 延人日/月	255 実人/月 4,248 延人日/月
	193 実人/月 3,205 延人日/月	202 実人/月 3,224 延人日/月	-
就労継続支援 A 型 (雇用型)	169 実人/月 3,295 延人日/月	179 実人/月 3,427 延人日/月	189 実人/月 3,564 延人日/月
	175 実人/月 3,303 延人日/月	159 実人/月 3,024 延人日/月	-
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	517 実人/月 8,605 延人日/月	553 実人/月 9,121 延人日/月	592 実人/月 9,669 延人日/月
	487 実人/月 7,607 延人日/月	552 実人/月 8,564 延人日/月	-
就労定着支援	108 実人/月	135 実人/月	172 実人/月
	108 実人/月	119 実人/月	-
療養介護	15 実人/月	15 実人/月	15 実人/月
	14 実人/月	13 実人/月	-
短期入所(福祉型)	106 実人/月 1,156 延人日/月	104 実人/月 1,283 延人日/月	102 実人/月 1,424 延人日/月
	115 実人/月 1,062 延人日/月	146 実人/月 1,372 延人日/月	-
短期入所(医療型)	2 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 4 延人日/月
	1 実人/月 4 延人日/月	1 実人/月 4 延人日/月	-

③ 居住系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自立生活援助	11 実人/月 (9 実人/月)	13 実人/月 (11 実人/月)	15 実人/月 (13 実人/月)
	7 実人/月 (6 実人/月)	4 実人/月 (3 実人/月)	-
共同生活援助	316 実人/月 (93 実人/月)	354 実人/月 (115 実人/月)	396 実人/月 (141 実人/月)
	356 実人/月 (117 実人/月)	400 実人/月 (133 実人/月)	-
施設入所支援	194 実人/月	194 実人/月	194 実人/月
	193 実人/月	193 実人/月	-

(※ () 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳。)

介護給付費*及び訓練等給付費*では、支給件数、支出額ともに年々増加傾向にあります。今後も必要とする方へ必要な支給決定を行っていきます。

(3) 相談支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
計画相談支援*	667 実人/月	774 実人/月	898 実人/月
	646 実人/月	688 実人/月	-
地域移行支援*	4 実人/月 (2 実人/月)	4 実人/月 (2 実人/月)	4 実人/月 (2 実人/月)
	3 実人/月 (2 実人/月)	3 実人/月 (3 実人/月)	-
地域定着支援*	25 実人/月 (21 実人/月)	25 実人/月 (21 実人/月)	25 実人/月 (21 実人/月)
	4 実人/月 (4 実人/月)	2 実人/月 (2 実人/月)	-

(※ () 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳。)

特定相談支援事業*、一般相談支援事業*ともに、実績があまり伸びていません。今後も支援人材の確保や質の向上に向けた取組が必要です。

(4) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

② 自発的活動支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

③ 相談支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	3 箇所	3 箇所	—
基幹相談支援センター	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	2 箇所	2 箇所	—
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
	実施	実施	—

④ 成年後見制度利用支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度利用支援事業	実利用者 40 人	実利用者 44 人	実利用者 48 人
	実利用者 39 人	実利用者 42 人	—

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

⑥ 意思疎通支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	延利用 960 人 実利用 120 人	延利用 1,056 人 実利用 132 人	延利用 1,160 人 実利用 145 人
	延利用 834 人 実利用 84 人	延利用 1,003 人 実利用 118 人	—
手話通訳者設置事業	設置人数 3 人	設置人数 3 人	設置人数 3 人
	設置人数 4 人	設置人数 3 人	—

(※ 「設置人数」は職員数。日々の配置数は1日当たり2～3人。)

⑦ 日常生活用具給付等事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
介護訓練支援用具	延給付 10 件	延給付 15 件	延給付 15 件
	延給付 17 件	延給付 31 件	—
自立生活支援用具	延給付 46 件	延給付 51 件	延給付 51 件
	延給付 36 件	延給付 51 件	—
在宅療養等支援用具	延給付 50 件	延給付 55 件	延給付 55 件
	延給付 40 件	延給付 35 件	—
情報・意思疎通支援用具	延給付 139 件	延給付 144 件	延給付 144 件
	延給付 110 件	延給付 83 件	—
排泄管理支援用具	延給付 7,855 件	延給付 7,955 件	延給付 7,955 件
	延給付 7,209 件 (実人数 652 人)	延給付 7,564 件 (実人数 732 人)	—
住宅改修費	延給付 5 件	延給付 8 件	延給付 8 件
	延給付 2 件	延給付 5 件	—

(※ 「実人数」は、その年度中に一度でも給付を受けたことがある者の数。)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了 15 人	養成講習修了 15 人	養成講習修了 15 人
	養成講習修了 11 人	養成講習修了 15 人	—

⑨ 移動支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
移動支援事業	90 箇所	92 箇所	94 箇所
	実利用 602 人	実利用 612 人	実利用 623 人
	延利用 55,940 時間	延利用 56,912 時間	延利用 57,893 時間
	66 箇所	69 箇所	—
	実利用 495 人	実利用 509 人	
	延利用 37,750 時間	延利用 44,120 時間	

⑩ 地域活動支援センター*

	単位	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
地域活動支援センターⅠ型	箇所	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人
	平均実利用人/日	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人	—
地域活動支援センターⅡ型	箇所	1 箇所・6 人	1 箇所・6 人	1 箇所・6 人
	平均実利用人/日	1 箇所・4 人	1 箇所・4 人	—
地域活動支援センターⅢ型	箇所	9 箇所・60 人	9 箇所・60 人	9 箇所・60 人
	平均実利用人/日	9 箇所・49 人	9 箇所・52 人	—

基幹相談支援センターについては、障害者手帳所持者数の増に伴い、人員規模の拡充が望まれています。移動支援事業については、実績が伸びていますが、担い手の不足とともに、単価や対象者の見直しの必要性も課題となっています。

(5) 障害児相談支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害児相談支援	74 実人/月	87 実人/月	103 実人/月
	46 実人/月	57 実人/月	-

特定相談支援事業と同様、支援人材の確保や質の向上に向けた取組が課題となっています。

(6) 障害児通所支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
児童発達支援	374 実人/月 3,908 延人日/月	423 実人/月 4,455 延人日/月	478 実人/月 5,079 延人日/月
	430 実人/月 4,690 延人日/月	498 実人/月 5,425 延人日/月	-
医療型児童発達支援	11 実人/月 58 延人日/月	9 実人/月 47 延人日/月	8 実人/月 38 延人日/月
	9 実人/月 77 延人日/月	11 実人/月 84 延人日/月	-
放課後等デイサービス	803 実人/月 9,029 延人日/月	931 実人/月 10,925 延人日/月	1,080 実人/月 13,219 延人日/月
	856 実人/月 9,640 延人日/月	935 実人/月 11,099 延人日/月	-
保育所等訪問支援	5 実人/月 5 延人日/月	8 実人/月 8 延人日/月	12 実人/月 12 延人日/月
	32 実人/月 50 延人日/月	50 実人/月 78 延人日/月	-
居宅訪問型児童発達支援	1 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 8 延人日/月	3 実人/月 12 延人日/月
	0 実人/月 0 延人日/月	0 実人/月 0 延人日/月	-

保育所等訪問支援については、市内の事業所数が令和2年4月時点では6でしたが、令和3年4月時点では9、令和4年4月時点では12と増加したため、実績が伸びています。

第4節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

第5次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和5年5月に市内の障がい者団体に文書及び対面にてヒアリングを行いました。

また、令和5年7月から9月にかけて、市川市自立支援協議会及び相談支援部会・生活支援部会・就労支援部会・こども部会に対してもヒアリングを行いました。

どちらも、「現在の障がい者施策について課題と思うこと」をお尋ねし、いただいた回答について次のとおり整理しました。

(1) 子育て・教育

- ① ライフサポートファイル*の活用が必要。
- ② 医療的ケア児の一時預かり施設、保育施設、通所施設、入所施設の増設が必要。
医療的ケアを要する方を受け入れることができる短期入所事業所が非常に不足しており、市外の遠方の施設を利用せざるを得ない方がたくさんいる。
- ③ 学校と福祉分野とのつながり、連携の強化が必要。学校の先生も忙しく、福祉分野の知識が不足している。
- ④ 学校に対し、障害福祉サービスについての周知が必要。
- ⑤ 市川スマイルプランが学校で十分に活用されていないと感じる。保護者等に必要性を周知するとともに、学校における十分な活用が必要。
- ⑥ 放課後等デイサービスを利用する児童が高校卒業後に放課後等デイサービスと同じように過ごすことができる場所が増えるとよい。両親の共働きや、ひとり親の家庭も増えている。生活介護事業所などのほかに日中一時支援事業所が充実し、生活介護と日中一時支援が同じ事業所内で受けられるようになるとうい。
- ⑦ 不登校のお子さんにとっての、放課後等デイサービス以外の居場所づくりが必要。インフォーマルなものも含めて地域資源の情報が必要。

(2) 就労・社会参加

- ① ADHD など、発達障がいがある方等の就労には、会社側が本人の個性や障がいの特性を十分に理解し、合理的配慮を提供していくことが必要。

- ② 企業は、障がい者を雇用するということにもっと責任を持つべき。採用したならば適切な教育をするべきだし、障がい者の個性を理解して適切な評価をし、適材適所で従業者を配置してほしい。
- ③ ひきこもりがちの方への支援が必要。
- ④ 就労継続支援 B 型事業所などを利用する障がい者は高齢化しており、事業所内で介護的な支援が行われている状況がある。定年後に就労継続支援 B 型事業所に来るような方も増えている。知的障がいのある方の場合は、就労というよりも日中の居場所を探して就労系事業所を利用しようとしている方も多い。
- ⑤ 就労系の障害福祉サービスを利用する方は、相談支援専門員*がついていない方が多く、事業所利用受入れに際してのアセスメントを従業者が行う際に、難しさを感じている。
- ⑥ 就労系の障害福祉サービスを利用されている方の多くは、介護や生活支援などの障害福祉サービスを利用されていない。そのため、地域生活支援拠点等の制度を知らない方も多い。
- ⑦ 障害者雇用率が上がってきていることに対応しきれなくなってきた事業所が増えていることもあって、障がい者雇用代行ビジネスを利用する障がい者が増えている。農園やサテライト型オフィスなどの形態で、本来の障がい者雇用の趣旨からは外れているのではないかと思われるようなものとなっている。
- ⑧ 特別支援学校*等を卒業後、就労継続支援 B 型や生活介護を利用しようとする際に、利用定員がいっぱいで希望どおり利用できず、市外の事業所を利用する方などが増えている。就労継続支援 B 型利用により働く力がつき、就労継続支援 A 型や就労移行支援、一般就労に進んでいくことがもっと増えると、ご本人の進路の幅が広がる。
- ⑨ 就労定着支援などのサービスを利用していないか、又は利用が終了した方で、障害者就業・生活支援センター*いちされんや市川市障がい者就労支援センターアクセスも利用しておらず、就労をしている障がい者がおり、支援の手が不足している。
- ⑩ 今後、障害者雇用率が数年単位で上昇していくとともに、雇用施策が増えることにより、働く障がい者の増加が見込まれるが、アフター支援の手が足りなくなることが予測される。就労定着支援の機能を強化していくことを計画に記載してほしい。

(3) 地域生活支援

- ① 地域生活支援拠点等の整備が進められているように、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応は重要な課題。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、施策を推進してほしい。
- ② 地域生活支援拠点等は、当事者と支援者の日常的な信頼関係づくりも大きな役割になっていると思う。当事者への訪問や様々な体験を共有する機会を増やして、いざというときの拠点になれるよう、事業予算を拡充してほしい。
- ③ 重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの充実が必要。社会福祉法人も人材確保ができずに事業が難しい状態。設立できる力がある市内の法人が、同じ方向を見て、特定の法人が頑張るだけではなく、設立に協力してくれるよう市として方向性を示してほしい。最重要課題として位置づけてほしい。
- ④ 市内に短期入所事業所が不足しており、常に定員いっぱいの状態。設備面や職員のスキルの面からも、医療的ケアを必要とする方や強度行動障がい*のある方を受け入れるのは難しく、市外の短期入所事業所や医療機関に頼らざるを得ない状況にある。施設増に向け施策を検討してほしい。
- ⑤ 精神障がいがある方については、短期入所事業所から、対応経験不足により受け入れ困難と言われることが多い。そのため、地域生活支援拠点等の機能の一つである「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」の継続は必須である。このほか、「市川市レスパイトサービス事業補助金」の継続も必要である。
- ⑥ 精神障がい者に対応できるグループホームが定着するよう、運営に携わる人材の確保、質の向上、関係機関との連携の充実、運営側利用者側双方の費用負担軽減などをお願いしたい。
- ⑦ 自立生活援助はサービス内容に掲載されていることをさらに充実できるようにお願いしたい。
- ⑧ 精神障がい者当事者もその家族も高齢化していることから、家族から自立できる支援が家族の差し迫った願いとなっている。体験入所ができる施設があること、緊急時受け入れができること、安定した人材確保で支援関連機関との連携ができることを期待している。
- ⑨ 緊急に短期入所を利用する際に、利用者自己負担であるリネン費、日用品費、食費等を負担することが難しく、短期入所の利用を控える方がいたり、その費用を

事業所側で肩代わりしたりすることもあると聞いている。公的な負担ができないか検討してほしい。

- ⑩ 長期入院している方の、地域生活の体験の場が足りない。入院環境下では ADL、IADL の把握が難しく、ご本人も長期入院により地域生活への移行の不安が強い。平成 17 年から 19 年度に市川市内で行われた「千葉県マディソンモデル活用事業」のときのような仕組みを検討してほしい（クライシスハウス「ハウスいちかわ里見」、イタリア・トリエステ 精神保健センターなど）。
- ⑪ 地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録者の数が増加しており、コーディネーターが十分に対応できなくなっている。予算拡大などを検討してほしい。
- ⑫ 強度行動障がいがある方やそのご家族が住み慣れた地域において生活を続けていくことができるよう、施策の充実が必要。夜間にドライブに連れていくなど、親が高齢となっても支援を続けている例もあり、ご家族は日々大変にご苦勞をされている。
- ⑬ 強度行動障がいのある方への支援が不足している。「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」の利用のための予算確保や、行動援護事業を行う事業所の確保が必要。
- ⑭ 移動支援事業所が少なく、ヘルパーも確保しづらいため、支給量いっぱいまで使えない。また、市川市の移動支援事業は、他市と比較して利用の要件が厳しく、報酬単価も低い。高齢の家族にとっては、本人の休日を支えるには移動支援しか方法がない。事業所と支給量の増をお願いしたい。
- ⑮ 日常生活用具のうちストマ装具の支給額増額を検討してほしい。
- ⑯ ヤングケアラー支援の充実が必要。
- ⑰ 地域活動支援センターを運営する事業は、障害福祉サービス事業*ではなく、市町村からの運営費の補助が財源となっているが、障害福祉サービス等報酬にある処遇改善加算のような制度がない。従業者が安定して働き続けるために、そのような制度を創設してほしい。
- ⑱ 市川市の南部地域（行徳地区）には地域活動支援センターが少なく、市南部の方にとっては利用しづらい。

- ⑱ 障がい者の高齢化は大きな課題の一つであり、介護保険分野など、高齢者施策との垣根を越えた連携が重要となる。障害福祉サービスと介護保険サービスの併用などについて、柔軟な制度運用を図っていくことを計画に記載してほしい。

(4) 意思疎通支援・情報アクセシビリティ

- ① 聴覚障がいは、障がいが軽いように思えて、実はそうではない。情報障がいというのはとても重い。移動の面などの物理的バリアはないが、情報のバリアがある。
- ② 例えば、災害時には、聴覚障がいの方を分散させない方が安心感を得られる。他の障がいの方と混在していると、必要な支援が十分に行き届かないことがある。
- ③ 可能な範囲で構わないが、災害時に避難所に手話通訳者を配置したり、Wi-Fi 設備を用意したり、テレビモニターを設置して情報を随時掲示したりしてほしい。聴覚障がい者は、自分だけ情報が伝わってこない、取り残されている感じがするのが不安になる。

(5) 保健・医療

- ① 精神障がい者向けの訪問看護の充実が必要。
- ② 自殺対策としてゲートキーパーの養成の推進が必要。

(6) 相談支援

- ① 市川市の相談支援機関の規模は、近隣市と比べて非常に小さい。今の人員数の基幹相談支援センターで市川市全域に対応していくのは無理がある。規模の拡大を目指してほしい。
- ② 基幹相談支援センターへくるへの相談の約 7 割が精神障がい関連とのこと。また、年度を超えて相談が継続している方も多く、いわば「相談の拠り所」となっているとも言える。隠れた要支援者への対応も含めたアウトリーチ支援をさらに充実できるよう、えくるの予算拡充をお願いしたい。
- ③ えくるの人員拡充を行う上では、異なる事業体から参画してもらえよう整えるとよいのではないかと。明らかに精神障がいの相談は多いが、多様なニーズに対応できる人材育成・確保が望まれる。
- ④ 基幹相談支援センターに併せ、相談支援専門員も不足している。指定特定・一般・障害児相談支援事業所の経営の支援が必要。

- ⑤ 相談支援専門員が足りない。人材確保、経営支援のため、補助等を検討してほしい。
- ⑥ 指定特定相談支援事業所への補助を行ってほしい。それにより相談支援専門員を増やし、サービス兼務を減らし、基本相談支援*にも計画相談支援にも十分に対応できるようにしてほしい。
- ⑦ えるの人員拡充と並行して指定特定相談支援事業所の増も目指していかないと、“間口”を広げるだけになって“出口”がなく、ケースの滞留につながってしまう。障害福祉サービスにつながった障がい者等をスムーズに指定特定相談支援事業者につなげられることで、えるもしっかりと次の障がい者等に対応できるようになると思う。
- ⑧ 障がい児の支援には、分野を超えた複数の機関が関わっており、相談支援にかかる時間や労力が報酬に見合っていない。そのため、相談支援専門員の増員は難しく、事業所が障害児相談支援を担える人数も限られている。現在の報酬では相談支援専門員の増員や規模の拡充は困難だと思う。
- ⑨ 障がい児の相談支援を拡充することが、ひいては適正な障害福祉サービスの利用や切れ目のない一貫した支援につながっていくのではないかと。
- ⑩ 市川市にはセルフプラン*の方が多い。特に障がい児については、セルフプラン率*が高い。
- ⑪ 「居場所」的な役割も併せ持つ相談支援機関の設置をお願いしたい。
- ⑫ 以前のように南八幡メンタルサポートセンターを地域活動支援センターⅠ型に戻せないか。2年ほど前の自立支援協議会でも、居場所機能もある相談支援機関の拡充に向け、活発に議論を行ってきた。
- ⑬ 市民にとっても支援者にとっても、相談内容に応じた相談先窓口が分かりづらい。Webサイト上の情報もきちんと整理されていない。

(7) 権利擁護

- ① 市民後見人の育成の促進が必要。
- ② 成年後見制度利用支援事業の充実が必要。利用しやすいものとなるように、成年後見人の担い手の充実に向けて対策を進めてほしい。

- ③ 成年後見人等への報酬についての助成金について、かねてからお願いしているが、非課税要件の緩和・見直しをしていただきたい。また、後見監督人への報酬についての助成制度を新たに設けてほしい。

(8) 災害対策

- ① 第一次避難所や福祉避難所*の整備（バリアフリー化、多機能トイレ整備、ストマ装具交換場所確保）。
- ② オストメイト*用装具などの避難所への備蓄。
- ③ 避難行動要支援者名簿の整備、活用訓練。
- ④ 特に医療的ケアを必要とする方については、災害時の電力の確保が重要となる。
- ⑤ 聴覚障がい者のため、災害時に遠隔手話通訳ができるようにしたり、避難所への手話通訳者の配置をしたりしてほしい。
- ⑥ 災害時には、障がい者は支援されるばかりではなく、自分で自分の命を守ることを考えることも必要。

(9) まちづくり・居住環境整備

- ① 公共施設等のバリアフリースペース（オストメイト用トイレ）の整備。
- ② トイレの入り口近くにおむつ台が設置されていて、車いすだと入りにくい場合がある。
- ③ 歩道の敷石ブロックの上を車いすで走行すると、小さな振動が長く続き腰を痛める。特に高齢者の場合は負担が大きい。

(10) 理解促進

- ① 小学校や中学校における障がいの理解を深める取組が必要。
- ② このところ、保育園や幼稚園が障がいのある子を受け入れるようになってきているが、実際の現場ではインクルージョンとは程遠い状況になっているという話をよく耳にする。
- ③ 配慮されたようでも、実際に障がい者には使いにくいものも多い。よく意見を聴いてほしい。
- ④ 失語症への理解の促進が必要。失声症や構音障がいと混同されることがある。
- ⑤ 災害時には障がい者にもできることはある。

- ⑥ バリアフリートイレは障がい者にとって本当に使いやすいものになっているのか。
- ⑦ 例えば、聞こえる人と違って、聞こえない人は、床の振動などにも不安を感じる。聞こえない人にとっては周囲がどんな世界なのか、想像して理解してほしい。
- ⑧ 精神障がいに対する理解の促進と学校教育が必要。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の中に支援拠点があり、災害対策などでは地域の方々との相互支援も必要となる。市民への啓発、学校教育でも精神疾患を早い段階から理解し早い段階から適切な支援をしていただくようお願いしたい。

(11) 人材確保

- ① 人材の確保、育成、定着は、明らかな課題。どの事業者からも、職員を募集してもなかなか応募が来ないと聞いている。
- ② 相談支援専門員については、報酬の額だけでは経営が厳しく、サービス部門との兼務をしている従業者が多い。国は引き続き報酬の額を増額してほしい。
- ③ 新人教育の充実が必要。
- ④ 精神障がい者を支援する事業所のスタッフの定着が厳しいことが残念。精神障がい者支援の専門的な知識や資格を持った専門職の方が長く仕事を続けられないのは、率直に言って、苦勞し甲斐がないということなのだろうか。人材確保と定着のため、予算も含めて検討していただきたい。
- ⑤ 障がい者施策に関する研修など、知識を得られる場があれば参加したい。

第 5 節 障がい児福祉に対する市民の意識

第 5 次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和 5 年 8 月に市内の児童発達支援センターを利用中の保護者に「現在の障がい児施策について課題と思うこと」について文書にて伺い、いただいたご意見について次のとおり整理しました。

(1) 障害児通所支援について

- 放課後等デイサービス事業所の空きがなく入れない。
- 医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービスが少ない
- 利用可能時間が短いところが多く、就労困難な時間設定である。利用時間を長くしたり、支給量上限（23 日/月）を増やしたりして、保護者が働ける環境設定をしてほしい。
- 利用方法や事業所の情報が少なく、分かりづらい。手続をして利用できるまでの期間が長い。
- 教育分野との連携ができていない。保育所等訪問支援について学校や園への周知をしてほしい。
- 職員の専門性欠如など、事業所ごとのサービスの質に差がある。重度の障がい児への支援にも力を入れてほしい。もっと多くの事業所に言語聴覚士などの専門職員を配置してほしい。
- 事業所の職員が不足しているように感じる。労働環境を改善するなどして子どもたちの支援を手厚くしてほしい。

(2) 障害福祉サービスについて

- 近隣で児童が利用できる短期入所施設が極端に少ない。利用したくても空きがなく利用できない。
- サービスの存在が認知されていない。手続方法も含めて情報提供の機会を増やしてほしい。

(3) 地域生活支援事業について

○児童が利用できる日中一時支援事業所が少ない。利用したくてもいつも空きがない。

○保護者の就労対策として障害児通所支援と併せて利用したいが、一体的に利用できる日中一時支援事業所が少ない。

(4) 障害児相談支援について

○相談支援の役割がよく分からなかったので利用しなかった。

○利用したかったが空きがなかった。

○利用しているが相談支援専門員が多忙で相談しにくい。受給者証更新のときしか話ができない。

○相談支援を利用することが有効だと実感している。もっと普及してほしい。

(5) 保護者支援について

○どこに相談したらよいのか分からない。総合的な相談窓口があるとよい。

○保護者同士のつながりが薄く、孤独感を感じる。親の会について知らない人が多い。

○現在利用している事業所では保護者支援をしてもらっているが、就学後の保護者支援をもらえるところがあるのか不安がある。

(6) ライフサポートファイルについて

○ライフサポートファイルの存在を知らなかった。もっと周知してほしい。

○持っているが書き方が分からない。渡すだけでなく書き方や使い方も教えてほしい。

○持っているが活用方法が分からず、ただ書類をファイルするだけになっている。

○未就学児は活用の機会が少ない。

○進学先などできちんと共有してもらいたい。

○持っていて、子の成長を振り返ったりできている。進学先や新しい事業所との連携に活用できている。

○ファイルのサイズが大きく使いづらい。電子版があるとよい。

第 6 節 まとめ

ここまでの内容を踏まえ、第 5 次いちかわハートフルプランの策定に当たっての課題を、次のとおり整理しました。


以下の 7 項目は、「第 2 部 市川市障害者計画」の中で、市が今回の計画年度において特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）とします。

	概要
(1) 障がい児支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市川市こども発達相談室*の相談件数は年々増加傾向にあり（令和 2 年度を除く）、新規の相談内容としては、発達障がいに関する相談が過半数を占めています（令和 4 年度）。そのため、発達障がい児の早期発見・早期療育を充実させて保護者や支援者がこどもの障がいや特性を正しく理解し、適切に対応できるように支援していくことが重要です。 ○特別な支援を必要とする子どもたちが、ライフステージを通じて一貫した支援を受けるために、市川スマイルプランやライフサポートファイル等を活用しながら、家庭、福祉、教育等の関係機関が連携していくことが求められます。 ○重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に関しては、医療的ケア児等コーディネーターが子どもをとりまく課題を整理し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整し、総合的な支援につなげられるよう働きかけていきます。
(2) 就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある方が住み慣れた地域において自立した日常生活や社会生活を営んでいく上では、自らの能力をできる限り活用し、可能な範囲で就労しながら生活していくことが重要です。 ○就労系の障害福祉サービスに関しては、令和 4 年 12 月に行われた障害者総合支援法の改正により、障害福祉サービスの中に就労選択支援が創設されたほか（改正法公布日から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）、一般就

	<p>労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても訓練等給付費の支給の対象となりました（令和 6 年 4 月 1 日施行）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市独自の施策としては、市川市障がい者就労支援センターアクセスを平成 12 年度から設置しており、また、市川市自立支援協議会就労支援部会では、障がい者の就労支援に関する課題を共有し、事業所間の連携を図っています。 ○今後は、市川市障がい者就労支援センターアクセスを障がい者就労支援の中核として位置付け、就労支援部会も活用しながら、障がいのある方の就労の支援の充実を図っていきます。 ○また、就労する障がい者の就職後の支援や、就労系障害福祉サービス事業所を利用する方の高齢化も課題となっていますので、就労定着支援事業者の質・量の充実や、障がい者福祉と高齢者福祉との円滑な連携にも取り組んでいきます。
<p>(3) 地域生活の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等の地域における安心した生活を支援する上では、地域生活支援拠点等の整備が要となります。これについては、令和 4 年 12 月の障害者総合支援法の改正により、市町村の地域生活支援事業の一つとなることが決まっています（令和 6 年 4 月 1 日より）。 ○特に、精神障がいのある方に関しては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が推進されているように、長期入院精神障がい者の地域生活への移行などが進められており、精神障がいのある方が比較的多い本市においても、住み慣れた地域における安心した日常生活・社会生活の支援を推進していくことが重要です。 ○地域生活支援拠点等の整備に当たっては、基幹相談支援センターとの役割の違いや効果的な連携に留意しながら、既存のサービス等のほかにどのような機能が必要となるか、検討を進めていきます。 ○このほか、強度行動障がいがある方の地域における生活の支援の充実や、移動支援や日中一時支援といった地域生活支援

	<p>サービスの見直しを検討していくとともに、地域活動支援センターの運営の支援を継続していきます。</p>
(4) 相談支援体制の整備	<p>○令和4年12月の障害者総合支援法改正では、基幹相談支援センターに関する規定も改正されました。基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、地域の相談支援事業者への助言や指導等も基幹相談支援センターの業務として法定化されました。</p> <p>○基幹相談支援センターへくるの人員規模は、平成29年度に設置して以降ほぼ変わっておらず、指定特定相談支援事業所の数もここ数年ほぼ横ばいであるため、障がい者数の増、相談者数の増に追いついていません。</p> <p>○今後は、対象者の増と基幹相談支援センターの役割の拡大に対応するため、人員規模の拡充のための予算措置を行っていくとともに、関連する機関との役割分担の整理を進め、効果的な連携を図っていく必要があります。</p> <p>○併せて、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の増や受持ち件数の増のための施策も検討していきます。</p>
(5) 災害や感染症の対策	<p>○大地震のリスクはもちろん、近年は台風の被害も大きくなってきており、さらに令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は障がい者を含め脆弱な立場に置かれている方々が大きな影響を受けました。</p> <p>○感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対する支援が必要となっています。</p> <p>○感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。</p>

<p>(6) 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供</p>	<p>○平成 28 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行されていますが、障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供は、共生社会の実現に向けてますます重要となっています。</p> <p>○また、障がい者が自らの能力を十分に発揮して就労するためにも、雇用者の従業者に対する障がい特性の理解や合理的配慮の提供が求められ、こうした理解や配慮は障がい者等の権利擁護にもつながります。これらの点を念頭に、必要な取組を進めます。</p>
<p>(7) 支援人材の確保と質の向上</p>	<p>○人口減少と少子化、高齢化に伴う生産年齢人口（15～64 歳）の減少により、高齢者や障がい者を支援する人材の不足は年々顕在化してきており、人材の確保と質の向上はますます重要になっています。</p> <p>○人材の不足は、福祉分野に限らず、あらゆる分野において課題となっていますが、市町村においては、福祉人材の育成・定着に資するよう、また、事業者同士の横のつながりを深め、“顔の見える関係”を構築していけるよう、可能な限り、研修の実施等に取り組んでいきます。</p>



第2部
市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節 理念

「このまちで共に生きる」

－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－

私たちは、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障がいのある人にもない人にも、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営む権利があります。

全ての場面において、障がいのある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりが求められています。

地域で暮らす誰もが「包摂（インクルージョン*）」され、それぞれの個性を認め合う「多様性（ダイバーシティ）」を備えた、誰にとっても居心地のよい社会、それが「地域共生社会」です。

地域共生社会を実現するためには、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障がいのある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

第2節 将来像

「市川市総合計画」の基本構想では、「まちづくりの基本理念」において、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、全ての人を認め合う「人間尊重」を基本としており、また、「将来都市像」を「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めています。

これを踏まえ、本計画の理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域共生社会を作る上で、次のとおり将来像を定めます。

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」

－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

第3節 基本目標

第1部「総論」で述べた現状と諸課題を踏まえ、将来像の実現に向けた基本目標を次のように定めます。

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

全ての障がいのある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組みの相互の連携の強化とともに、障がいの特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応も踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障がいのある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、全ての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、分かりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障がいに対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として互いの個性を認め、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

第4節 施策推進の方向

基本目標の実現に向け、次のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑥ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第5節 各施策に共通する横断的視点

前節に定める各施策を推進する上で、各施策に共通する横断的視点を次のように定めます。

① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援

障がいのある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障がいのある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

② 障がいのある人を中心とした総合的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

③ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態にに応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

④ アクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

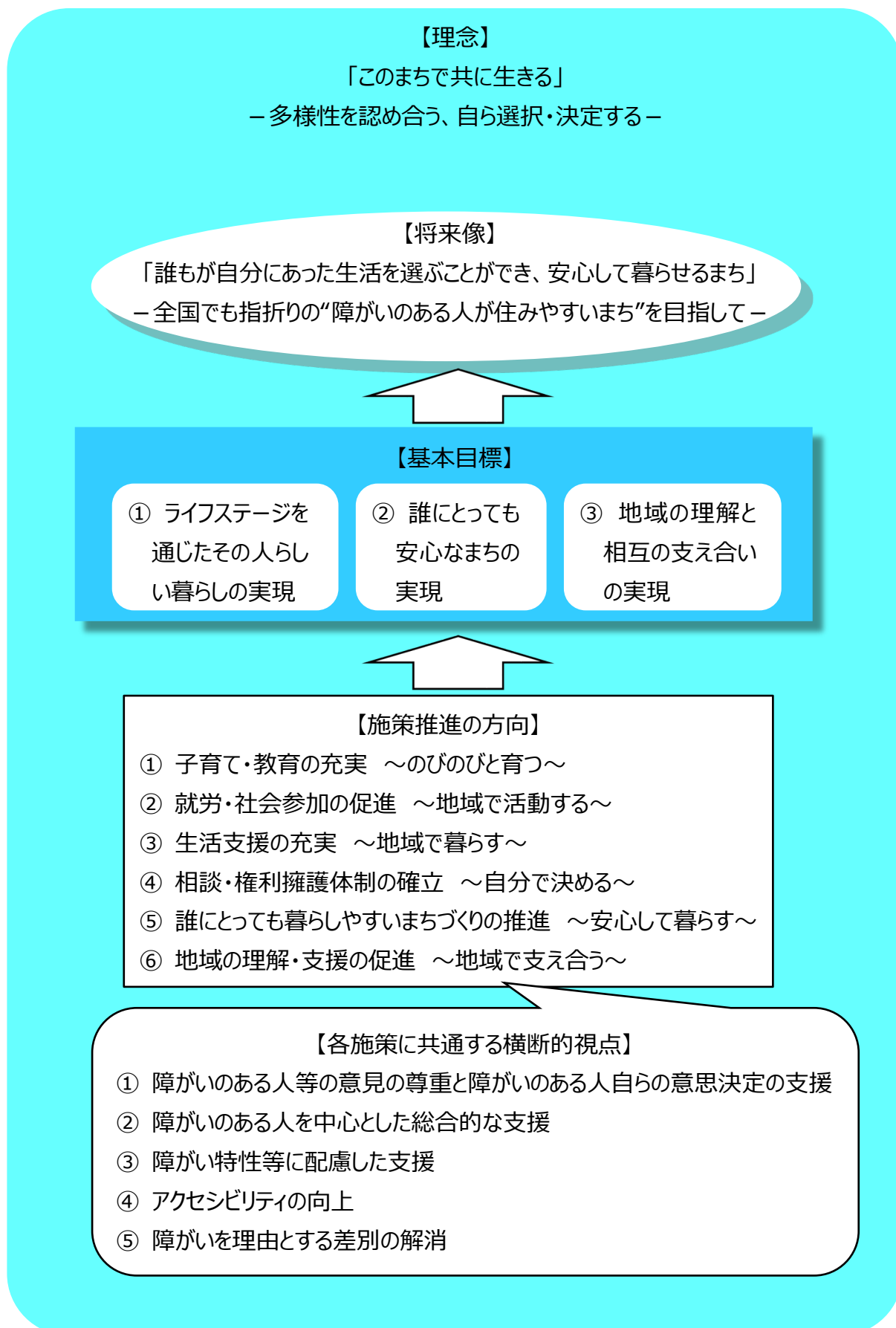
あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

また、本計画は、令和4年5月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号。略称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）の規定の趣旨を踏まえて策定するものです。

⑤ 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がいのある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（平成18年条例第52号）に基づき、障がい者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

第6節 理念等の構造



第2章 具体的な施策

★ = 重点施策

【将来像】 「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」
 - 全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して -

【基本目標】 ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
 ② 誰にとっても安心なまちの実現
 ③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

第1節 子育て・教育の充実
 ～のびのびと育つ～

第1項 障がい児支援 ★

第2項 学校教育

第2節 就労・社会参加の促進
 ～地域で活動する～

第1項 就労支援・雇用促進 ★

第2項 生涯学習・文化・スポーツ

第3節 生活支援の充実
 ～地域で暮らす～

第1項 地域生活の支援 ★

第2項 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

第3項 保健・医療

第4節 相談・権利擁護体制の確立
 ～自分で決める～

第1節 相談 ★

第2節 権利擁護

第5節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
 ～安心して暮らす～

第1項 災害や感染症の対策 ★

第2項 まちづくり・居住環境整備

第6節 地域の理解・支援の促進
 ～地域で支え合う～

第1項 障がいに対する理解の促進、
合理的配慮の提供 ★

第2項 支援人材の確保と質の向上 ★

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項 障がい児支援

(1) 現況と課題

- 発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、乳幼児から学校卒業後まで、地域においてライフステージを通じ、効果的で一貫した支援を行うことや、母子保健、子育て支援、医療、福祉、教育等の関係機関と連携して支援を進めていくことが大切です。
- 保護者が子どもの発達に心配や不安を感じた際に、こども発達相談室や児童発達支援センター、教育センター等が相談窓口となることを周知し、保護者が容易に相談できる体制の充実を進めていきます。
- 発達障がい児については、生き生きと成長する土台として、障がい特性に基づいた支援が必要となります。また、子どもが在籍する保育園や幼稚園、学校等において、一人ひとりの特性が理解され、適切な支援を受けながら、仲間と一緒に成長していくインクルーシブ（包括的）な支援の推進が求められています。そのためには、児童発達支援センターの中核的な機能を活用することや、地域の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所との連携が重要です。
- 児童発達支援センターは、地域の中核的役割を担う機関として、高度な発達支援・家族支援機能、地域の事業所へのスーパーバイズ機能、地域のインクルージョン推進の中核機能、地域の発達支援の入口としての相談機能があります。これらの機能を強化し、地域全体で発達に課題のある子どもの支援体制を強化していくことが重要です。
- 身近な地域で専門的な支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所では、保護者に寄り添いながら、子どもの障がいや特性を理解し、必要

な知識や支援方法を身につけ、家庭においても適切な対応ができるように支援することが大切です。そのため、事業所の質の向上を目指し、市川市自立支援協議会と協力し、研修や情報共有を進めていきます。

○重症心身障がい児については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用に際し、保護者や子どもが求めるニーズに応じた事業所選択が難しいことが課題となっています。また、看護師配置が必要な医療的ケア児に対応できる事業所が少ないことも課題です。このような現状をふまえ、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、関連機関と協力して、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整した上で、総合的な支援につなげられるように働きかけていきます。

(2) 施策の基本方針

子どもの発達に心配を抱える保護者に対し、きめ細やかな対応ができるよう、子育て支援の充実を図るとともに、地域社会で子どもたちが障がい特性に合わせた支援を受けて成長していけるよう、一貫した支援体制の充実を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	保育園巡回相談事業	こども部 発達支援課		
事業概要	民間の保育園を巡回し、障がい児への適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	保育園巡回件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	86回	100回	100回	100回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
乳幼児健康診査事業	保健部 保健センター健康	1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、精神的、身体的発

	支援課	育発達、基本的な生活習慣、歯科衛生など多角的な検診を行い、さらに聴覚障がいを含む難聴児の支援のため、新生児聴覚検査から療育につながる連携体制の構築に向けた取組等、乳幼児の健全な発育・発達を促します。
地域職員への研修事業	こども部 発達支援課	保育園、幼稚園、学校、放課後保育クラブ、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所職員に向けて、支援の質の向上を図るため、聴覚障がいを含む障がい児の特性理解について研修を行います。
ライフサポートファイル活用事業	こども部 発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとして、ライフサポートファイルを活用していきます。
ペアレントプログラム	こども部 発達支援課	発達に課題のある子どもへの関わり方などについて、保護者と支援者が一緒に考えることを目的とした研修を行います。

第2項 学校教育

(1) 現況と課題

- これまで本市では、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、福祉教育や障がい理解教育の推進、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進められるよう、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るなど、様々な施策を進めてきました。
- 本市の特別支援教育では、教育的ニーズに応じて、通級指導教室や特別支援学級を新設し、連続性のある「多様な学びの場」を整えるとともに、一人ひとりの課題や教育的ニーズを把握し、発達段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を推進しています。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や支援がより充実したものになるよう、教職員への研修等を実施し、指導力向上を図っています。
- 各園・学校では、全ての子どもにとって「わかる授業」を目指すため、「ユニバーサルデザイン*」の視点を取り入れた環境づくり、授業づくりを進めています。また、支援が必要な子ども一人ひとりの実態に応じて適切な指導・支援が行えるよう、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）及び個別の指導計画の活用を推進し、学校と保護者が情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援していくよう努めます。
- 本市では、こども発達センター*と教育センターにおいて、児童発達支援システムを導入し、両機関が相談内容等を共有することで、「切れ目のない支援」の実施に向けて取り組んでいます。
- 今後は長期的な視点にたって、就学相談から就学後のフォローアップを含めて、学校とのスムーズな連携が図れるよう、就学支援体制の充実に努めていきます。
- 知的障がいや肢体不自由、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症ス

ペクトラムなど、多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がい特性に応じた教育を行うことのできる教職員の育成が喫緊の課題です。今後も教職員の専門性向上に向けた研修の充実に努めます。

(2) 施策の基本方針

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム*を構築するため、特別支援教育を推進するとともに、障がい者理解教育を積極的に推進していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第3期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、家庭、教育、福祉等の関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	通常学級に在籍している幼児・児童・生徒のうち、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成している者の割合			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5.2%	6%	6%	7%

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市特別支援連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいのある幼児・児童・生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。

第 2 節 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～

第 1 項 就労支援・雇用促進

(1) 現況と課題

- これまで、本市では、市内の企業や障害福祉サービス事業者等への働きかけにより障がい者の就労の場の確保に努め、また、相談、職場実習、就労後のアフターケア等により障がい者の就労の総合的な支援を進めてきました。
- 就労は、障がい者が地域で自立した生活を営むために重要ですが、それは、必ずしも経済面だけではなく、働くこと自体や、地域や社会の中における役割を実感できるという面においても重要です。
- 本市では、障がい者就労支援センターアクセスを平成 12 年に開設し、障がい者の就労の支援に積極的に取り組んできましたが、職場への定着に向けての支援や生活面の支援については、なお多くの課題があります。また、雇用する側の障がい特性についての理解不足から、本人にとって無理がある仕事をさせてしまったり、就労先で対人関係に悩んだりするといった問題もあります。
- また、就労支援において、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です（平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）。千葉県では、千葉県工賃（賃金）向上計画を策定し、障がい者の自立の支援のために工賃（賃金）の向上を図っています。また、対象となる事業所においては、国・県の方針を踏まえ、工賃（賃金）額の目標値を含んだ計画を策定し、工賃（賃金）の向上に取り組むこととなっています。なお、就労継続支援 B 型事業所の全国平均工賃は、平成 18 年度の 12,222 円から毎年上昇し、令和 3 年度は 16,507 円となっています。

○平成 30 年度からは障害者総合支援法の訓練等給付費の支給対象に「就労定着支援」が加わりましたが、さらに今後は「就労選択支援」が加わることになっています（令和 4 年 12 月 16 日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日より）。これにより、就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与するようになっています。

○平成 25 年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されたことで、本市では調達方針を策定し、障害者就労施設等*からの物品等の優先的な調達に努めているところです。

○また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。通称「障害者雇用促進法」）に基づく障がい者の法定雇用率が、令和 6 年 4 月、令和 8 年 7 月に段階的に引き上げられます。就労する障がい者が増加することが見込まれますが、それに伴い、就職後の支援の担い手が不足していくことも見込まれます。障害福祉サービスには就労定着支援がありますが、就労定着支援においては、就労先における支援ばかりではなく、生活面の支援が必要となってきました。障害者就業・生活支援センターで行う支援だけでは対応しきれなくなっており、生活支援サービスと就労系サービスとの連携も重要となってきました。

(2) 施策の基本方針

障害福祉サービスに「就労選択支援」が加わるなど、就労の支援の強化を図る障害者総合支援法改正が行われています。本市では、市独自の事業として障がい者就労支援センターアクセスを設置して障がい者の就労を支援してきていますが、県の

障害者就業・生活支援センター事業との連携を図りながら、今後も障がい者の就労の支援を推進します。

また、障害者優先調達推進法に基づいて、引き続き障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めます。

就労する障がい者の就職後支援に関しては、就労定着支援の質・量の充実が求められているため、市川市自立支援協議会就労支援部会を中心とした研修の実施等により対応していきます。さらに、市川市障がい者就労支援センターアクセスが、就労定着支援による支援が終了した後も継続した支援が必要とされる障がい者に対し、生活面・就労面の両面から支援を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がい者就労支援事業		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	市川市障がい者就労支援センターアクセスを設置し、アクセスにおいて、障がい者からの就労に係る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うとともに、障がい者の一般企業での就労に向けての各種支援や、就労系の障害福祉サービスの利用に向けての支援等を行います。また、就労定着支援による支援が終了した障がい者に対し、必要な支援を行っていきます。			
指標等	相談件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2,266件	2,200件	2,200件	2,200件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
優先調達推進事業	福祉部 障がい者支援課	障害者優先調達推進法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達を図ります。
障がい者雇用事業	総務部 人事課 生涯学習部 教	働きたい意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障がい者を、一定期間、「チャレンジド オフィス

	育総務課	いちかわ」において、会計年度任用職員として雇用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。
雇用促進事業 (障がい者就 労支援)	経済観光部 商工業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進奨励金 市内に居住する障がい者、重度障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。 ・職場実習奨励金 市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。 ・障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と本市との共催により、企業と障がい者の個別面接による「障がい者就職面接会」を開催します。

第 2 項 生涯学習・文化・スポーツ

(1) 現況と課題

- 障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉、教育、スポーツ、労働等の施策を連動させながら支援していくことが重要です。
- 障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）第 24 条には、「障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム）及び生涯学習を確保する」ことが明記されています。
- 文部科学省は、平成 30 年 3 月から、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を開催し、全 16 回にわたり 14 名の委員が議論に加わり、「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」をまとめました。
- この報告書では、持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されていることから、障がい者の生涯学習について考えることは重要とされています。また、障がい者の生涯学習推進において特に重視すべき視点として、①本人の主体的な学びの重視、②学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化、③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化、④障がいに関する社会全体の理解の向上を挙げています。
- 障がい者の生涯学習に資することとして、令和元年 6 月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）が施行されています。この法律は、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するとしています。
- 障がい者による文化芸術活動については、近年の障がい福祉分野と文化芸術分野双方からの機運の高まりにより、平成 30 年 6 月 13 日に、議員立法による「障

害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 47 号)が公布、施行されました。

(2) 施策の基本方針

学校卒業後の障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、これを通じて障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげていきます。また、障がいの有無や種類に関わらず、気軽に文化芸術活動・スポーツに参加できる機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいづくりを促進します。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がい者スポーツ事業	スポーツ部 スポーツ推進課		
事業概要	障がいのある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進を図ります。			
指標等	障がい者軽スポーツ教室への参加人数			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	28 人	50 人	50 人	50 人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
障がい者等の読書環境の整備事業	生涯学習部 中央図書館	DAISY 図書や LL ブックなどの障がい者資料の充実に努めるとともに、障がい者資料の活用を促進するため、特別支援学級や教育センターなど、関係各所と連携を図ります。
障がい者文化講座	福祉部 障がい者支援課	障がい者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。
パラスポーツ普及促進事業	スポーツ部 スポーツ推進課	車いすバスケットボール等の体験会や試合観戦機会の創出により、パラスポーツ普及の促進を図ります。

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第1項 地域生活の支援

(1) 現況と課題

① 地域生活支援拠点等

- 障がい者等の地域における生活の支援の要となる地域生活支援拠点等の整備に関しては、国では、「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」を平成27年4月1日から実施した後、平成29年7月には「地域生活支援拠点等の整備促進について」を発出して、整備に向けた留意点を取りまとめています。
- 本市における地域生活支援拠点等の整備にあたっては、面的な体制（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）の整備を進めることとして、令和2年度より「地域生活支援拠点等コーディネーター」を配置したほか、「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」を創設し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるための事業を行っています。
- その後、令和4年12月には障害者総合支援法が改正され、地域生活支援拠点等に必要とされる各機能が条文として整理されるとともに、それらを行う事業の実施が市町村の努力義務となりました。

○改正障害者総合支援法（令和6年4月1日施行）

（市町村の地域生活支援事業）

第77条（略）

2（略）

3 市町村は、第1項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者

- 等、医療機関、次条第 1 項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業
- 二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業
- 三 前 2 号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
- 4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。
- 5 （略）

○新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号の事業については、本市においては、地域生活支援拠点等コーディネーターが市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金を活用しながら地域生活障害者等を支援することで対応しています。

○一方、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業については、地域相談支援*や共同生活援助といった既存の制度と機能が重複する部分があります。特に共同生活援助については、本市でも日中サービス支援型グループホームの整備が徐々に進んできている中で、さらにどんな機能が必要となるのか、具体的で綿密な議論をしていく必要があります。

○このほか、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 3 号の事業のうち、「専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保」については、千葉県が行う研修事業も活用しながら、市川市自立支援協議会や市川障害児者相談支援事業所連絡協議会とも連携し、研修等を企画、実施していく必要があります。

② 強度行動障がいのある方への支援

○厚生労働省によると、「各自治体が公表している強度行動障害を有する者の人

数に関する調査を参考に障害支援区分認定調査結果データを活用して強度行動障害を有する者の人数の推計を行ったところ、1年間に障害支援区分認定調査を受けた267,569件分のデータのうち、行動関連項目の合計点が10点以上は約15%であり、20点以上の人は約1.2%であった」とされています（令和3年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究」（PwCコンサルティング合同会社））。本市のデータによると、令和5年3月末時点で本市の支給決定*又は地域相談支援給付決定*を受けている者のうち、行動関連項目の合計点が10点以上の者は445人（約15.3%）、20点以上の者は31人（1.1%）おり、厚生労働省のデータとほぼ同じ割合となっています。

○令和5年3月31日には、千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園及び千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園が廃止されましたが、これに関し、千葉県では「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」が構築されています。市町村がこのシステムを活用していくためには、市町村が受入事業者に対し支援員の追加配置に係る補助を行う必要がありますので、強度行動障がいのある方の支援のため、今後、この予算措置を行うことを検討していきます。

③ 地域生活支援サービス（移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援）

○市町村地域生活支援事業の中でも、市川市地域生活支援事業等実施規則に地域生活支援サービスとして規定されている3つのサービス（移動支援事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業に係るサービス）については、障害福祉サービスではないものの障がい者等の地域生活を支える上で欠かせないものとなっています。

○これらのサービスについては、市町村において対象者要件や報酬額を定めますが、対象者要件の拡大や報酬額の増額の要望を市川市自立支援協議会や各部会等から度々伺っています。近隣市の状況などを参考にし、見直しを今後検討していく必要があります。

④ 地域活動支援センター

- 障害福祉サービスではありませんが、地域活動支援センターも障がい者の地域における生活を支えるものとして重要です。

○地域活動支援センターとは（障害者総合支援法第 5 条第 27 項、障害者総合支援法施行規則第 6 条の 21）

この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。

- 地域活動支援センターは、生活介護や就労継続支援 B 型といった通所系の障害福祉サービスになかなかなじめないような方などにとって、外出、創作的活動、社会との交流といった、日中の居場所づくりに重要となる施設です。

- 本市の地域活動支援センターは令和 5 年度当初時点で 9 施設であり、前年度から 1 施設減少しました。特に、市南部（行徳地区）に地域活動支援センターが少なく、市南部の方にとって利用しづらいという意見があります。地域活動支援センターにおける事業は障害福祉サービス事業ではないため、本市が運営費について補助を行っていますが、地域活動支援センターの運営の支援のため、今後も補助を継続していく必要があります。

(2) 施策の基本方針

- ① 新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号の事業として、「地域生活支援拠点等コーディネーター」の配置と「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」事業の実施を引き続き継続していきます。その上では、基幹相談支援センターえくと地域生活支援拠点等コーディネーターとの役割分担や効果的な連携について、常に留意していきます。このほか、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業について、地域定着支援や共同生活援助のほかに必要となる機能について、検討を進めていきます。
- ② 強度行動障がいのある方の支援のため、「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」の活用のための予算措置を検討していきます。
- ③ 移動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援の対象者要件や報酬額の見直しを検討していきます。

④ 地域活動支援センターの運営に対する補助金制度を継続してきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、相談その他必要な支援を行います。			
指標等	地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録者数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	144人	160人	170人	180人

事業名 (担当課)	地域活動支援センター運営費補助金事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	地域活動支援センターを運営する事業を行う者の経営の支援を図るため、市川市地域活動支援センター運営費補助金を交付します。			
指標等	補助を行った市内施設数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	9	9	9	9

【地域生活支援拠点等について】

- 平成 27 年度の厚生労働省通知（※1）には、「平成 24 年 6 月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉障害施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議や「障害者の地域生活の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の整備について進めることとし、第四期障害福祉計画において、拠点等を各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つ整備することとし」と書かれています。地域生活支援拠点等の整備については、これ以降、基本指針に方針が明記されたほか、平成 29 年 7 月には厚生労働省より「地域生活支援拠点等の整備促進について」が発出され、整備を進めるよう促されてきましたが、令和 4 年 12 月の法改正により、地域生活支援拠点等が初めて障害者総合支援法に明記されました（令和 6 年 4 月 1 日施行）。この改正により、地域生活支援拠点等において実施するとされている事業は、市町村の地域生活支援事業（努力義務事業）として規定されました（障害者総合支援法第 77 条第 3 項、第 4 項）。
- 平成 27 年度の厚生労働省通知（※1）以降、地域生活支援拠点等の整備は、いわゆる「多機能拠点整備型」と「面的整備型」の 2 つの手法が想定されていました。前者を「地域生活支援拠点」、後者を「面的な体制」といい、この 2 つを合わせて「地域生活支援拠点等」と呼んで、地域の実情に合わせてどちらかの手法を選択又は両方を併せた形での整備を進めるよう、厚生労働省から通知等で促されてきました。
- 多機能拠点整備型は、「必要とされる機能を集約して共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備」のことをいうため、一定規模の「施設」を新たに整備したり、既存の施設を地域生活支援拠点としたりすること等が想定されます。一方、面的整備型は、「地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備」のことをいいます。よって、一言で「地域生活支援拠点等」と言っても、その形は地域の実情によって全く異なるため、地域生活支援拠点等について議論や検討をする上では、「施設（拠点）」をイメージするのか「体制」をイメージするのかをよく確認した上で行う必要があります。
- 本市では、地域生活支援拠点等の整備に関しては、市川市自立支援協議会における議論を経て、面的整備型の手法を採ることにしました。その結果、令和 2 年 11 月より、地域生活支援拠点等コーディネーターを身体・知的・精神の障がい別に配置し、また、同年度より「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」を創

設しています（つまり、市川市には「体制」はあるが「地域生活支援拠点」はない）。

- 本市での事業開始後、地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録（※2）を行う方の数は、増加を続けており、そのため、地域生活支援拠点等コーディネーターが全ての登録者の状況把握を継続して行い続けることには困難が生じてきています。また、市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金については、まだ補助実績はありません。
- 想定される緊急事態の度合いは人により様々であり、緊急時に地域生活支援拠点等コーディネーターができることにも限りがあります（法律に基づく措置等を行う権限などはない）。地域生活支援拠点等に限ったことではありませんが、大きな課題は、依然として「支援人材の確保」と「受入施設の確保」であると言えます。また、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し、又は備えるためにも、関係機関との情報共有、役割分担の確認等が引き続き必要となります。

※1…地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施について（平成 27 年障発 0409 第 10 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）。

※2…緊急の事態における対処を円滑に進めるため、介護する親族の急病等により在宅生活が困難となり緊急に短期入所事業所等を探さなければいけなくなる事態が想定される障がい者等から、あらかじめ自身の情報を伝えていただき、市及び地域生活支援拠点等コーディネーターが持つ台帳に当該障がい者等の情報を登録しておくこと。

【地域定着支援と地域生活支援拠点等コーディネーターについて】

- 地域定着支援とは、指定地域定着支援事業者が、居宅において単身で生活する障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、居宅への訪問等による状況把握を行い、当該障がい者等に対して、相談や、関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援等を行うことをいいます（障害者総合支援法第5条第21項、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の13、第6条の14）。
- 地域定着支援は、地域生活支援拠点等が果たすべき機能の一部を担うものとして重要であり、地域移行支援を利用していない障がい者であっても利用できるものです（平成27年障障発第0430第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」より）。また、標準利用期間の定めはありません。
- 一方、地域生活支援拠点等コーディネーターは、地域生活障害者等（※）が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活障害者等の障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、地域生活障害者等などからの相談に応じるとともに、関係機関との連携及び調整を行い、宿泊場所へのつなぎ等の支援を行います。
（※ 地域生活障害者等＝地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等。）
- 地域定着支援が居宅において単身である障がい者等を対象としているのに対し、地域生活支援拠点等コーディネーターの場合はこれに限らないのが違いであると言えますが、それ以外の内容は概ね同じであると言えます。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターが業務を行う上では、この点に留意しながら、指定地域定着支援事業者との役割分担をしつつ業務にあたる必要があります。同時に、地域定着支援の活用を進めることが、地域生活支援拠点を整備することにも実質的につながりますので、既存の地域定着支援事業所に地域定着支援の事業を積極的に行ってもらおうようにしていくことも必要となると考えます。

【介護保険制度との適用関係について】

- 障がい者の重度化・高齢化は大きな課題の一つであり、地域生活支援拠点等の整備が主要な対策の一つとなっていきますが、障がい者福祉と高齢者福祉との円滑な連携もまた重要となります。また、市川市自立支援協議会就労支援部会からは、「就労系障害福祉サービス事業所において高齢の障がい者の利用が増えており、事業所内において介護的な支援も行う必要が出てきている」との課題提起がなされています。
- 障害者総合支援法に基づくサービスと介護保険法に基づくサービスの併用に関しては、かねてより、65歳到達時点から必要なサービスが受けられなくなる、利用者自己負担額が発生するようになるといった意見が様々なところで挙げられているところです。これに対しては、国から通知や事務連絡等で適切な制度運用を行うよう呼びかけられており、本市においても、法令の規定を遵守しながら適切な制度運用を行っていくよう留意しているところです。
- 障害者総合支援法第7条には、「自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付等のうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において（中略）行わない」と規定されています。本市においても、個別のケースに応じ、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を把握し、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、適切に判断するよう留意しています。
- また、介護保険サービスにより必要な支援を受けられると判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や、介護保険サービスの支給量・内容では不十分である場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めています。
- その際にも、一定の要介護度や障害支援区分以上であること等の画一的な基準のみに基づき判断せず、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行っていきます。
- 制度の運用に際しては、介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を与えることのないよう、適切に案内を行っていきます。

第 2 項 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

(1) 現況と課題

- 「アクセシビリティ」とは、「施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと」とされています（障害者基本計画（第 5 次））。情報アクセシビリティの向上は、本計画全体に横串を刺す横断的視点として位置付けられるものであり、各施策を通じて重要なポイントとなります。
- 障害者基本法には、基本的施策の一つとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められています（第 22 条）。この中には、障がい者が「情報の取得」・「利用」、「意思表示」、「他人との意思疎通」をできるようにすることや、災害時等に必要な情報を迅速かつ的確に伝えるため、必要な施策を講じることなどが、国及び地方公共団体に対して定められています。
- 障がい者の意思疎通の手段としては、手話通訳、要約筆記、点訳、代筆、代読、音声訳などがあり、これらの支援を行うことができる人材（意思疎通支援者）の育成・確保も重要となります。また、行政機関においては、人材の育成の支援や、手話通訳者・要約筆記者等の派遣、字幕や音声等の適切な活用、分かりやすい情報の発信、公式 Web サイトでのアクセシビリティの確保・維持などを行っていくことが必要となります。
- 令和 4 年 5 月には、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、市町村障害者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。
- また、本市では、令和 4 年 3 月に手話言語条例を制定しました。本市においては、わが国で唯一の国立のろう学校である筑波大学附属聴覚特別支援学校が設置されるなど、ろう者のアイデンティティと誇りを醸成する歴史が刻まれてきたこと等を踏まえ、手話が音声などと同じく言語の一つであるとの認識に基づき、手

話に対する理解の促進に関して基本理念を定めるなどしています。

(2) 施策の基本方針

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の規定の趣旨を踏まえ、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。また、市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持に努めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	手話奉仕員養成講座及び市民手話教室運営業務委託	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	聴覚障がい者及び言語機能障がい者が健聴者等との円滑な意思の疎通を図る上で必要な手話通訳者等の人材を育成します。また、市民向けに手話を知っていただくための講習会を開催します。			
指標等	養成講座修了者数			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	16 名	16 名	16 名	16 名

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣	福祉部 障がい者支援課	市の会計年度任用職員として手話通訳者・要約筆記者を設置するとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方を対象に、手話通訳者・要約筆記者を無償で派遣します。
市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持	全ての課・室等	JIS X 8341-3 や総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、画像に代替テキストを提供する、キーボードだけでも操作できるようにする等、Web アクセシビリティの確保・維持に努めます。

第3項 保健・医療

(1) 現況と課題

- 障がいの原因となる生活習慣病の早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活のための取組は、誰にとっても必要なものですが、その方法はライフステージや障がいによって多様です。

- 障がい者等の健康管理に関しては、一部の通所施設や入所施設において、健康診断や健康管理の義務があります。その他、障がいがない方と同様に、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査などがあります。
 - ※ 指定生活介護事業者による健康管理義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第89条（平成24年千葉県条例第88号））
 - ※ 指定障害者支援施設等*による毎年2回以上定期の健康診断の実施の義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第40条第2項（平成24年千葉県条例第90号））
 - ※ 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行う指定児童発達支援事業者による通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断の実施の義務（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条第1項（平成24年千葉県条例第86号））

- 精神保健の面では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域における精神障がい者への医療の提供・支援を推進する必要があります。また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めることや、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援を推進することも重要です。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の健康の保持・増進に資する事業や、障がい者等の心の健康づくり対策を推進する事業を引き続き実施していきます。また、障がい者等が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療関係者や障害福祉サービス事業者等との連携の強化や、医療費の助成制度など、必要な事業を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいのある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	個別支援件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	514件	550件	560件	570件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
重度心身障害者医療費助成	福祉部 障がい者支援課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aの1、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

第 4 節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

第 1 項 相談

(1) 現況と課題

○本市では、一般相談支援事業を指定一般相談支援事業者*が、特定相談支援事業を指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援事業*を指定障害児相談支援事業者が担っており、一般的な相談支援（障害者相談支援事業）等を基幹相談支援センターえくるが担って、障がい者に対する相談支援体制を構成しています。

（このほか、千葉県事業である中核地域生活支援センター*事業や、市町村事業である重層的支援体制整備事業*のうちの「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」等でも障がい者に対する相談支援を担っているほか、さらに広い目線で見ると、地域生活支援拠点等コーディネーター、市川市障がい者就労支援センターアクセス、生活サポートセンターそら等も障がい者に対する相談支援体制に関わります。）

○このうち、計画相談支援や障害児相談支援の業務を担う指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所については、その事業所数がここ数年ほぼ横ばいであり（指定特定相談支援事業所は平成 28 年度末で 33 事業所、令和 4 年度末で 35 事業所）、事業者の確保は依然として課題となっています。

○また、基幹相談支援センターえくるの人員規模は、平成 29 年度に設置して以降ほぼ変わっておらず（えくるの相談員は平成 29 年度で 6 人工、平成 31 年度より約 6.5 人工）、障がい者数の増、相談者数の増に追いついていないのが現状です。

○指定特定（障害児）相談支援事業所の数と基幹相談支援センターえくるの人員規模とは、相互に関わり合っており、どちらも拡充が必要な状態です。さらに、基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり（障害者総合支援法第 77 条の 2）、その業務として令和 6 年度から相談支援事

業者への助言や指導等も加わることから、これらが相互に連携し合い、人材の育成も図っていく必要があります。

○指定特定（障害児）相談支援事業所については、厚生労働省による3年に一度の障害福祉サービス等報酬改定によって、少しずつ報酬の増額が図られています。一方、基幹相談支援センターは、市町村が設置するものであるため、この規模の拡充を図ることは市町村の役割となります。障がい者数の増加に対応し、全ての障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターの規模の拡充を目指していきます。

○また、本市では、令和5年7月から社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を「市川市よりそい支援事業」として開始しました。この事業を構成する5つの事業のうちの一つである「包括的相談支援事業」には、本市の地域包括支援センター*で行う相談事業や、基幹相談支援センターえくるで行う障害者相談支援事業、市川市の「子育てナビ」や「母子保健相談窓口アイティ」で行う相談事業、市川市生活サポートセンターそらで行う生活困窮者自立相談支援事業が位置付けられています。このため、基幹相談支援センターえくるで行う相談支援事業は、本市の重層的支援体制整備事業の一部となりました。今後も、基幹相談支援センターえくるでは、相談者の属性に関わらずに包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行い、えくる単独での解決が難しい事例に対しては、各種支援関係機関と連携を図って対応していくこととなります。

○そのほか、精神障がい者の福祉及び精神保健に関する相談支援についても、令和6年4月1日から市町村の業務が拡大します。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号）の改正により、令和6年4月1日から、「都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほかに精神保健に課題を抱える者も対象にできるように」になりました。従来より市町村では、障がい者福祉に限らず様々な業務の中で、関わっている市民が背景に精神保健上の課題を抱えているケースも多く、複合的な課題への支援のニーズに直面しています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の

構築にも関わりますが、市町村における精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備が厚生労働省から求められています。体制構築に向け、関係機関との協働・連携や、支援の担い手の確保等が求められます。

(2) 施策の基本方針

様々な面から市町村の相談支援体制の整備が求められていますが、まずは基幹相談支援センターへくるの人員規模の拡充のための予算措置を行っていきます。同時に、関連する機関との役割分担の整理を進め、効果的な連携を図っていきます。また、相談支援専門員の増や各事業所の受持ち件数の増など、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の“受け皿”を増やす方策を引き続き検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	相談支援体制の整備	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	関係各課と協働し、市川市自立支援協議会を活用しながら、市川市全体としての相談支援体制の整備を進めます。具体的には、へくるの規模拡充、関係機関の役割分担の整理、より一層の機関間の連携強化等に取り組めます。			
指標等	基幹相談支援センターへくるの相談員の数（1 未満の端数は 0.5 単位に整理）			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	6.5 人工	11.5 人工	12.5 人工	13.5 人工

【基幹相談支援センターと“委託の相談支援事業所”について】

- 市町村によっては、いわゆる“委託の相談支援事業所”を基幹相談支援センターとは別に設置しているところがあります。
- その委託内容は市町村ごとに異なると思いますが、基本的に“委託の相談支援事業所”とは、「市町村から障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号の業務の委託を受けた指定特定（又は一般）相談支援事業者の指定に係る特定（又は一般）相談支援事業所」をいうものと考えています。
- つまり、法第 77 条第 1 項第 3 号の業務を行う点においては、基幹相談支援センターと“委託の相談支援事業所”は同じということになります。
- 主な違いは、基幹相談支援センターの場合は、さらに指定特定相談支援事業者等からの相談に応じ、必要な助言、指導等を行う点などです（令和 6 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項第 3 号）。
- このような“委託の相談支援事業所”を設置するメリットとしては、まず、法第 77 条第 1 項第 3 号の業務以外の業務を受託しない分、基幹相談支援センターより委託費が安価になることが考えられます。しかし、受託する事業者にとっては、多岐に渡る相談を広く一般的に受け、計画相談支援の提供（障害福祉サービスの利用）につながらないような様々な支援を行うことになる点で、基幹相談支援センターと実質的に同じであり、安価な委託料で複雑・困難な業務を行うことになる可能性があります。
- さらに、実質的に業務が同様だとしても、基幹相談支援センターという名称を使えないので、“委託の相談支援事業所”は市民にとってどんな機関なのかが分かりづらいというデメリットがあります。
- また、指定特定（一般）相談支援事業者の業務には、基本相談支援が含まれますが、これが法第 77 条第 1 項第 3 号の業務と似ているため、受託事業者にとっては、本来業務（基本相談支援）なのか、受託業務（法第 77 条第 1 項第 3 号の業務）なのか、混同してくる恐れがあります。それにより、実質的に他の一般の指定特定（一般）相談支援事業所との差異が分かりづらくなっていく可能性もあります。
- 以上のことから、本市の相談支援体制の整備の上では、“委託の相談支援事業所”の設置は目指さず、基幹相談支援センターの規模の拡充を目指していく方針です。これは何より、市民から見た分かりやすさのためでもあります。

【本市のセルフプラン率について】

- 本市のセルフプラン率(※1)は、令和5年3月末時点で、計画相談支援では38.6%、障害児相談支援では86.3%となっています（千葉県では計画相談支援15.9%、障害児相談支援33.5%、全国では計画相談支援15.6%、障害児相談支援28.9%（令和4年3月末時点））(※2)。厚生労働省の通知(※3)によれば、「セルフプランは障害者本人のエンパワメントの観点からは望ましいもの」とされており、また、障がい者等にとっては、身近な地域に事業者がない場合のほか、セルフプランの提出を希望する場合には、セルフプランを提出することができることになっていることから(※4)、一定程度セルフプランを提出する障がい者等がいるのは自然なことですが、それを踏まえても、本市のセルフプラン率は高い方だと言えます。
- この原因には、継続サービス利用支援*に係る計画相談支援給付費や継続障害児支援利用援助に係る障害児相談支援給付費を毎月算定できない場合が多い（モニタリング頻度が毎月の場合もあれば3月に一度や6月に一度の場合等がある）ために、事業者にとって報酬収入が十分なものとならず、特定相談支援事業や障害児相談支援事業の独立採算が困難となっている事業者が多いこと(※3)が大きく関わっている可能性があります（そのため、多くの利用者を受け持つことができない）。
- 一方で、市内の指定特定相談支援事業所に置かれている相談支援専門員は110人以上おり（令和5年3月末時点）、相談支援専門員の員数の標準が計画相談支援対象障害者等*35人に対して一人とされていること(※5)から考えれば、本市の相談支援専門員は極端に少ないとは言えません（つまり、他業務と兼務している相談支援専門員が一定程度いると考えられます）(※6)。また、計画相談支援で見ると、本市は全国平均と比較して毎月モニタリングが多く（市川市は全モニタリングのうちの約18%（令和5年3月末時点）、全国平均では全モニタリングのうちの約5%（令和4年3月末時点）(※2)）、モニタリング頻度がやや高い傾向があることが分かっています(※7)。これらは、より多くの利用者を受け持ちづらい要因の一つとなっている可能性があります。報酬収入が不十分であるということだけではなく、各法人の事業の経営方針も影響している可能性があると考えられます。
- セルフプラン率の高さは本市の課題の一つであると考えます。その率についてはどのくらいが適正と言える段階ではありませんが、相談支援専門員の増や各事業所の受持ち件数の増など、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の“受け皿”を増やすことにより、ある程度率が下がっていくものと考えられます。また、希望せずにセ

ルフプランを作成している方に対しては、市、基幹相談支援センター、児童発達支援センターなどにより、セルフプランの作成の支援を行っていく必要があります。

- 同時に、基幹相談支援センターへくるの人員拡充も必要です。そのほか、指定特定相談支援事業者への補助金制度の創設も手段として考えられるところですが、他市町村の状況や補助要件や補助額等について十分に検討した上で判断していきます。

※1「セルフプラン率」…本市の支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は通所給付決定*を受けている者のうち、市川市にセルフプラン（※4）を提出した者の割合。

※2…厚生労働省の「障害者相談支援事業の実施状況等について（令和4年調査）」より。

※3…「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（令和3年3月31日障障発0331第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）より。

※4…一般に「セルフプラン」とは、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案*又は障害児支援利用計画案*のことを指す。市町村は、支給要否決定（通所支給要否決定）を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい者又は障がい児の保護者は、身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合のほか、セルフプランの提出を希望する場合には、セルフプランを提出することができる。障害者総合支援法第5条第22項、第22条第4項、第5項、障害者総合支援法施行規則第12条の4、第12条の5、児童福祉法第6条の2の2第8項、第21条の5の7第4項、第5項、児童福祉法施行規則第18条の14、第18条の15。

※5…「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第2項。

※6…本市の支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は通所給付決定を受けている者は、全部で4,627人（令和5年3月末時点）。 $4,627 \div 35 = 132.2$ であることから、「110人以上」という相談支援専門員の数は、極端に少ない数とは言えない。

※7…計画相談支援のモニタリングを1月毎、2月毎、3月毎、4月毎、6月毎、12月毎だけで見たと、市川市では利用者一人当たり年約4.7回モニタリングを行っているが（令和5年3月末時点）、全国で見ると年約3.3回（令和4年3月末時点）。

【基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等コーディネーターについて】

- 市川市では、平成 21 年度に基幹型支援センターえくるを設置し、平成 29 年度からはこれを障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターえくるに変更しました。一方、地域生活支援拠点等コーディネーターは、令和 2 年度途中から身体・知的・精神障がいをそれぞれ対象にして 1 名ずつ（計 3 名）設置しています。
- どちらも「相談」業務を行うという点で類似しており、業務内容が混同されがちですが、業務を行う上での「ねらい」には違いがあります。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターは、令和 6 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する業務を行うものであり、「障がいの特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため」に業務を行います。なおかつ、地域生活支援拠点等コーディネーターの業務は、相談に応じることのみではなく、関係機関との連携及び調整や、一時的な宿泊場所へのつなぎ等が業務となります。
- 一方、基幹相談支援センターは、「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」であり、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、対象者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言、相談及び指導、関係機関との連絡調整等を行います。
- このように、「障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処・備える」ことをねらいとして業務を行うのが地域生活支援拠点等コーディネーターである、という点が基幹相談支援センターとの違いです。一方、基幹相談支援センターであっても、このような事態に対処・備えるために業務を行うこともあります。ただ、地域生活支援拠点等コーディネーターはこのような事態に対処・備えることがねらいと明確にされている以上、このようなケースがあった場合は、基幹相談支援センターよりも地域生活支援拠点等コーディネーターが優先して対応すべきであると考えます。
- もちろん、相談される内容というのは多岐に渡りますし、専門外の相談も入ってきてしまうことはありますから、現実的には、両者の業務は似通ってくるところがあります。ただ、本来の立ち位置は「障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処・備える」役割が地域生活支援拠点等コーディネーターであり、基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障がい特性に関わらず総合的に相談支援を行うのが役割である、というふうに整理しています。

第 2 項 権利擁護

(1) 現況と課題

- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に「市川市障害者虐待防止センター」を設置しました。このセンターは、平成 29 年度から、基幹相談支援センターえる内に設置しています。
- また、障害者虐待防止法第 44 条では、「国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずること」と定められています。このため、本市では、成年被後見人等である高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の経済的負担を軽減するため、成年後見人等に報酬を支払うことが困難な者に対し、助成金を支給しています。
- 平成 28 年 5 月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行されました。この法律は、成年後見制度の利用の促進について、「成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の理念を踏まえて行われるものとする」、「市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする」等と規定しています（第 3 条）。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、政府は、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画*を定めました。これを受け、本市では、市川市成年後見制度利用促進基本計画を定めました。この計画の計画期間は令和 5 年度の 1 年間ですが、令和 6 年度以降は市川市地域福祉計画に統合させる予定です。また、令和 5 年度より成年後見制度の利用促進の中心的な役割を果たす中核機関を設置するとともに、地域連携ネットワーク会議を開催し、関係機関等の連携強化、地域課題の

検討等を行っていきます。このほか、市川市社会福祉協議会で行う福祉サービス利用援助事業も、成年後見制度と併せ、知的障がい者や精神障がい者の財産管理や福祉サービス利用手続などの支援の役割を担っています。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の権利利益の擁護に資するよう、関係機関との連携の強化に努め、市川市障害者虐待防止センターによる虐待通報等を常時受理することができる体制を維持します。また、成年後見制度の利用の促進に資する施策を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	成年後見制度利用支援事業	福祉部 障がい者支援課 地域包括支援課		
事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力が十分でない方が成年後見制度を活用するための啓発活動や相談等の業務を市川市社会福祉協議会*に委託して行います。			
指標等	相談実件数 (障がい分) ・啓発回数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	56件・16回	60件・20回	65件・21回	70件・22回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市障害者虐待防止センター	福祉部 障がい者支援課	被害者や家族等が必要な支援を受けられるよう、障害者虐待防止法第32条に基づく市町村障害者虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理や初期調査を基幹相談支援センターにて行うとともに、関係機関と連携します。
障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議	福祉部 障がい者支援課	障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

第 5 節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

第 1 項 災害や感染症の対策

(1) 現況と課題

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降、大規模地震への備えの必要性は一層高まっており、また、近年では台風や豪雨による被害も甚大になってきています。
- また、令和 2 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼし、特に、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている方々が大きな影響を受けました。
- 感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対する支援が必要となっています。
- 防犯対策の面では、障がい者の消費者トラブルの防止や、地域における防犯体制の強化も重要です。また、平成 28 年 7 月に発生した障害者支援施設*における殺傷事件を踏まえ、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」が発出されており、日頃からの設備の整備・点検や、職員研修のほか、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築しておくことも求められています。

(2) 施策の基本方針

感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	避難行動要支援者対策事業	福祉部 地域共生課		
事業概要	<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制を整備します。さらに、平時における地域のつながりを促進します。</p>			
指標等	名簿提供自治（町）会数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	142	前年度+2	前年度+2	前年度+2

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
福祉避難所	福祉部 地域共生課	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、平時から協定事業者と協力する等、防災訓練を実施します。
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	危機管理室 地域防災課 福祉部 地域共生課	災害時に、避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等が速やかに供給されるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と協定を結び、平時から防災啓発事業や防災訓練を実施します。
総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	震災時における「自助」・「共助」・「公助」の連携強化を図ることを目的に、初期消火、応急救護、煙体験などの市民参加・体験型訓練や各学校での防災拠点・避難所運営訓練、関係機関との無線通信訓練を実施します。

NET119	福祉部 障がい者支援課 消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119 緊急通報システム*」の利用登録を行います。
--------	------------------------------	---

第 2 項 まちづくり・居住環境整備

(1) 現況と課題

- 国では、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。通称「バリアフリー法」）を制定し、平成 18 年 12 月より施行しました。これは、従来の「ハートビル法」（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号））と「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号））を一体とする形で制定したものです。
- このバリアフリー法の施行を受け、本市では、「市川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」（平成 24 年市川市条例第 47 号）を制定しており、高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することによりその移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するための様々な基準（歩道の有効幅員や勾配等）を定めています。
- また、本市では、「市川市交通バリアフリー基本構想」を平成 15 年に策定しており、「人にやさしいまちづくり」の一環として、「人にやさしい道づくり事業」や「公園のバリアフリー化事業」等を実施しています。
- このほか、千葉県では、「千葉県福祉のまちづくり条例」を平成 8 年に制定しました。この条例では、高齢者、障がい者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するため、知事が公益的施設等の構造及び設備の整備に関する必要な基準を定め、公益的施設等の所有者・管理者が当該公共的施設等をこの基準に適合させるよう努めなければならない旨等を規定しています。
- 居住環境の整備に関することとしては、本市ではこれまで、障がい者等の居宅の

バリアフリー化に資するよう、住宅改修費の助成や、日常生活用具の購入費に係る地域生活支援事業費等の支給等を行っているほか、障害者手帳所持者等に対する市営住宅空家入居希望者の登録制度を実施しています。

○平成 29 年には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正が行われ、都道府県知事による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や、都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が始まりました。これにより、登録を受けた事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこととされました。また、指定を受けた法人は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと等の業務を行うものとしてされています(住宅セーフティネット法第 17 条、第 42 条)。

○障がい者等の地域における住まいの一つであるグループホームに関しては、新たな類型として平成 30 年度から「日中サービス支援型」ができました。障がい者の地域における生活の場としてグループホームは重要であり、その運営の支援や入居者に対する助成は依然として必要である一方、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障がい特性や障がい程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されています(令和 3 年 6 月 28 日厚生労働省社会保障審議会第 113 回障害者部会資料より)。

(2) 施策の基本方針

道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅改修費の助成等を継続し、障がい者等が地域で安心して生活していくことができる生活環境の整備を図ります。また、グループホームの開設・運営に係る補助や入居者の家賃負担に対する助成を引き続き実施していく一方で、状況を見ながら、補助制度等の見直しを検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路交通部 道路建設課		
事業概要	「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径500m以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。			
指標等	歩道のバリアフリー化箇所数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2箇所	1箇所	1箇所	1箇所

事業名（担当課）	グループホームの開設・運営、入居者の家賃負担に対する支援	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者グループホームの新規開設や運営をする事業者に対し、その経費について補助を行います。また、入居する障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。			
指標等	開設時の補助の実施 運営費の補助の件数（事業所数） 被助成者数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施 59件 258人	実施 63件 300人	実施 65件 320人	実施 67件 340人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
公園施設のバリアフリー等	街づくり部 公園緑地課	出入口のスロープ化等により段差解消を図り、誰もが安心して利用できる公園を目指します。
あんしん住宅助成事業	街づくり部 街づくり整備課	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅（戸建て及び分譲マンション専有部）において、バリアフリー、防災性向上、省エネ、子育てに対する配慮のいずれかの分野で行う

		改修工事費用の一部を補助します。また、分譲マンション共用部分等のバリアフリー又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。
民間賃貸住宅 家賃等助成事 業	福祉部 市営住宅課	民間賃貸住宅の取り壊し等により他の民間賃貸住宅に転居する高齢者や心身障がい者等に、所得状況などに応じ、家賃等の差額を助成します。

第 6 節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第 1 項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

(1) 現況と課題

- 障がいに対する理解を深める上では、いわゆる「社会モデル」（障がいは社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方）を踏まえつつ考えることが重要です。平成 19 年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約では、この考え方が貫かれています。
- 例えば「発達障がい」は、身近にありながら社会の中で十分に知られていなかった障がいでしたが、平成 17 年に発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）が施行され、「発達障がい」が定義されるなど、社会全体での障がいに対する理解は少しずつ進んできています。しかし、この発達障がいや高次脳機能障がいなど、外見からは分かりにくい障がいもあります。差別の解消や合理的配慮の提供のためには、この点の理解を進めることが重要です。
- 障がいの状態は一人ひとりで異なり、また、現在の「障がい」の捉え方が「医学モデル」（障がいは心身の機能の障がいのみに起因するとする考え方）ではなく「社会モデル」であることから分かるように、“どこからが「障がい」か”を一律・客観的に定めることは難しく、障がい特性とはその人その人の「個性の違い」と言える面もあると考えられます。
- こうしたことへの理解を促進するため、例えば、行政機関では、職員に対する研修の実施等が必要です。本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 8 条において、市長その他の任命権者は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、新規採用職員や新たに管理監督者となった職員に対して研修を行うものとしています。
- この他、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行され、これを受けて、障が

い者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を行っています。

- 障害者差別解消法については、改正法が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになっており、事業者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、これまでは努力義務でしたが、施行後は義務に変わります。
- また、障害者雇用分野における差別禁止・合理的配慮提供の規定として、障害者雇用促進法第 36 条の 5 に基づき厚生労働大臣が定めた、いわゆる「合理的配慮指針」（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針）もあります。この指針は、労働者の募集及び採用について、障がい者と障がい者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情の改善や、障がい者でない労働者との均等な待遇の確保又は障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情の改善などのために、事業主が講ずべき措置に関して定めたものです。

(2) 施策の基本方針

障がいに対する理解の促進のための啓発や職員研修を実施し、差別の解消や合理的配慮の提供の推進を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がいに関する理解啓発事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者基本法第 9 条に定める障害者週間*の趣旨にふさわしい事業を実施し、障がいに関する理解促進を図ります。			
指標等	実施の有無			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実施	実施	実施	実施

事業名 (担当課)	福祉の店運営支援事業	福祉部 障がい者施設課		
事業概要	障がい者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障がい者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。			
指標等	出店回数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	241回	293回	293回	293回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市新規採用職員に対する研修	福祉部 障がい者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障がいに関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
市職員に対する研修・啓発	福祉部 障がい者支援課	市の全職員を対象とした、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
福祉教育の推進	学校教育部 指導課	各小中義務教育学校において、総合的な学習の時間等を中心として年間指導計画を作成し、市川市社会福祉協議会など関係機関の協力を得ながら、高齢者や障がい者などとの交流やボランティア活動等に取り組み、福祉教育を推進します。
地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域共生課	地域ケアシステムは市内14の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取組を実践しています。重要な取組の一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障がい者団体が参加することで、障がい者と地域との交流の機会が増え、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。

第 2 項 支援人材の確保と質の向上

(1) 現況と課題

- 「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略《2015-2060 人口ビジョン編》」の「2-1 将来人口推計（全体）」によれば、本市の生産年齢人口（15～64 歳）割合は、2015 年の 67.4%から減少し続け、2055 年には 54%程度となる（逆に老年人口（65 歳以上）割合は増加する）と見込まれています。少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少することが見込まれます。
- また、千葉県の有効求人倍率は、平成 30 年度は、「介護サービス」が 4.88 倍、障がい福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が 3.04 倍と、全産業の 1.33 倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足が明らかになっています（「千葉県福祉人材確保・定着推進方針（令和元年度～令和 5 年度）」による）。
- このような中、福祉人材の養成・確保は従前からの課題であり、平成 5 年 4 月には、いわゆる福祉人材確保法（社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 81 号））に基づき、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 5 年厚生省告示第 116 号）が厚生大臣より告示されました。
- その後、社会福祉事業法（昭和 26 年法律第 45 号）は平成 12 年に社会福祉法に改正されました。この法律の「第 9 章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進」には、厚生労働大臣による「社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の作成義務（第 89 条第 1 項）や、都道府県ごとの福祉人材センターの設置（第 93 条第 1 項）などが規定されています。
- 平成 19 年には、社会福祉法第 89 条第 1 項の規定に基づき、新たな「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 289 号）が示されました。この指針では、関係者が取り組む人

材確保の方策として、①「労働環境の整備の推進等」、②「キャリアアップの仕組みの構築」、③「福祉・介護サービスの周知・理解」、④「潜在的有資格者等の参入の促進等」、⑤「多様な人材の参入・参画の促進」の5つの大項目が掲げられています。

○また、この指針では、「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、(福祉・介護サービス従事者の)処遇の改善等に取り組むことが重要である」として、①経営者及び関係団体等の役割として「労働環境の改善」や「従事者のキャリアアップの支援」等を、②都道府県の役割として「従事者の需給状況や就業状況の把握」や「従事者に対する研修体制の整備」等を、③市区町村の役割として「福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発」や「従事者に対する研修の実施や相談体制の整備」等を、④国の役割として「法人や施設の経営の状況、従事者の労働環境、定着状況等の実態の把握」や「福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定」等を掲げています。

○千葉県においても、平成20年9月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置、平成26年3月に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(平成26年度～平成30年度)を策定し、令和2年3月にはこれを見直して新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(令和元年度～令和5年度)を策定しています。この方針においては、①福祉・介護分野への就業を促進するための「人材の確保」、②福祉・介護関係の資格取得や職員のスキルアップ等を支援する「人材の育成」、③福祉・介護の従事者が長く働き続けられるよう、環境整備を行う「人材の定着」の3つの柱に基づき、総合的な取組を進めていくとしています。

○これらを踏まえ、本市においても、福祉サービスの意義や重要性についての啓発や、福祉人材の育成・定着に資する研修の実施等を進めていきます。

(2) 施策の基本方針

福祉人材の育成、定着に資するよう、また、事業者同士の横のつながりを深め、“顔の見える関係”を構築していけるよう、市川市自立支援協議会との協働による研修等を実施していきます。また、障害者相談支援、精神保健に関する相談支援等、

様々な面において人材の確保が求められていますので、職員任用や業務委託等、様々な手法による支援人材の確保も検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	市川市自立支援協議会との協働による研修		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	市川市自立支援協議会の各部会（相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会）と協働して、障がい者福祉に従事する方の育成・定着や質の向上に資する研修を実施します。また、当該研修は、市が行う指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に対する指導とも効果的に連携していきます。			
指標等	相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会と協働した研修の実施			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	実施	実施	実施

第 3 部

第 7 期市川市障害福祉計画・
第 3 期市川市障害児福祉計画

第1章 計画の方向性

第7期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画となります。また、第3期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。

障害者基本法における理念や、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、これらの計画においては次の7つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等がその障がいの種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供

体制の整備を進めます。

また、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

さらに、地域生活に対する安心化を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域の体制づくりを行う地域生活支援拠点等の整備を更に進めるとともに、これらの機能を強化します。

なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、基幹相談支援センターとの役割を明確化し、効果的な連携が確保できるようにします。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

取組にあたっては、「市川市地域福祉計画」及び「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」等との連携を図りつつ、障がいなどの属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は多機関が協働して継続的につながる機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援や障害児相談支援の充実を図るとともに、必要なサービスを活用し、地域の学校や保育所等において支援を受けられるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図っていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などを行うとともに、職員の職場環境の整備やハラスメント対策、ICTなどの導入による事務負担の軽減、業務の効率化について、関係者が協力して取り組んでいくことができる体制の構築を図っていきます。

(7) 障がい者等の社会参加を支える取組・定着

障がい者等が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができるよう、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するとともに、その活動の中で、障がい者等が個性や能力等を発揮することにより、障がい者等の地域における社会参加の促進を図ります。

また、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図っていきます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（令和 6～8 年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

第2章 成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次のような取組を成果目標として設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行を進めます。

令和4年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することとします。

具体的には、下表において、189人の入所者のうち11人の地域移行を目指しますが、期間中に新たに入所される方がいるため、結果として入所者の数は9名の減となります。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	189人	
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	180人	令和4年度末時点の施設入所者数を5%削減した人数
【目標値】 削減見込 (A - B)	9人 (5%)	
【目標値】 地域生活移行者数	11人 (6%)	令和4年度末時点の施設入所者の6%に相当する人数

(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、千葉県においては障害保健福祉圏域ごとに協議の場が設置されています。本市においても、これと同様に、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置します。また、この本市の協議の場について、次のとおり目標を設定します。

項目	数値	備考
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回以上／年	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	10 人	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回／年	

なお、国の「基本指針」に基づき、千葉県が算出した「令和 8 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、1,133 人となっています。

本市における「令和 8 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、上記の千葉県における基盤整備量を市町村ごとの人口にて按分した 90 人となり、障害福祉サービス等の見込量を算出するにあたっての一つの根拠としています。

(3) 地域生活支援の充実を図ります。

本市においては、令和2年度から面的な体制により地域生活支援拠点等の整備を進めていますが、その機能の充実を図るため、年1回以上、その運用状況について検証及び検討をすることとします。

なお、「地域生活支援拠点等」とは、次のような事業を実施するために必要な機能を有する「拠点」又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する「体制」のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等に係る 運用状況の検証及び検討	年1回以上 実施	
【目標値】 強度行動障がい者を有する障 がい者に関して、関係機関 の連携した支援体制の整備	実施 年1名以上	支援ニーズの把握等の体制整備 暮らしの場の支援会議等との連携した ケースの数

(4) 一般就労への移行を促進します。

令和 8 年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上にすることを目指します。

具体的には、次のとおりです。

① 就労移行支援事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上にすることを目指します。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割とします。

② 就労継続支援 A 型事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上にすることを目指します。

③ 就労継続支援 B 事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上にすることを目指します。

④ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率に関する目標を次のとおり設定します。

(ア) 利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上にすることを目指します。

(イ) 就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とします。

項目	数値	備考
令和 3 年度中の 年間一般就労移行者数 (A)	128 人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【目標値】 令和 8 年度中の 年間一般就労移行者数	164 人 (A の 1.28 倍)	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
令和 3 年度中の就労移行 支援事業における年間一 般就労移行者数 (B)	97 人	

【目標値】 令和 8 年度中の就労移行 支援事業における年間一 般就労移行者数	127 人 (B の 1.31 倍)	
令和 3 年度中の就労継続 支援 A 型事業における年 間一般就労移行者数 (C)	16 人	
【目標値】 令和 8 年度中の就労継続 支援 A 型事業における年 間一般就労移行者数	21 人 (C の 1.29 倍)	
令和 3 年度中の就労継続 支援 B 型事業における年 間一般就労移行者数 (D)	13 人	
【目標値】 令和 8 年度中の就労継続 支援 B 型事業における年 間一般就労移行者数	17 人 (D の 1.28 倍)	
令和 3 年度中の就労定着 支援事業における年間利 用者数 (E)	182 人	
【目標値】 令和 8 年度中の就労定着 支援事業所における年間 利用数	257 人 (E の 1.41 倍)	
【目標値】 令和 8 年度における就労 定着支援事業所のうち、 就労定着率が 70%以上の 事業所数の割合	25%以上	

(5) 障がい児支援の提供体制を整備します。

地域の障がい児支援体制の充実に向けて、次のとおり目標を設定します。

- ・令和 8 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を拡充します。
- ・令和 8 年度末までにライフサポートファイルの記入や活用を具体的に提案する活用講習会を年 10 回以上実施し、福祉⇔家庭⇔教育の連携を深めるための活用を推進します。

項目	数値等	備考
【目標値】 保育所等訪問支援を利用 できる体制の拡充	134 人/月	令和 8 年度末までに一月に保育所等訪問 支援を利用する児童の数
目標値 ライフサポートファイル の普及・活用のための講 習会の開催	10 回/年	令和 8 年度末時点で保護者、事業所、教 育関係者等に向けた活用のための講習会 の開催回数

(6) 相談支援体制を充実・強化します。

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

項目	数値等	備考
【目標値】 基幹相談支援センターによ る地域の相談支援事業者に 対する訪問等による専門的 な指導・助言件数	1 件/年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 基幹相談支援センターによ る地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	1 件/年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 基幹相談支援センターによ る地域の相談機関との 連携強化の取組の実施回数	140 回/年	令和 8 年度末時点で

【目標値】 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	55回／年	令和8年度末時点で
【目標値】 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	3人	令和8年度末時点で
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	1回／年	令和8年度末時点で
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	25	令和8年度末時点で
【目標値】 協議会の専門部会の設置数	4	令和8年度末時点で
【目標値】 協議会の専門部会の実施回数	16回／年	令和8年度末時点で

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念等を念頭に置いた上で、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためには、障害福祉サービス等の利用状況等を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましく、他方、障害福祉サービス等に係る費用の請求状況などを確認する障害者自立支援システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

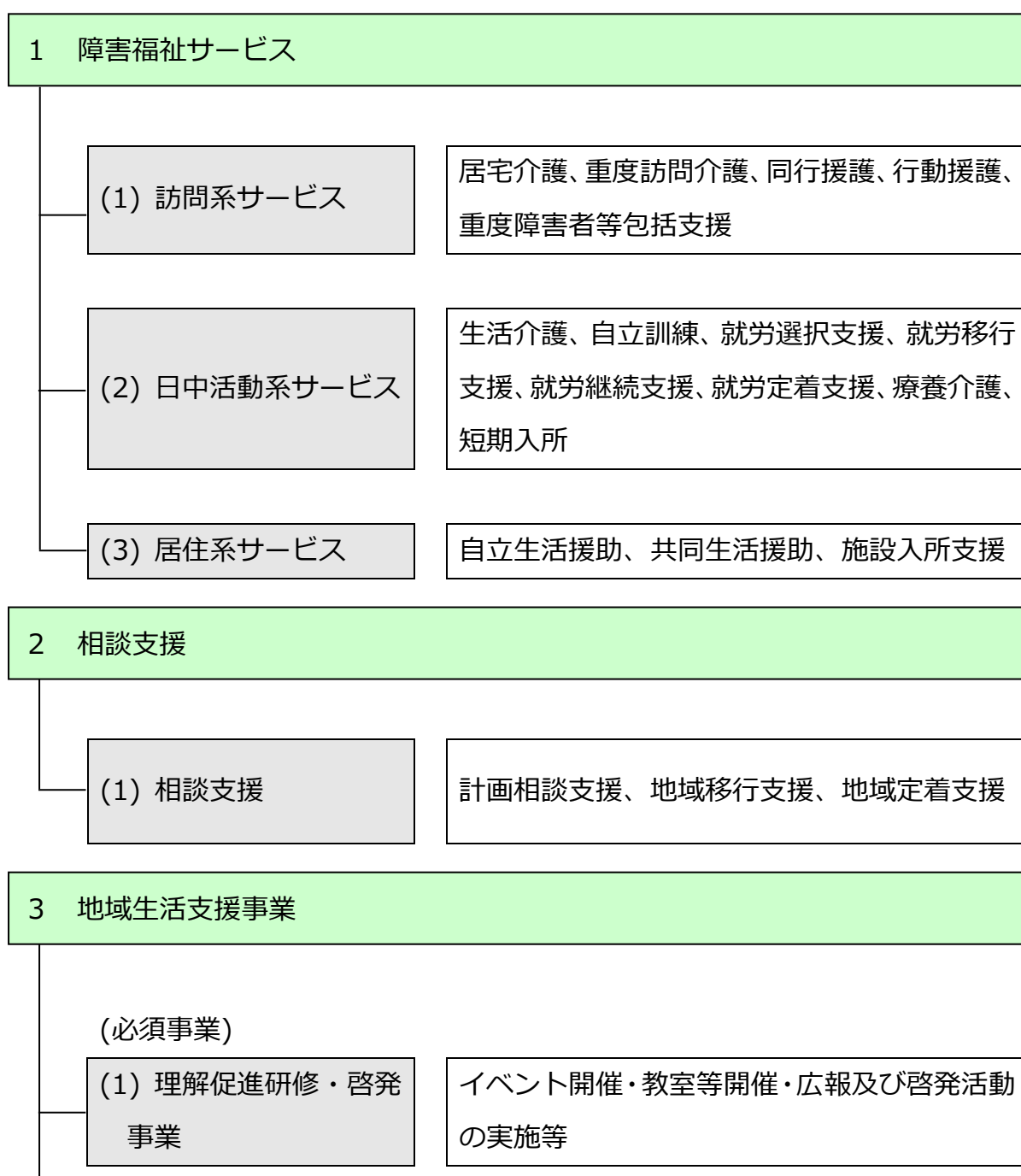
そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

項目	数値	備考
【目標値】 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市職員の参加人数	10人／年	令和8年度末時点で
【目標値】 障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施 1回／年	令和8年度末時点で

第3章 障害者総合支援法に係るサービス等

第1節 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

障害福祉計画に定めるサービスの体系について、次のとおり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート（障がい者同士の支え合い）、災害対策、ボランティア活動支援等
(3) 相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者・要約筆記者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄 ^{せつ} 管理支援用具、居宅生活動作補助用具
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
(9) 移動支援事業	外出のための支援
(10) 地域活動支援センター機能強化事業 (任意事業)	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービスや意識啓発事業
(11) 市が自主的に取り組む事業	訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等

第2節 障害福祉サービスの整備

第1項 訪問系サービス

(1) 事業内容

- 訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等により常時介護が必要な身体障がい者等に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画*に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。
- 今後、地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれます。障がい者が地域で安心して暮らすために、障がいの種別に関わりなくサービスが提供されるよう、ヘルパー等の人材育成やサービス提供

体制の整備を進めます。

- 重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がないため、サービス等利用計画に基づき、必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせ合わせて利用することにより、このサービスの代替とすることを想定しています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
訪問系サービス	居宅介護	540	540	540	実人/月
		11,287	11,400	11,514	時間/月
	重度訪問介護	25	25	25	実人/月
		3,619	3,619	3,619	時間/月
	同行援護	82	87	92	実人/月
		1,640	1,738	1,844	時間/月
	行動援護	3	3	3	実人/月
		48	48	48	時間/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	実人/月
		0	0	0	時間/月

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害福祉サービスに従事する者の知識や技能を向上させるために、県が開催する居宅介護従事者等の養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。
- 市川市自立支援協議会生活支援部会の居宅支援連絡会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。

第2項 日中活動系サービス

(1) 事業内容

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。
自立訓練	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と、生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労選択支援	就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて支援を必要とする方に対し、短期間の生産活動等の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理を行い、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者に、就労の機会を提

	供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び最低賃金が保障される A 型（雇成型）と、雇用契約を結ばない B 型（非雇成型）のタイプがあります。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 日中活動系サービスは、生活能力の向上や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちな方などが社会参加をしていくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 生活介護等の利用者やその家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保などが課題となっています。
- 生活介護の充実を望む声が高まっていることから、必要な地域への整備が図られる必要があります。
- 短期入所は、障がい者やその家族の高齢化などによりニーズの高まりがありますが、市内の資源はいまだ乏しく、身近な場における事業所の整備が課題となっています。
また、医療的ケア児者の受入れができる事業所を望む声が多くなっていることから、整備を進めていく必要があります。
- 自立訓練（生活訓練）は、就労や日中活動系サービスの継続的な利用を行う上で必要となる生活習慣の確立や定着に向けた役割を担っています。また、訪問型生活訓練は、長期入院から地域生活に移行する精神障がい者などに対しては地域定着支援のような役割を担う面もあります。
- 就労移行支援については、障がい者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者が徐々に増えていますが、その一方で、日常生活を送る上での課題の解決や、就労後の定着支援の充実が求められています。

- 就労継続支援A型（雇用型）については、本市に加え、近隣市においても新たな事業所が開設され、その利用者数も増えていることから、障がい者の就労の場として定着しています。
- 就労継続支援B型や地域活動支援センターⅢ型を中心とする企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- 就労継続支援B型（非雇用型）については、生きがいや社会的役割を獲得するなど、就労だけに限らない多様な働き方が求められています。
- 就労定着支援については、就労移行支援、就労継続支援などを通じて一般就労に移行した方が継続して就労することができるように、就労に伴う生活面の課題などに対応する役割を担うものとなります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
日中活動系サービス	療養介護	11	11	10	実人/月
	生活介護	789	796	804	実人/月
		【247】	【247】	【247】	
		16,147	16,631	17,130	延人日/月
	短期入所（福祉型）	127	132	137	延人日/月
		【35】	【34】	【32】	
		1,315	1,368	1,423	実人/月
	短期入所（医療型）	1	1	1	延人日/月
		【1】	【1】	【1】	
		3	3	3	実人/月
	自立訓練（機能訓練）	5	5	5	実人/月
		89	89	89	
自立訓練（生活訓練）	55	55	55	実人/月	
	(42)	(42)	(41)		
	680	680	680	延人日/月	

就労選択支援	0	267	546	実人/月
	214	225	236	実人/月
就労移行支援	4,220	4,684	5,199	延人日/月
	180	186	191	実人/月
就労継続支援 A 型	3,693	3,878	4,072	延人日/月
	524	535	546	実人/月
就労継続支援 B 型	9,052	9,414	9,791	延人日/月
	167	197	233	実人/月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

【 】内の数字は、重度障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- 安定した事業運営を確保するため、サービス事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の費用負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。
- 生活介護について、必要な地域への整備が図られるよう支援するとともに、個々のニーズに対応できるサービス事業所の整備も推進していきます。
- 身近な場での短期入所については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点等」が有する機能の充実を踏まえ、緊急時における障がい者等の受入れ等を円滑に行うことができるように、地域の事業所等との連携体制の構築を図るとともに、引き続き、「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」事業の活用を図っていきます。
- また、医療的ケア児者の受入れができる事業所の整備を推進していきます。
- 福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者間のネットワークによる共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実を促進します。
- 就労定着支援事業については、市川市自立支援協議会就労支援部会などを活用し、より一層の職場定着の促進を目指して、事業の質の担保を図ります。また、一般就労後の効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業、就労移行支援事業、障がい者就労支援センターアクセスなどによる連携や協働を進めていきます。

第3項 居住系サービス

(1) 事業内容

- 居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	障がい者が居宅において自立した日常生活を営むために、定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」、「公共料金や家賃に滞納はないか」、「体調に変化はないか、通院しているか」、「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、入浴や排せつ等の介護などを行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する方に対しては、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談や援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 自立生活援助は、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに対し、日常生活を営む上での課題解決に向けた相談、必要な情報の提供等による援助を行うものです。
- 介護する家族の高齢化による介護力の低下などにより、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要が高まっています。また、グループホームについては、知的障がい者ではケア付きの住ま

いとしての利用が多く、精神障がい者では単身生活に向けた通過的な利用が多くなるなど、ニーズに応じた利用が求められています。

- 重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する方に対しては、日中サービス支援型グループホームのような常時の支援体制を確保することが求められています。また、特に、医療的ケアを必要とする方、強度行動障がいのある方、精神障がいのある方、様々な重度の障がいのある方向けのグループホームが不足しているという課題が市川市自立支援協議会から提起されており、こうした方々に対応できるグループホームの整備を進めていく必要があります。
- 施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。その一方で、現在施設に入所している方に加え、新たに施設に入所することを希望する待機者もいることから、適切なケアマネジメント*に基づき、その待機状態の解消を図ることが必要です。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
居住系サービス	自立生活援助	5 (5)	5 (4)	4 (3)	実人/月
	共同生活援助	480 (169) 【48】	547 (201) 【55】	623 (239) 【62】	実人/月
	施設入所支援	200	202	204	実人/月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

【 】内の数字は、重度障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- 適切なケアマネジメントにより、居住の場として施設入所を真に必要とする方の待機状態の解消に努めます。
- グループホームについては、施設や病院からの地域生活への移行や家族からの自立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、引き続き、「障害者グループ

ホーム運営費補助金」事業等を活用し、運営を支援していきます。

また、日中活動系サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で日常生活等の支援を行う、日中サービス支援型のグループホームや、医療的ケアを必要とする方、強度行動障がいのある方、精神障がいのある方、様々な重度の障がいのある方向けのグループホームについて、必要な地域への整備が図られるよう施策を進めていきます。

- グループホームの整備の推進に合わせ、公営住宅などの地域の社会資源を活用するとともに、グループホームの利用者に係る費用負担の軽減を図ることを目的として家賃負担に対する助成を実施します。
- グループホームに関する様々な相談を受けるために千葉県が健康福祉センター（保健所）の圏域ごとに配置するグループホーム等支援ワーカー*等と連携を図りながら、グループホームのサービスの質を向上を図っていきます。
- 重度の障がいのある方も受入れが可能となるようなグループホームについて、市川市自立支援協議会やその関連会議などを通じて、民間で行われている取組も参考にしながら、その課題等の検討を進めます。

第3節 相談支援の整備

(1) 事業内容

○相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

	内容
基本相談支援	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談・援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅において単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○相談支援を行う事業には、「特定相談支援事業」と「一般相談支援事業」があります。これらは、「基本相談支援」を共通のものとして、これに加えて「計画相談支援」又は「地域相談支援」を行う、“2階建て”のような事業となります。

特定相談支援事業	一般相談支援事業
計画相談支援	地域相談支援
基本相談支援	基本相談支援

- 地域相談支援は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続の同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。
- サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）は、指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）が作成するのが基本ですが、身近な地域に事業者がない場合やセルフプランの提出を希望する場合には、障がい者又は障がい児の保護者は、セルフプランを市町村に提出することができることになっています。セルフプランは、障がい者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものとされていますが、相談支援専門員によるケアマネジメントを希望する障がい者又は障がい児の保護者も一定程度いるものと考えられるため、計画相談支援（障害児相談支援）の体制整備は引き続き進めていく必要があります。
- なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、特定相談支援事業及び一般相談支援事業との適切な連携や役割分担が必要となります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
相談支援	計画相談支援	761	799	839	実人/月
	地域移行支援	5 (5)	5 (5)	7 (7)	実人/月
	地域定着支援	4 (4)	5 (5)	5 (5)	実人/月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- サービス等利用計画の作成を行う特定相談支援事業については、ニーズの増大が見込まれるため、介護保険事業者を含む事業者に対してこの事業への参入を促すとともに、市川市自立支援協議会相談支援部会と連携して特定相談支援事業や障

害者相談支援事業などの機能や役割を整理し、相談支援の質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施し、障がい者福祉に携わる人材の専門性を高め、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援を行い、地域の課題の集約などを図ります。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病*の方等への相談支援などを通して、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。
- 精神科病院に長期入院している方の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県が実施している「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院*」の指定制度などを活用しながら、長期入院している方の地域生活への移行に対する意欲を高める働きかけを行っていきます。また、その意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している方との交流が効果的であることから、長期入院経験者の力を活用した取組を検討します。
- 地域定着支援については、市川市自立支援協議会などの場を活用して、本市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

第4節 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援などに係る事業は、法律上、市町村にとって「行うものとする」とされている事業（市町村必須事業）になっています。さらに、これらに市町村や都道府県が自主的に取り組む「市町村任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供しようとするものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

第1項 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行うものです。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めることのできる研修・啓発を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 「社会的障壁」とは、物理的な障壁（段差など）にとどまらず、心理的な障壁（差別感情など）や視覚・聴覚障がい者などに対する情報の障壁、これらの障壁となる制度や慣習などを含む概念です。
- 地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が認められにくいものではありませんが、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取組といえます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害者週間等の機会を活用して、障がい者等の個性や能力を発揮する発表等の場を提供するとともに、地域住民に対する理解促進・意識啓発を行うため、これらを踏まえたイベントを企画・運営します。

第2項 自発的活動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援し「心のバリアフリー」の推進及び地域共生社会の実現を図ります。

(2) 事業の実施に関する考え方

○本市では、20以上の障がい者団体（当事者会・家族会）が活動していますが、これらの団体の横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が、平成24年度から活動を始め、市川市自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

○本市は当初、この連絡会の事務局としての機能を担う形で活動の支援を行っていましたが、現在は事務局も含めて自主的な運営へと移行しており、全体会議や役員会に参加することで、その運営にあたっての支援をしていきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

○市川市障害者団体連絡会の全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

第3項 相談支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 障がい者等に対応した一般的な相談支援を行うものです。
- 相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。 また、相談支援又は障害児相談支援の従事者からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3箇所（市役所障がい者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談

支援センター「えくる」行徳ステーション)において整備されています。

- 基幹相談支援センター「えくる」については、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。
- この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、相談支援事業に係る人材の確保と育成、質の担保が重要となります。また、障害者相談支援事業と特定相談支援事業・一般相談支援事業との適切な役割分担だけでなく、重層的支援体制整備事業や地域生活支援拠点等コーディネーターなどとの役割の違いを明確にするとともに、各関係機関とのスムーズな連携が図れるような仕組み作りが必要です。
- 権利擁護については、障害者虐待防止法に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業における高齢者福祉部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。
- 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援や関係機関との調整などについて、関係機関とのネットワークを活用しながら、引き続き実施していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
障害者相談支援事業	3	3	3	箇所
基幹相談支援センター	2	2	2	箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 基幹相談支援センター「えくる」の業務について、市川市自立支援協議会内に設

置した運営協議会にて、評価や助言を行います。また、その評価を踏まえるとともに、地域生活支援拠点等や相談支援事業所等との役割分担を勘案し、今後の事業内容、人員配置、連携体制などについて検討します。

- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約を図ります。
- ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
- 障がい児に対する相談支援については、庁内における子ども部門や教育部門をはじめ、児童相談所、千葉県発達障害者支援センター（CAS*）などの専門的な機関と連携していきます。
- 当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行が見込まれることから、高齢者サポートセンター*など的高齢者福祉部門との連携を強化していきます。
- 国が示している、子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者なども含めた地域共生社会の構築を視野に入れて、子ども部門や高齢者福祉部門等との緊密な連携を見据えていきます。

第4項 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○判断能力が不十分な方の身上監護や財産管理の役割を担う成年後見制度の利用に関する周知を行うとともに、福祉を図るため特に必要があると認めるときは、知的障害者福祉法第28条及び精神保健福祉法第51条の11の2の規定に基づき、市長から家庭裁判所に後見開始の審判の請求等を行います。その際の費用については、本人に負担させる旨の家庭裁判所からの審判があったときには、本市が支弁した費用について本人に請求します。また、成年後見人等に対し報酬を支払うことが困難である方等について、経済的負担を軽減するため助成金を支給します。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者及び精神障がい者につき、福祉を図るため特に必要があると認めるときに、家庭裁判所に後見開始の審判の請求等を行います。また、成年後見人等に対し報酬を支払うことが困難である方等について、経済的負担を軽減するため助成金を支給します。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 成年後見制度については、成年後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また、障がい者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障がい者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的であると考えられます。
- また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
成年後見制度利用支援事業	50	51	52	実利用 見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 成年後見制度の更なる周知を行うとともに、相談支援や障害者虐待防止センター、市川市社会福祉協議会の市川市後見支援センター等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

第5項 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用等に関する活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるような支援を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 法人後見の実施にあたっては、平成 28 年度より市民後見人養成講座を開講し、市民後見人の養成や育成及びその活用に向けた体制の整備などを行っています。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6 年度	7 年度	8 年度	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人の養成講座や育成講座を実施します。
- 本市から市川市社会福祉協議会に対し、市民後見人の養成講座や育成講座の運営等の業務を委託します。

第6項 意思疎通支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、市役所内での通訳支援、通訳相談、派遣コーディネートなどを行うことにより、事務手続等の利便を図ります。
要約筆記者設置事業	要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続等の利便を図ります。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者や要約筆記者を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障がい者等が参加・出席をする集会など、広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。また、手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、その手続を適正に行います。
- 点訳、音声訳については、従来ボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
手話通訳者派遣事業	1,200	1,200	1,200	延利用人／年
要約筆記者派遣事業	150	150	150	実利用人／年
手話通訳者等設置事業	3	3	3	設置人数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者や要約筆記者を市役所に設置し、市役所内での通訳や講演会等の派遣等の支援などを行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、その派遣に係る活動内容の目的を踏まえて検討します。

第7項 日常生活用具給付等事業（必須事業）

(1) 事業内容

○重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄 ^{せつ} 管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排泄 ^{せつ} 管理を支援する用具及び衛生用品
居宅生活動作補助用具	手すりの取付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(2) 事業の実施に関する考え方

○給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境等を調査し、真に必要な方に適正な用具を給付します。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
介護・訓練支援用具	25	25	25	延給付件数/年
自立生活支援用具	45	45	45	延給付件数/年
在宅療養等支援用具	45	45	45	延給付件数/年
情報・意思疎通支援用具	100	100	100	延給付件数/年
排泄 ^{せつ} 管理支援用具	8,000	8,000	8,000	延給付件数/年
居宅生活動作補助用具	5	5	5	延給付件数/年

(4) 見込量を確保するための方策

- 利用者のニーズや、用具の機能や性能の向上に合わせ、必要に応じて給付品目及び基準額の見直しを行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

第8項 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 手話を習得するには長い期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。
- また、本研修と県で実施している手話通訳者養成講座を受講することにより、手話通訳者全国統一試験の受験資格が得られることから、県の研修の受講を促していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
手話奉仕員養成研修事業	15	15	15	実養成講習修了見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。

第9項 移動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出することが困難な障がい者等の社会参加のため、外出の支援を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 障がい者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっています。
- また、入所・入院中の障がい者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための役割も期待できます。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
移動支援事業	72	73	75	箇所
	530	525	520	実人／年
	59,107	59,698	60,295	延利用時間／年

(4) 見込量を確保するための方策

- 見込量の確保を図ることはもとより、将来的な供給増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。
- 利用者の増大に合わせて、サービスの質の向上及び提供体制の確保が必要なことから、サービス提供に係る費用の見直しを検討するとともに、必要な予算の確保に努めます。

第 10 項 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。
- 地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、事業の種類（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	基礎的事業を行います。従前の小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが要件となります。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- Ⅰ型・Ⅱ型については、旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等からの移行により、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については指定障害福祉サービス事業者*への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を求められています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の場」などがあります。

○本市としては、地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行います。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
地域活動支援センターⅠ型	0	0	0	箇所
	0	0	0	平均実利用人数/日
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	箇所
	6	6	6	平均実利用人数/日
地域活動支援センターⅢ型	9	9	9	箇所
	50	50	50	平均実利用人数/日

(4) 見込量を確保するための方策

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

第 11 項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）

事業名		実施内容
訪問入浴サービス事業		地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等により、福祉の増進を図ります。
日中一時支援事業		障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
知的障害者職親委託制度		知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業（視覚障がい者に係る生活支援事業）		視覚障がい者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
社会参加促進事業	失語症会話パートナー派遣事業	言語障がいにより意思疎通に支障のある失語症者の社会参加の促進を図るため、失語症会話パートナーを失語症者に派遣します。
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上などに資するレクリエーション活動などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

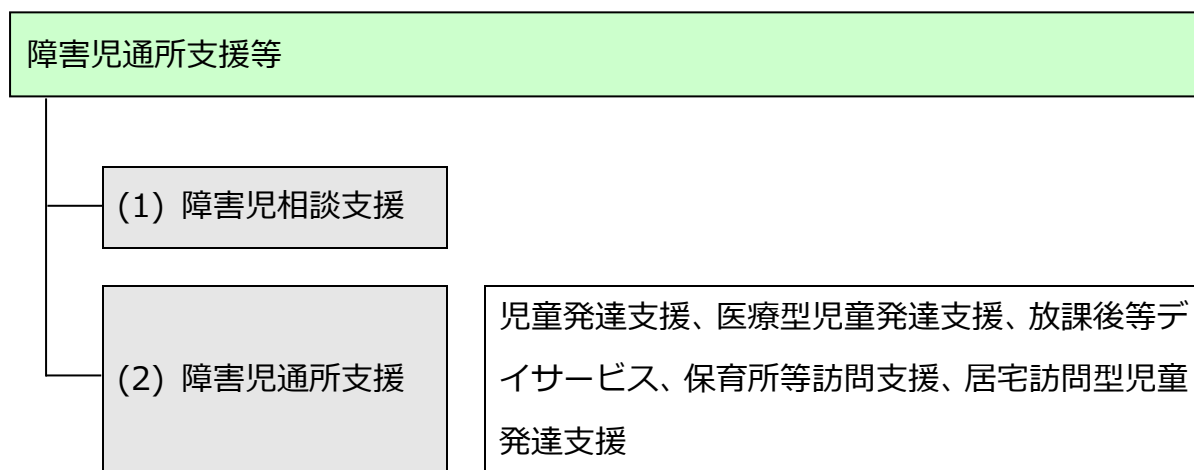
	芸術・文化講座開催等事業	障がい者等の作品展、音楽会などを開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等に、点訳や音声訳による広報紙を発行します。
	自動車運転免許取得助成事業	上肢、下肢又は体幹に重度の障がいをもつ身体障がい者が、就労に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する場合、改造に要する費用の一部を助成します。
	自動車改造助成事業	障がい者等が自動車運転免許を取得する際、取得に要する費用の一部を助成します。

○これらの事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

第4章 児童福祉法に係るサービス

第1節 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

障害児福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害児相談支援、障害児通所支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



第 2 節 障害児通所支援等の整備

(1) 事業内容

○障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられており、市町村が給付の実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が給付の実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

○この節では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス		サービスの内容
障害児相談支援		障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画*の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある幼児に対して児童発達支援等を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら自立を促進するとともに放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい以外で外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 児童発達支援センターは、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ、コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入り口としての相談機能の4つの機能を担う中核センターとして、地域の障がい児支援体制を整備していくことが求められています。
- 障害児相談支援では、対象となる障がい児だけでなく、その子どもを育てる家族についても一体的に支援し支えていくことが求められています。そのため、セルフプランから適宜相談支援につないでいくと共に、家族のエンパワメントを高める支援に努めていきます。
- 児童発達支援は、早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであるとともに、地域の保育園等に在籍しながらサービスを利用する子どもの数も増加していることから、保健医療、子育て・家庭支援部門、教育部門等との連携体制を強化することが必要です。
- 保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を図り、子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた一貫した支援を受けられるようにしていくことが大切です。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）


		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
障害児相談支援		67	72	77	実人/月
障害児通所支援	児童発達支援（※）	650	734	830	実人/月
		6,910	7,740	8,669	延人日/月
	医療型児童発達支援（※）	-	-	-	実人/月
		-	-	-	延人日/月

放課後等デイサービス	1,011	1,052	1,094	実人／月
	13,187	14,374	15,667	延人日／月
保育所等訪問支援	92	113	134	実人／月
	138	170	201	延人日／月
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	実人／月
	0	0	0	延人日／月

※ 福祉型児童発達支援及び医療型児童発達支援の一元化に伴い、福祉型児童発達支援及び医療型児童発達支援をまとめて算出

(4) 見込量を確保するための方策

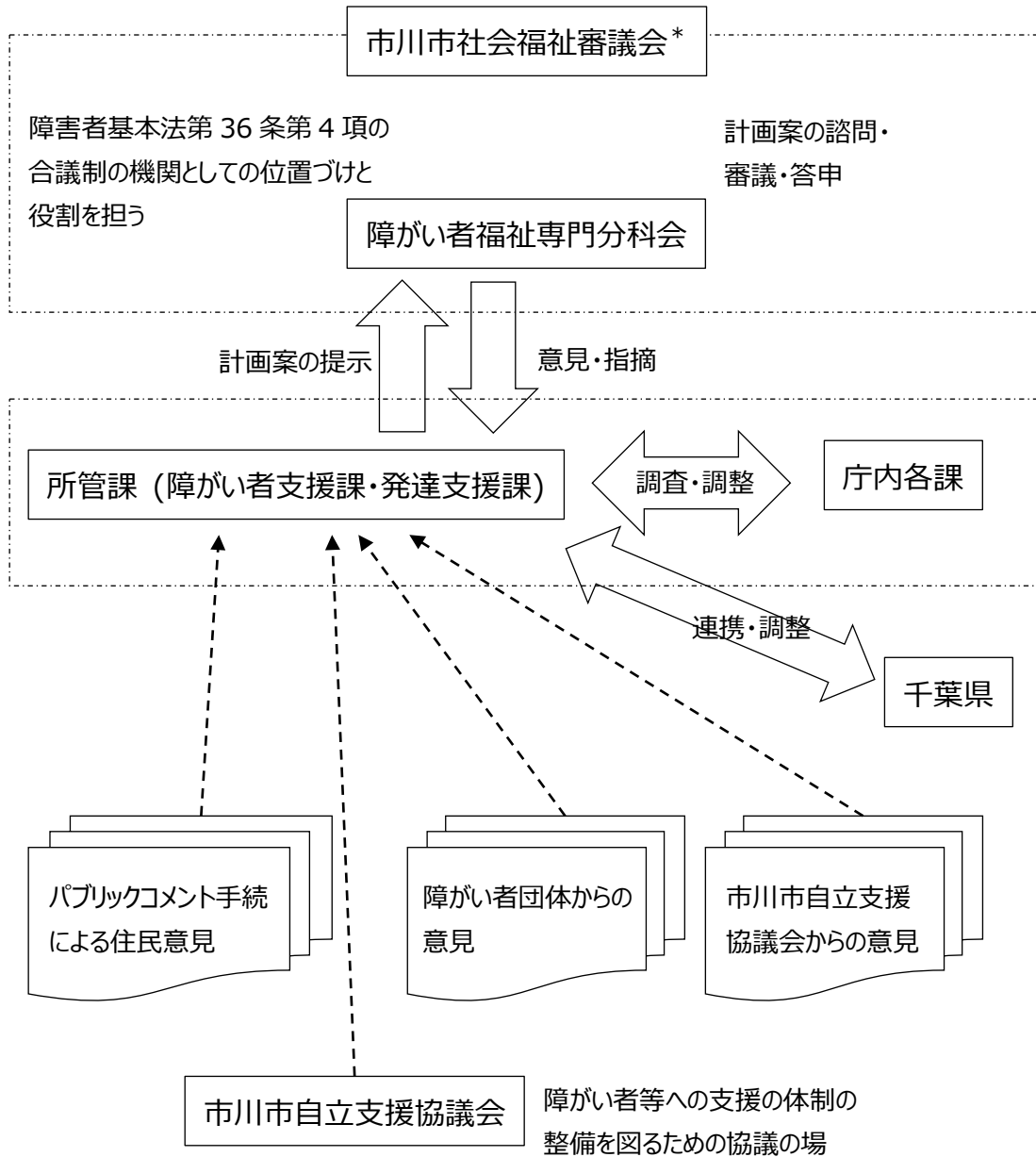
- 療育を必要とする児童が身近な地域で支援が受けられることが保障されるように、関係機関（保健、医療、教育等）との連携を深めます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスは医療的ケア児等を含め、利用を希望する保護者や子どものニーズに応じて、事業所を選択できるように体制を整備していきます。
- セルフプランでサービスを利用する場合、手続や、その他利用に際してのお困りごとについては、こども発達センター及び児童発達支援センターにて相談に応じていきます。また、必要な家庭が相談につながるができるよう、児童発達支援センターの機能について周知していきます。
- 障がいの特性を踏まえて質の高い支援を提供できるよう、事業所等に対して、障がいに係る理解のための研修等を行い質の向上を目指します。



第 4 部
資料

第1章 資料

第1節 策定体制



※ 策定後も、上記の各機関・団体等と必要な連携に努め、計画を推進していきます。
また、障害者総合支援法第88条の2及び児童福祉法第33条の21の規定に基づき、定期的に、第3部に記載した数値目標やサービスの見込量等について実績の把握等を行っていきます。

第 2 節 策定の経過

	内容
令和 5 年 5～8 月	障がい者団体へのヒアリング 「現在の障がい者施策について課題と思うこと」
令和 5 年 7～8 月	市川市自立支援協議会・相談支援部会・生活支援部会・就労支援部会・こども部会へのヒアリング 「現在の障がい者施策について課題と思うこと」
令和 5 年 7 月 5 日	令和 5 年度第 1 回市川市社会福祉審議会 「第 5 次いちかわハートフルプランの策定について（諮問）」
令和 5 年 8 月 7 日	令和 5 年度市川市社会福祉審議会第 1 回障がい者福祉専門分科会 「第 5 次いちかわハートフルプラン案について」
令和 5 年 8 月 18 日	令和 5 年度第 2 回市川市社会福祉審議会 「第 4 次いちかわハートフルプランの令和 4 年度進捗状況報告」
令和 5 年 8 月 21 日	令和 5 年度第 1 回市川市自立支援協議会 「第 5 次いちかわハートフルプラン案について」
令和 5 年 9 月 28 日	令和 5 年度市川市社会福祉審議会第 2 回障がい者福祉専門分科会 「第 5 次いちかわハートフルプラン案について」
令和 5 年 10 月 20 日	令和 5 年度第 3 回市川市社会福祉審議会
	第 5 次いちかわハートフルプラン案についてパブリックコメント手続の実施

第3節 市川市社会福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日条例第 8 号

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

- 2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止)

- 2 市川市高齢化社会対策審議会条例（平成4年条例第1号）は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成18年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 18 年 6 月 26 日条例第 35 号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 2 号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 25 年 3 月 25 日条例第 13 号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

第4節 市川市社会福祉審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

市川市社会福祉審議会

条例上の区分	区分	推薦等の機関・団体	氏名
学識経験のある者	学識経験者	和洋女子大学	◎岸田 宏司
	医療関係者	一般社団法人市川市医師会	福澤 健次
	学識経験者	和洋女子大学	丸谷 充子
	社会福祉施設経営者	社会福祉法人慶美会	森高 伸明
	経済界	市川商工会議所	山極 記子
	学識経験者	社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院	○山下 興一郎
関係団体の推薦を受けた者	障がい者団体	市川市自立支援協議会	石原 めぐみ
	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	岩松 昭三
	公益社団法人関係者	公益社団法人市川市シルバー人材センター	菊田 裕美
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	木下 静男
	地域の代表者	市川市民生委員児童委員協議会	坪井 幸恵
	社会福祉法人関係者	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	松尾 順子
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	村山 園
市民			佐藤 理恵
			松丸 美弥子
			松村 素子
関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	久保木 知子

障がい者福祉専門分科会

条例上の区分	区分	推薦等の機関・団体	氏名
学識経験のある者	学識経験者	和洋女子大学	◎丸谷 充子
	経済界	市川商工会議所	山極 記子
関係団体の推薦を受けた者	障がい者団体	市川市自立支援協議会	石原 めぐみ
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	木下 静男
	障がい者団体	市川市障害者団体連絡会	○村山 園
	NPO 法人・ボランティア団体	特定非営利活動法人市川市ボランティア協会	山崎 文代
市民			松村 素子
関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	久保木 知子

第 5 節 用語解説

い

(1) 市川市こども発達センター

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）に基づき、こども（満 18 歳に満たない者をいう。）の身体的、精神的及び社会的な発達について総合的に支援するための施設として本市に設置する公の施設。位置は市川市大洲 4 丁目 18 番 3 号。市川市こども発達センターには、市川市あおぞらキッズ、市川市おひさまキッズ、市川市こども発達相談室及び市川市大洲こども館の 4 施設が置かれている。また、こども発達センターの分館として市川市そよかぜキッズがある（位置は市川市稲荷木 1 丁目 14 番 1 号）。

(2) 市川市こども発達相談室

市川市こども発達センターに置かれる施設。業務は「こども又はその保護者に対し、当該こどもの発達障がいに関する相談に応じ、支援を行うこと」とされている。

(3) 市川市社会福祉協議会

市川市の市町村社会福祉協議会。→「市町村社会福祉協議会」。

(4) 市川市社会福祉審議会

市川市社会福祉審議会条例（平成 17 年条例第 8 号）第 1 条の規定により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置されるもの。本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる（条例第 2 条）。また、障害者基本法第 36 条第 4 項の合議制の機関として位置づけられる。

(5) 市川市自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、本市に設置するもの。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされている（同法第 89 条の 3 第 2 項）。本市では、専門部会として、相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会及びこども部会の 4 つの部会を設置している。

(6) 市川市放課後保育クラブ

児童福祉法上は「放課後児童健全育成事業」（第 6 条の 3 第 2 項）で、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」とされている。

(7) 市川スマイルプラン

市川市で作成する「個別の教育支援計画」のこと。「個別の教育支援計画」とは、発達に課題があるなど、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、保護者をはじめ、園、学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した教育的支援を引き継いでいくための「ツール」となるもの。

(8) 一般相談支援事業

基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(9) 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室の令和元年 10 月 1 日難病・小児慢性特定疾病地域共生ワーキンググループ資料「医療的ケア児に関する施策について」より。

(10) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされている。障害者基本計画（第 5 次）より。

(11) インクルージョン

英語表記では「inclusion」。障害者の権利に関する条約第 3 条(c)では「包容」と訳されている。障害者基本計画（第 5 次）より。

お

(1) オストメイト

様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した方のこと。厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課資料「オストメイト（人工肛門・人工膀胱のある人たち）の公衆浴場への入浴にご理解ください」より。

か

(1) 介護給付費

→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」。

(2) 介護給付費及び特例介護給付費の支給

次に掲げる障害福祉サービスに関して障害者総合支援法第 29 条及び同法第 30 条の規定により支給する給付。障害者総合支援法第 28 条第 1 項。

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 療養介護（医療に係るものを除く。）
- ⑥ 生活介護
- ⑦ 短期入所
- ⑧ 重度障害者等包括支援
- ⑨ 施設入所支援

き

(1) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。設置は市町村の努力義務。本市では、「基幹相談支援センター大洲（えくる大洲ステーション）」（市川市急病診療・ふれあいセンター3 階）、「基幹相談支援センター行徳（えくる行徳ステーション）」（市川市役所行徳支所 1 階）を設置している。障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項。

- ① 障がい者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）（障害者総合支援法第 77 条第 1

項第 3 号に掲げる事業)

- ② 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる事業）
- ③ 身体障がい者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと（身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号に規定する業務）
- ④ 身体障がい者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと（身体障害者福祉法第 9 条第 5 項第 3 号に規定する業務）
- ⑤ 知的障がい者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと（知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 2 号に規定する業務）
- ⑥ 知的障がい者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと（知的障害者福祉法第 9 条第 5 項第 3 号に規定する業務）
- ⑦ 精神障がい者から求めがあったときに当該精神障がい者の希望、精神障がいの状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障がい者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行う業務（精神保健福祉法第 49 条第 1 項に規定する業務）
- ⑧ 地域における相談支援又は児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務
- ⑨ 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

(2) 基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年 3 月 31 日号外厚生労働省告示第 116 号）のことをいい、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針であって、基本的理念、障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する基本的考え方等について、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めたもの。

(3) 基本相談支援

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等*との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。障害者総合支援法第5条第19項。

(4) CAS（キャス）

→「発達障害者支援センター」。

(5) 強度行動障がい

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を生じている状態。第七次千葉県障害者計画より。

<

(1) グループホーム等支援ワーカー

「中核地域生活支援センター」等に委託して実施している千葉県独自の事業。支援ワーカーは、各地域内のグループホームの事業等への相談支援・普及啓発・新規開設支援等を行う。第七次千葉県障害者計画より。

(2) 訓練等給付費

→「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

(3) 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

次に掲げる障害福祉サービスに関して障害者総合支援法第29条及び同法第30条の規定により支給する給付。障害者総合支援法第28条第2項。

- ① 自立訓練
- ② 就労選択支援
- ③ 就労移行支援
- ④ 就労継続支援
- ⑤ 就労定着支援
- ⑥ 自立生活援助
- ⑦ 共同生活援助

(※ 下線部は、令和4年12月16日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から追加される。)

(1) ケアマネジメント

定義は多様だが、「利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム」といえる。「相談支援の手引き」第2版（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）より。

(2) 計画相談支援

サービス利用支援*及び継続サービス利用支援をいう。障害者総合支援法第5条第18項。

(3) 継続サービス利用支援

支給決定を受けた障がい者若しくは障がい児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は地域相談支援給付決定を受けた障がい者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障がい者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。障害者総合支援法第5条第23項。

- ① サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- ② 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等*に係る障がい者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

(4) 計画相談支援対象障害者等

次の各号に掲げる者をいう。障害者総合支援法第51条の17第1項。

- ① 障害者総合支援法第22条第4項（第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第20条第1項若しくは第24条第1項

の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は第 51 条の 7 第 4 項（第 51 条の 9 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画書の提出を求められた第 51 条の 6 第 1 項若しくは第 51 条の 9 第 1 項の申請に係る障がい者

② 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

こ

(1) 高次脳機能障がい

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障がいされた状態を指し、器質性精神障がいとして位置付けられる。障害者基本計画（第 5 次）より。

(2) 高齢者サポートセンター

→「地域包括支援センター」。

(3) こども発達センター

→「市川市こども発達センター」。

さ

(1) サービス等利用計画

支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画のこと。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

「サービス等利用計画案」が、市町村が支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に提出を求めるものであるのに対し、「サービス等利用計画」は、支給決定等が行われた後に指定特定相談支援事業者によって作成されるもの。

(2) サービス等利用計画案

支給決定等の申請に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画のこと。市町村は、支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求めるが、提出を求められた障がい者又は障がい児の保護者は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画書の提出を希望する場合等には、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画書を提出することができる。障害者総合支援法第 5 条第 22 項、第 22 条第 4 項、第 5 項、障害者総合支援法施行規則第 12 条の 4、第 12 条の 5。

(3) サービス利用支援

サービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいう。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

し

(1) 支給決定

市町村の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費を支給する旨の決定のこと。障害者総合支援法第 19 条第 1 項。→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」、「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

(2) 支給決定等

障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定、同法第 24 条第 2 項に規定する支給決定の変更の決定、同法第 51 条の 5 第 1 項に規定する地域相談支援給付決定又は同法第 51 条の 9 第 2 項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定のこと。障害者総合支援法第 5 条第 22 項。

(3) 市町村社会福祉協議会

「一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする」とされている団体。社会福祉法第 109 条第 1 項。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③までに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(4) 失語症会話パートナー

失語症に関し知識及び理解を有する者で、失語症である者の会話の補助その他の必要な支援を行う者をいう。市川市地域生活支援事業実施規則第 34 条。

(5) 指定一般相談支援事業者

都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者。障害者総合支援法第 51 条の 14。

(6) 指定共同生活援助

共同生活援助に係る指定障害福祉サービス。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号) 第 207 条。

(7) 指定計画相談支援

指定サービス利用支援(市町村長の指定に係るサービス利用支援)又は指定継続サービス利用支援(市町村長の指定に係る継続サービス利用支援)。障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項。

(8) 指定障害児相談支援

指定障害児支援利用援助(市町村長の指定に係る障害児支援利用援助)又は指定継続障害児支援利用援助(市町村長の指定に係る継続障害児支援利用援助)。児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項。

(9) 指定障害児相談支援事業者

市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者。児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号。

(10) 指定障害児相談支援事業所

市町村長の指定に係る障害児相談支援事業所(障害児相談支援事業を行う事業所)。

(11) 指定障害児通所支援事業者

都道府県知事が指定する障害児通所支援事業*を行う者。児童福祉法第 21 条の 5 の 3。

(12) 指定障害者支援施設

都道府県知事が指定する障害者支援施設。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(13) 指定障害者支援施設等

指定障害者支援施設*若しくはのぞみの園。障害者総合支援法第 34 条第 1 項。

(14) 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設が提供する障害福祉サービス。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(15) 指定障害福祉サービス事業者

都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者。障害者総合支援法第 29 条第 1 項。

(16) 指定障害福祉サービス事業者等

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園。障害者総合支援法第 29 条第 2 項。

(17) 指定地域相談支援

指定一般相談支援事業者が提供する地域相談支援。障害者総合支援法第 51 条の 14。

(18) 指定通所支援

指定障害児通所支援事業者*又は指定発達支援医療機関*が提供する障害児通所支援。児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項。

(19) 指定特定相談支援事業者

市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者。障害者総合支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号。

(20) 指定特定相談支援事業所

市町村長の指定に係る特定相談支援事業所（特定相談支援事業を行う事業所）。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条。

(21) 指定発達支援医療機関

独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項。

(22) 児童発達支援センター

次の①、②に掲げる区分に応じ、障がい児を日々保護者の下から通わせて、①、②に定める支援を提供することを目的とする施設。児童福祉施設の一つ。児童福祉法第 7 条第 1 項、43 条。

① 福祉型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

② 医療型児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

(23) 社会福祉協議会

社会福祉法第 10 章第 3 節に基づく市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会並びに社会福祉協議会連合会があるが、市町村社会福祉協議会については、「市町村社会福祉協議会」を参照。

(24) 重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童。児童福祉法第 7 条第 2 項。

(25) 重層的支援体制整備事業

市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するために行うことができることとされている事業（市町村任意事業）で、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業。市川市では「市川市よりそい支援事業」としており、「包括的相談支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」の 5 つの事業を一体的に実施するものとしている。社会福祉法第 106 条の 4。

(26) 住宅確保要配慮者

次の各号のいずれかに該当する者をいう。住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項。

- ① その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者
- ② 災害（発生した日から起算して 3 年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法が適用された同法第 2 条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者
- ③ 高齢者
- ④ 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者
- ⑤ 子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）を養育している者
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

(27) 障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。児童福祉法第 4 条第 2 項。つまり、障害者手帳の所持者に限らない。

(28) 障害児支援利用計画

通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画のこと。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項。「障害児支援利用計画案」が、市町村が通所支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい児の保護者）に提出を求めるものであるのに対し、「障害児支援利用計画」は、通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が行われた後に指定障害児相談支援事業者によって作成されるもの。

(29) 障害児支援利用計画案

通所給付決定の申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画のこと。市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい児の保護者）に指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい児の保護者は、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合等には、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案を提出することができる。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項、第 21 条の 5 の 7 第 4 項、第 5 項、児童福祉法施行規則第 18 条の 14、第 18 条の 15。

(30) 障害児相談支援

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいう。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項。

(31) 障害児相談支援事業

障害児相談支援を行う事業。児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項。

(32) 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給

次に掲げる障害児通所支援に関して児童福祉法第 21 条の 5 の 3 及び同法第 21 条の 5 の 4 の規定により支給する給付。児童福祉法第 21 条の 5 の 2。

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑤ 保育所等訪問支援

(33) 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。児童福祉法第 6 条の 2 の 2。

(34) 障害児通所支援事業

障害児通所支援を行う事業をいう。児童福祉法第 6 条の 2 の 2。

(35) 障害者就業・生活支援センター

次に掲げる業務を行うものとするとしてされている施設。障害者雇用促進法第 28 条。

- ① 支援対象障害者（職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者）からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。
- ② 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。
- ③ ①、②に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(36) 障がい者

身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち 18 歳以上である者及び精神保健福祉法第 5 条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。障害者総合支援法第 4 条第 1 項。つまり、障害者手帳の所持者に限らない。

(37) 障害者支援施設

障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び障害者総合支援法第 5 条第 1 項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。障害者総合支援法第 5 条第 11 項。

(38) 障害者週間

国民の間に広く基本原則（地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調）に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため設けられたもの。12 月 3 日から 12 月 9 日までの一週間をいう。障害者基本法第 9 条第 1 項、第 2 項。

(39) 障害者就労施設等

障害者就労施設（障害者支援施設、地域活動支援センター又は生活介護、就労移行支援若しくは就労継続支援を行う事業を行う施設などを指す）、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体をいう。障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項。

(40) 障がい者等

障がい者又は障がい児をいう。障害者総合支援法第 2 条第 1 項第 1 号。

(41) 障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいう。障害者総合支援法第 5 条第 1 項。

（※ 下線部は、令和 4 年 12 月 16 日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から追加される。）

(42) 障害福祉サービス事業

障害福祉サービス（障害者支援施設、のぞみの園その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。）を除く。）を行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 1 項。

(43) 身体障害者手帳

身体に障がいのある者に対し都道府県知事が交付するもの。身体に障がいのある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができ（ただし、本人が 15 歳に満た

ないときは、その保護者が代わって申請する)、また、都道府県知事は、その申請に基づいて審査し、その障がい身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならないとされている。身体障害者福祉法第 15 条第 1 項、第 4 項。

せ

(1) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者（知的障がい者を除く。以下この項において同じ。）に対し都道府県知事が交付するもの。精神障がい者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができ、都道府県知事は、その申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障がいの状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならないとされている。精神保健福祉法第 45 条第 1 項、第 2 項。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用したものであり、高齢期の「地域包括ケアシステム」とは異なるものである。厚生労働省 Web サイト「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」より。

→「地域包括ケアシステム」。

(3) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されている。第七次千葉県障害者計画より。

(4) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が定める成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画のこと。成年後見制度利用促進法第 12 条第 1 項。

(5) セルフプラン

一般に「セルフプラン」とは、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者以外

の者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案のことを指す。市町村は、支給要否決定（通所支給要否決定）を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい者又は障がい児の保護者は、身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合のほか、セルフプランの提出を希望する場合には、セルフプランを提出することができる。障害者総合支援法第 5 条第 22 項、第 22 条第 4 項、第 5 項、障害者総合支援法施行規則第 12 条の 4、第 12 条の 5、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項、第 21 条の 5 の 7 第 4 項、第 5 項、児童福祉法施行規則第 18 条の 14、第 18 条の 15。本計画第 2 部第 2 章第 4 節第 1 項も参照。

(6) セルフプラン率

本市の支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は通所給付決定を受けている者のうち、市川市にセルフプランを提出した者の割合。本計画第 2 部第 2 章第 4 節第 1 項も参照。

そ

(1) 相談支援

基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(2) 相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条第 2 項など。

ち

(1) 地域移行支援

障害者支援施設、のぞみの園若しくは障害者総合支援法第 5 条第 1 項若しくは第 6 項の厚生労働省令で定める施設に入所している障がい者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。障害者総合支援法第 5 条第 20 項。

(2) 地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障

がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設（障害者総合支援法第 5 条 27 項、障害者総合支援法施行規則第 6 条の 21）。

市町村は、地域生活支援事業として「地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する事業」を行うものとする（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 13、第 65 条の 14）。

地域活動支援センターを経営する事業は、都道府県が行うことができるほか、国及び都道府県以外の者が都道府県知事に届け出ることにより行うことができるとされている（障害者総合支援法第 79 条第 1 項、第 2 項）。つまり、地域活動支援センターを経営する事業は障害福祉サービスではなく、自立支援給付の対象外になっている。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、都道府県が条例で定めなければならない（障害者総合支援法第 80 条第 1 項）。

「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年障発 0801002 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく「地域生活支援事業実施要綱」には、地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型という事業形態の例が挙げられている。

(3) 地域生活支援拠点等

障害者総合支援法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を効果的に実施するために、市町村において整備するものとする（障害者総合支援法第 77 条第 3 項各号）。同項各号の事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。障害者総合支援法第 77 条第 4 項。本計画第 2 部第 2 章第 3 節第 1 項も参照。

(4) 地域生活支援事業

市町村及び都道府県が、障害者総合支援法第 77 条、78 条や地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年障発 0801002 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙 1）に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業。

(5) 地域相談支援

地域移行支援及び地域定着支援。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(6) 地域相談支援給付決定

市町村の地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費を支給する旨の決定。障害者総合支援法第 51 条の 5 第 1 項。→「地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給」。

(7) 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

地域相談支援に関して障害者総合支援法第 51 条の 14 及び同法第 51 条の 15 の規定により支給する給付。障害者総合支援法第 51 条の 13。

(8) 地域定着支援

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、当該障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。障害者総合支援法第 5 条第 21 項。

(9) 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう構築を推進している、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、2025 年を目途に構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要としている。厚生労働省 Web サイト「地域包括ケアシステム」より。

(10) 地域包括支援センター

介護保険法に規定する第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。介護保険法第 115 条の 46 第 1 項。市川市における通称は「高齢者サポートセンター」。

(11) 千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院

精神科病院内での地域移行に向けた取組や、地域との連携を行うなど、精神障害者地域移行支援に積極的に取り組んでおり、千葉県が定める要件を満たし、千葉県から指定を受けた精神科病院。第七次千葉県障害者計画より。

(12) 中核地域生活支援センター

対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に 24 時間・365 日体制で応じるとともに、相談者のニーズを把握し、適切な支援機関へつなぐため、連絡・調整等の必要な活動を行っている千葉県の独自制度。現在、広域福祉圏域ごとに 1 箇所、合計 13 箇所設置されている。第七次千葉県障害者計画より。

つ

(1) 通級指導教室

通級による指導とは、通常の学級に在籍している特別な教育的ニーズのある子どもたちに対して、各教科等は在籍の学級で学びながら、障がいの状態に応じた指導を特別の教育の場で行う指導形態。「市川市版通級指導教室ハンドブック」(平成 31 年 3 月市川市教育委員会)より。

(2) 通所給付決定

市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費を支給する旨の決定のこと。児童福祉法第 21 条の 5 の 5 第 1 項。→「障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給」。

と

(1) 特定相談支援事業

基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。障害者総合支援法第 5 条第 18 項。

(2) 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。学校教育法第 72 条。

(3) 特例介護給付費

→「介護給付費及び特例介護給付費の支給」。

(4) 特例訓練等給付費

→「訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」。

(5) 特例障害児通所給付費

→「障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給」。

な

(1) 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 1 条。障害者総合支援法第 4 条第 1 項

にいう「特殊の疾病」とは異なる。

に

(1) 日中サービス支援型グループホーム

指定共同生活援助*であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第213条の2。

指定共同生活援助には、「指定共同生活援助（いわゆる介護サービス包括型）」、「日中サービス支援型指定共同生活援助」、「外部サービス利用型指定共同生活援助」の3つの類型があるが、日中サービス支援型指定共同生活援助は、従業者のうち一名以上は常勤でなければならないなど、人員配置基準が最も手厚く、また、事業者は、指定短期入所を同時に行う必要があるほか、協議会等（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの）に対して定期的に事業の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされている。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年千葉県条例第88号）第201条の4第5項、第201条の7、第201条の10第1項。

ね

(1) NET119 緊急通報システム

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている。総務省消防庁Webサイトより。

は

(1) 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、言語の障がい及び協調運動の障がいを除く。）をいう。発達障害者支援法第2条第1項、発達

障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）第 1 条、発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）。

(2) 発達障害者支援センター

次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認めて都道府県知事が指定した社会福祉法人その他の政令で定める法人のこと。発達障害者支援法第 14 条第 1 項。

千葉県が発達障害者支援センターは、「千葉県発達障害者支援センター-CAS」（千葉市中央区）と「CAS 東葛飾」（我孫子市）。

- ① 発達障がいの早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障がい者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- ② 発達障がい者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障がいについての情報の提供及び研修を行うこと。
- ④ 発達障がいに関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- ⑤ 前各号に掲げる業務に附帯する業務

ひ

(1) 避難行動要支援者

市町村に居住する要配慮者*のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものこと。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 10 第 1 項。

(2) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。市長村長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならないとされている。災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項。

(3) 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項。

ふ

(1) 福祉避難所

要配慮者のために指定・開設する避難所。「市川市地域防災計画（震災編）」より。

ほ

(1) 放課後保育クラブ

→「市川市放課後保育クラブ」。

ゆ

(1) ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけ全ての人
が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとす
る考え方。第七次千葉県障害者計画より。

よ

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15
号。

ら

(1) ライフサポートファイル

障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期に
おいても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達
ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を 1 冊に
まとめたファイル。第七次千葉県障害者計画より。

り

(1) 療育手帳

「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号各都道府県知事・各指
定都市市長あて厚生事務次官通知）に基づいて発行されるもの（知的障害者福祉法には療育手
帳についての規定はない）。同通知の中の「療育手帳制度要綱」の「第 1 目的」では、「この
制度は、知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対す
る各種の援助措置を受け易くするため、知的障がい児（者）に手帳を交付し、もって知的障が
い児（者）の福祉の増進に資することを目的とする」とされている。